

果樹共済損害評価要綱

	昭和48年11月27日	48農経B第2553号
一部改正	昭和51年 4月 30日	51農経B第 906号
"	昭和52年 7月 8日	52農経B第1627号
全部改正	昭和56年11月16日	56農経B第3775号
一部改正	昭和57年 9月 2日	57農経B第2291号
全部改正	昭和61年 2月 17日	61農経B第 384号
一部改正	平成 3年 4月 30日	3農経B第1144号
"	平成 6年 1月 12日	6農経B第 14号
"	平成12年 5月 31日	12農経B第1966号
"	平成12年11月 20日	12農経B第3778号
"	平成13年 1月 5日	12農経A第1774号
"	平成15年 6月 30日	15経営第1712号
"	平成16年 3月 4日	15経営第6627号
"	平成17年 2月 16日	16経営第6877号
"	平成19年 4月 2日	18経営第7199号
"	平成20年12月 3日	20経営第4876号
"	平成20年12月 9日	20経営第4976号
"	平成22年 3月 31日	21経営第7026号
"	平成23年 9月 1日	23経営第1663号
"	平成24年 3月 29日	23経営第3623号
"	平成27年 3月 9日	26経営第2993号
"	平成27年10月 1日	27経営第1596号

目 次

第1章 通 則	1
第1節 目 的	1
第2節 果樹共済の種類及び共済事故	1
第1 果樹共済の種類	1
第2 果樹共済の共済事故	2
第3節 共済責任期間	4
第1 収穫共済の共済責任期間	4
第2 樹体共済の共済責任期間	4
第4節 損 害	5
第1 収穫共済	5
第2 樹体共済	7
第5節 損害通知	8
第1 収穫共済	8
第2 樹体共済	13
第6節 損害防止	14

第 1	予防措置	14
第 2	善後処置	14
第 7 節	分割評価	15
第 8 節	損害評価会の委員及び損害評価員	15
第 1	組合等	15
第 2	連合会	16
第 9 節	地方農政局統計部等に対する連絡等	17
第 1	地方農政局統計部等に対する連絡	17
第 2	都道府県知事に対する連絡	17
第 3	農業協同組合等への協力要請等	17
第 2 章	基準収穫量等	19
第 1	半相殺方式及び樹園地単位方式の基準収穫量	19
第 2	全相殺方式の基準収穫量	22
第 3	災害収入共済方式の基準収穫量	23
第 4	連合会への報告	25
第 5	連合会による基準収穫量の検討	25
第 6	農林水産省への報告	25
第 3 章	損害評価	26
第 1 節	損害評価の時期及び損害評価の単位	26
第 1	損害評価の時期	26
第 2	損害評価の単位	26
第 2 節	損害評価の準備	26
第 1	半相殺方式、樹園地単位方式及び樹体共済における損害評価並びに全相殺方式及び災害収入共済方式における全相殺等樹園地調査による損害評価	26
第 2	全相殺方式及び災害収入共済方式における出荷数量調査又は貯蔵場所調査による損害評価	27
第 3 節	現地評価	28
第 1	収穫共済	28
第 2	樹体共済	38
第 4 節	損害評価高の取りまとめ	40
第 1	収穫共済	40
第 2	樹体共済	52
第 5 節	損害評価高の決定	55
第 1	収穫共済	55
第 2	樹体共済	57
第 6 節	特定組合以外の組合等及び連合会が共済金及び保険金の仮渡しを行う場合の損害評価	58
第 1	収穫共済	58
第 2	樹体共済	60
第 7 節	特定組合が共済金の仮渡しを行う場合の損害評価	61
第 1	収穫共済	61
第 2	樹体共済	62
第 4 章	請求の手続	63
第 1 節	特定組合以外の組合等及び連合会による保険金又は再保険金の請求の手続	63
第 1	保険金の請求の手続	63
第 2	再保険金の請求の手続等	64
第 2 節	特定組合による保険金の請求の手続	64
第 1	支払共済金の算定と免責の額の決定	64
第 2	損害評価書の作成	64
第 3	支払保険金の算定及び請求	65
第 4	通常災害特定組合の損害評価書の提出	65
第 3 節	共済金又は保険金の支払	65
第 1	保険金の支払	65

第 2	組合等による共済金の支払	65
第 4 節	保険金の仮渡し及び再保険金の概算払の請求の手続等	65
第 1	保険金の仮渡し及び再保険金の概算払の請求の手続	65
第 2	保険金又は再保険金の追加請求	67
第 5 節	特定組合による保険金の概算払の請求の手続等	67
第 1	保険金概算払請求の手続	67
第 2	保険金の追加請求	68
附 則	(平成27年3月9日26経営第2993号)	69
収穫共済損害評価関係書類様式目録		
樹体共済損害評価関係書類様式目録		

果樹共済損害評価要綱

第1章 通 則

第1節 目 的

この要綱は、農業災害補償法（以下「法」という。）、農業災害補償法施行令、農業共済再保険特別会計法施行令、農業災害補償法施行規則（以下「規則」という。）、果樹共済損害認定準則並びに特定収穫共済に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則に準拠して定めたものであり、果樹共済の損害評価の業務を適正かつ円滑に行うこととする。

第2節 果樹共済の種類及び共済事故

第1 総論

果樹共済の種類は、次のとおりである。

1 収穫共済

収穫共済には、次の17種類がある。

種類	内 容		
半相殺方式	減収一般方式	果実の減収による損害を共済の対象とする収穫共済のうち、短縮方式以外の収穫共済	
	減収短縮方式	果実の減収による損害を共済の対象とする収穫共済のうち、昭和61年1月23日農林水産省告示第137号（農業災害補償法の規定に基づき特定の収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹等につき主務大臣が定める期間を定める等の件）第4号の果樹に係る収穫共済	
	減収暴風雨方式	最大風速13.9メートル毎秒以上の暴風雨又は最大瞬間風速20.0メートル毎秒以上の暴風雨（以下「暴風雨」という。）による果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済（法第120条の3の2第1項の規定に基づき申し出た者に限る。）	
	減収ひょう害方式	降ひょうによる果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済（法第120条の3の2第1項の規定に基づき申し出た者に限る。）	
	減収凍霜害方式	凍傷又は降霜による果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済（法第120条の3の2第1項の規定に基づき申し出た者に限る。）	
	減収暴風雨・ひょう害方式	暴風雨又は降ひょうによる果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済（法第120条の3の2第1項の規定に基づき申し出た者に限る。）	
	減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式	暴風雨、降ひょう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済（法第120条の3の2第1項の規定に基づき申し出た者に限る。）	
	減収総合方式	果実の減収による損害を共済の対象とする収穫共済	
全相殺方式			

農家単位で 増収分と減 収分とを相 殺して損害 を把握する 収穫共済		(法第120条の3の2第2項の規定に基づき申し出た者で規則第33条の6の2に規定する者に限る。)
収穫共済	品質方式	果実の減収及び品質の低下による損害を共済の対象とする収穫共済 (規則第33条の6の2に規定する者に限る。)
災害収入共済方式		果実の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少による損害を共済の対象とする収穫共済(規則第33条の6の2に規定する者に限る。)
樹園地 単位 方式	減 収 総 合 方 式	果実の減収による損害を共済の対象とする収穫共済のうち、短縮方式以外の収穫共済
被害樹園地 ごとに損害 を把握する 収穫共済	短縮方式	果実の減収による損害を共済の対象とする収穫共済のうち、昭和61年1月23日農林水産省告示第137号(農業災害補償法の規定に基づき特定の収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹等につき主務大臣が定める期間を定める等の件)第4号の果樹に係る収穫共済
	減収暴風 雨方式	暴風雨による果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済(法第120条の3の2第1項の規定に基づき申し出た者に限る。)
	減収ひよ う害方式	降ひようによる果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済(法第120条の3の2第1項の規定に基づき申し出た者に限る。)
	減収凍霜 害方式	凍傷又は降霜による果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済(法第120条の3の2第1項の規定に基づき申し出た者に限る。)
	減収暴風 雨・ひよ う害方式	暴風雨又は降ひようによる果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済(法第120条の3の2第1項の規定に基づき申し出た者に限る。)
	減収暴風 雨・ひよ う害・凍 霜害方式	暴風雨、降ひよう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済(法第120条の3の2第1項の規定に基づき申し出た者に限る。)

2 樹体共済

樹体共済は、樹体の損害を共済の対象とするものである。

第2 果樹共済の共済事故

1 収穫共済の共済事故

半相殺方式の減収総合方式(以下「半相殺減収総合方式」という。)、全相殺方式の減収総合方式(以下「全相殺減収総合方式」という。)及び樹園地単位方式の減収総合方式(以下「樹園地減収総合方式」という。)の共済事故は、次に掲げる災害による果実の減収、半相殺方式の減収暴風雨方式及び樹園地単位方式の減収暴風雨方式の共済事故は、暴風雨による果実の減収、半相殺方式の減収ひよう害方式及び樹園地単位方式の減収ひよう害方式の共済事故は、降ひようによる果実の減収、半相殺方式の減収凍霜害方式及び樹園地単位方式の減収凍霜害方式の共済事故は、凍傷又は降霜による果実の減収、半相殺方式の減収暴風雨・ひよう害方式及び樹園地単位方式の減収暴風雨・ひよう害方式の共済事故は、暴風雨又は降ひようによる果実の減収、半相殺方

式の減収暴風雨・ひよう害・凍霜害方式及び樹園地単位方式の減収暴風雨・ひよう害・凍霜害方式の共済事故は、暴風雨、降ひよう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収、品質方式の共済事故は、次に掲げる災害による果実の減収及び品質の低下、また、災害収入共済方式の共済事故は、次に掲げる災害による果実の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少である。

- (1) 風 水 害 暴風、強風、潮風等による風害、冠水、浸水、埋没等による水害及び風害と水害が同時又は相前後して発生した場合の災害
- (2) ひ よ う 害 降ひようによる災害
- (3) 干 味 害 干ばつによる災害
- (4) 寒 害 寒冷による災害（例えば寒冷による果樹、枝葉、花芽等の枯死）
- (5) 雪 害 積雪による災害（例えば積雪による主枝等の折損）
- (6) 暖 冬 害 暖冬により不時開花、芽葉の異常伸長等の現象が生じたことによる災害
- (7) 凍 霜 害 凍傷又は降霜による災害（気温の急激な低下により芽葉等の内部組織の破壊現象によつて発生する災害をいう。）
- (8) 冷 害 低温及びこれに付随する異常気象（例えば日照不足）のため生じた災害
- (9) 冷 湿 害 低温と大気及び土壤の湿潤が重複しておこる災害（例えば玉伸び不良）
- (10) 雨害湿潤害 長雨その他雨そのものによる災害及び大気の湿潤による災害（例えば授粉不能、異常落果、玉割れ）
- (11) 雷 害 落雷による果樹の裂折損及び火災等による災害
- (12) その他の気象上の原因による災害
- (13) 地 震 の 害 地震による災害（地震によつて生じる津波、水害、干害等の災害を含む。）
- (14) 噴 火 の 害 火山の噴火による熔岩の流出及び降灰等による災害
- (15) 地すべりの害
- (16) 火 灾
- (17) 病 害
- (18) 虫 害
- (19) 鳥 害
- (20) 獣 害

2 樹体共済の共済事故

樹体共済の共済事故は、1に掲げる災害によつて生じた次に掲げる事故である。

- (1) 枯 死
- (2) 流 失
- (3) 滅 失
- (4) 埋 没 (その埋没に係る果樹を埋没前の状態に復するために必要な費用の金額が当該果樹の付された樹体共済に係る共済責任期間の開始する時の価額として法第120条の6第7項の規定により組合等（法第12条第3項の組合等をいう。以下同じ。）が定める金額を超える程度の損害が見込まれるものに限る。)
- (5) 損 傷 (その損傷が主枝に係るものであり、かつ、その程度がその損傷に係る果樹のその損傷を受ける直前における樹冠容積の2分の1以上の部分にわたる程度のものとする。)

第3節 共済責任期間

共済責任期間とは、その期間中に発生した共済事故により第4節に規定する損害が生じた場合において組合等が組合員等（法第12条第1項の組合員等をいう。以下同じ。）に対し共済金の支払責任を生ずることとなる期間である。

第1 収穫共済の共済責任期間

1 収穫共済の共済責任期間は、次のとおりである。共済責任期間の始期となる期日は、その地域の当該果樹の実態を勘査して共済規程等（法第86条第1項の共済規程等をいう。以下同じ。）で明らかにし、統一的な取扱いをするものとする。

(1) 半相殺減収総合方式の一般方式（以下「半相殺減収総合一般方式」という。）、全相殺方式、災害収入共済方式及び樹園地減収総合方式の一般方式（以下「樹園地減収総合一般方式」という。）

(ア) りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、うめ、すもも及びキウイフルーツ
花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫をするに至るまでの期間

(イ) うんしゅうみかん、いよかん及びびわ

春枝の伸長停止期から当該春枝の伸長停止期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

(ウ) なつみかん及び指定かんきつ（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかん以外のかんきつ類の果樹
(はつさく、ぽんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミ
ノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号及び甘平を総称していう。
以下同じ。）

春枝の伸長停止期から当該春枝の伸長停止期の属する年の翌々年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

(エ) パインアップル

夏実の収穫期から当該夏実の収穫期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

(2) 半相殺減収総合方式の短縮方式（以下「半相殺減収総合短縮方式」という。）、半相殺方式の特定危険方式（以下「半相殺特定危険方式」という。）、樹園地減収総合方式の短縮方式（以下「樹園地減収総合短縮方式」という。）及び樹園地単位方式の特定危険方式（以下「樹園地特定危険方式」という。）

(ア) りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、すもも及びキウイフルーツ
発芽期から当該発芽期の属する年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

(イ) うんしゅうみかん、いよかん及びうめ

開花期から当該開花期の属する年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

(ウ) なつみかん、指定かんきつ及びびわ

開花期から当該開花期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

(エ) パインアップル

夏実の収穫期から当該夏実の収穫期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

2 1の（1）及び（2）の果実の収穫とは果実を適期に採取し、樹園地から搬出することである。

ただし、当該樹園地内において貯蔵する場合は、その貯蔵する時までをいう。

第2 樹体共済の共済責任期間

樹体共済の共済責任期間は、樹体共済の共済目的の種類ごとに、共済規程等で定める日から1年間である。

なお、共済規程等でこの始期を定めるに当たっては、引受事務の効率化等の観点から半相殺減収総合一般方式、全相殺方式、災害収入共済方式及び樹園地減収総合一般方式の共済責任期間の始期と合わせるとともに、損害評価時期の統一を図るため同一都道府県の区域内ではできるだけ同時期とするものとする。

第4節 損 害

第1 収穫共済

1 半相殺方式

(1) 損害認定の対象となる損害

損害認定の対象となる損害は、収穫共済の共済目的の種類等（法第120条の6第1項第1号の収穫共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）ごと及び組合員等ごとに、共済責任期間中に発生した共済事故による果実の樹園地ごとの減収量（その樹園地の基準収穫量からその樹園地の実収穫量を差し引いて得た数量をいう。以下1において同じ。）の合計が、当該組合員等の樹園地ごとの基準収穫量の合計の3割（半相殺特定危険方式にあつては2割）を超えた場合の損害とする。

ただし、細区分（法第120条の6第5項により読み替えられた同条第2項の収穫共済の共済目的の種類等の細区分をいう。以下同じ。）が定められた収穫共済の共済目的の種類等にあつては、果実の樹園地ごとの減収金額（その樹園地の細区分ごとの基準収穫金額（当該細区分に係る果実の単位当たり価額（法第120条の6第5項により読み替えられた同条第2項の規定により、農林水産大臣が定めた果実の単位当たり価額をいう。以下同じ。）にその樹園地の当該細区分に係る基準収穫量を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）の合計額からその樹園地の当該細区分ごとの実収穫金額（当該細区分に係る果実の単位当たり価額にその樹園地の当該細区分に係る実収穫量を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）の合計額を差し引いて得た金額をいう。以下1において同じ。）の合計額が当該組合員等の樹園地ごとの基準収穫金額の合計額の3割（半相殺特定危険方式にあつては2割）を超えた場合の損害とする。

(2) 共済金の支払額

共済金の支払額は、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、(1)に規定する損害（以下半相殺減収総合方式に係るものにあつては「半相殺3割超過被害」、半相殺特定危険方式に係るものにあつては「半相殺2割超過被害」という。）が発生した場合に、当該組合員等に係る共済金額に、次の算式による共済金の支払割合を乗じて得た金額とする。

ア 半相殺減収総合方式の場合

$$\text{共済金支払割合} = \frac{10}{7} \times \text{損害割合} - \frac{3}{7}$$

上記の損害割合は、次により算定する。

$$\text{損害割合} = \frac{\text{樹園地ごとの減収量の合計}}{\text{樹園地ごとの基準収穫量の合計}}$$

ただし、細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等の場合にあつては、

$$\text{損害割合} = \frac{\text{樹園地ごとの減収金額の合計額}}{\text{樹園地ごとの細区分ごとの基準収穫金額の合計額}}$$

イ 半相殺特定危険方式の場合

$$\text{共済金支払割合} = \frac{5}{4} \times \text{損害割合} - \frac{1}{4}$$

上記の損害割合は、アの場合と同様に算定する。

2 全相殺方式

(1) 損害認定の対象となる損害

損害認定の対象となる損害は、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、共済責任期間中に発生した共済事故による果実の減収量（全相殺減収総合方式に係るものにあつては基準収穫量から実収穫量を差し引いて得た数量、品質方式に係るものにあつては基準収穫量から果実の実収穫量を果実の品質の程度に応じて農林水産大臣が定める一定の方法により調整して得た数量（以下「品質を含む実収穫量」という。）を差し引いて得た数量をいう。以下2において同じ。）が基準収穫量の2割を超えた場合の損害とする。

ただし、細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等にあつては、果実の減収金額（全相殺減収総合方式に係るものにあつては、当該細区分ごとの果実の単位当たり価額に当該細区分ごとの基準収穫量に相当する数を乗じて得た金額（以下「組合員等の当該細区分に係る基準収穫金額」という。）の合計額から、当該細区分ごとの果実の単位当たり価額に当該細区分ごとの果実の実収穫量に相当する数を乗じて得た金額の合計額を差し引いて得た金額、品質方式に係るものにあつては、組合員等の当該細区分に係る基準収穫金額の合計額から、当該細区分ごとの果実の単位当たり価額に当該細区分ごとの品質を含む実収穫量に相当する数を乗じて得た金額の合計額を差し引いて得た金額をいう。以下2において同じ。）が当該組合員等の細区分ごとの基準収穫金額の合計額の2割を超えた場合の損害とする。

(2) 共済金の支払額

共済金の支払額は、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、(1)に規定する損害（以下「全相殺2割超過被害」という。）が発生した場合に、当該組合員等に係る共済金額に、次の算式による共済金の支払割合を乗じて得た金額とする。

$$\text{共済金支払割合} = \frac{5}{4} \times \text{損害割合} - \frac{1}{4}$$

上記の損害割合は、次により算定する。

$$\text{損害割合} = \frac{\text{減収量}}{\text{基準収穫量}}$$

ただし、細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等の場合にあつては、

$$\text{損害割合} = \frac{\text{減 収 金 領}}{\text{組合員等の当該細区分に係る基準収穫金額の合計額}}$$

3 災害収入共済方式

(1) 損害認定の対象となる損害

損害認定の対象となる損害は、収穫共済の共済目的の種類（災害収入共済方式にあつては、ハウス栽培のうんしゅうみかんの3類及びぶどうの4類を除く。以下同じ。）ごと及び組合員等ごとに、共済責任期間中に発生した第2節第2の1の各号に掲げる災害による果実の減収又は品質の低下（品質を含む実収穫量が基準収穫量に達しないものに限る。）がある場合において、果実の生産金額（組合員等ごとの総販売金額から農業協同組合等が控除する必要経費部分を差し引いて得た額をいう。以下同じ。）が基準生産金額の8割（以下「特定収穫共済限度額」という。）に達しない場合の損害とする。

(2) 共済金の支払額

共済金の支払額は、収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、(1)に規定する損害が発生した場合に、当該組合員等に係る共済金額に、特定収穫共済限度額から果実の生産金額を差し引いて得た額の特定収穫共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

4 樹園地単位方式

(1) 損害認定の対象となる損害

損害認定の対象となる損害は、収穫共済の共済目的の種類等ごと、組合員等ごと及び樹園地ごとに、共済責任期間中に発生した共済事故による果実の減収量（その樹園地の基準収穫量からその樹園地の実収穫量を差し引いて得た数量をいう。以下4において同じ。）が、当該樹園地の基準収穫量の4割（樹園地特定危険方式にあつては3割）を超えた場合の損害とする。

ただし、細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等にあつては、果実の減収金額（その樹園地の細区分ごとの基準収穫金額の合計額からその樹園地の当該細区分ごとの実収穫金額の合計額を差し引いて得た金額をいう。以下4において同じ。）が当該樹園地の基準収穫金額の合計額の4割（樹園地特定危険方式にあつては3割）を超えた場合の損害とする。

（2）共済金の支払額

共済金の支払額は、収穫共済の共済目的の種類等ごと、組合員等ごと及び樹園地ごとに、（1）に規定する損害（以下樹園地減収総合方式に係るものにあつては「樹園地4割超過被害」、樹園地特定危険方式に係るものにあつては「樹園地3割超過被害」という。）が発生した場合に、当該樹園地に係る共済金額に、次の算式による共済金の支払割合を乗じて得た金額とする。

ア 樹園地減収総合方式の場合

$$\text{共済金支払割合} = \frac{5}{3} \times \text{損害割合} - \frac{2}{3}$$

上記の損害割合は、次により算定する。

$$\text{損害割合} = \frac{\text{樹園地の減収量}}{\text{樹園地の基準収穫量}}$$

ただし、細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等の場合にあつては

$$\text{損害割合} = \frac{\text{樹園地の減収金額}}{\text{樹園地の細区分ごとの基準収穫金額の合計額}}$$

イ 樹園地特定危険方式の場合

$$\text{共済金支払割合} = \frac{10}{7} \times \text{損害割合} - \frac{3}{7}$$

上記の損害割合は、アの場合と同様に算定する。

第2 樹体共済

1 損害認定の対象となる損害

樹体共済の損害認定の対象となる損害は、樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、共済責任期間中に発生した共済事故による樹体の損害の額（細区分等及び樹齢区別の果樹（果樹共済引受要綱（昭和56年4月23日付け56農経B第999号農林水産省経済局長通知。以下「引受要綱」という。）第4章第2節第2の1の（1）の「細区分等及び樹齢区別の果樹」をいう。以下同じ。）ごとの1本当たり価額に細区分等及び樹齢区別の果樹ごとの全損換算本数に相当する数を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）が10万円（共済価額（当該樹体共済の共済目的の種類に係る樹体の共済責任期間の開始する時の価額として法第120条の6第7項の規定により組合等が定めた金額をいう。以下同じ。）の10分の1に相当する金額が10万円に満たないときは、当該相当する金額）を超えた場合の損害とする。

細区分等及び樹齢区別による果樹ごとの全損換算本数の算定は、次により行うものとする。

$$\text{細区分等及び樹齢区別による果樹ごとの全損換算本数} = \text{細区分等及び樹齢区別による果樹ごとの} \Sigma (\text{損害程度別本数} \times \text{損害程度別})$$

この場合の損害程度別は、全損及び分損の別とし、全損については100%、分損については分損90%以上は95%、90%未満～80%以上は85%、80%未満～70%以上は75%、70%未満～60%以上は65%、60%未満～50%以上は55%を用いる。

2 共済金の支払額

樹体共済の共済金の支払額は、樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、1に規定する損害が発生した場合に、当該組合員等に係る共済金額に損害の額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

第5節 損害通知

第1 収穫共済

1 半相殺方式又は樹園地単位方式

(1) 事故発生通知

事故発生通知は、共済目的について共済事故が発生したことを遅滞なく報告する通知であり、次により行う。

ア 組合等は、組合員等に対し、共済事故が発生したときは、遅滞なくその旨を通知させるものとする。

なお、半相殺特定危険方式又は樹園地特定危険方式に係るものについては、災害の種類、発生年月日及び被害を受けた樹園地その他被害の状況等を併せて通知させ、以下の様式の事故発生通知欄を、組合員等からの聞き取り等により作成するものとする（組合員等事故発生通知書・様式例⑩第1号の2の（1）若しくは同号の2の（2））。

イ 特定組合（法第53条の2第4項の特定組合をいう。以下同じ。）以外の組合等は、組合員等から事故発生通知があつたとき、又は通知がない場合でも共済事故が発生したと認めたときは、遅滞なく、農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）にその旨を通知する。

ウ 特定組合は、組合員から事故発生通知があつたとき、又は通知がない場合でも共済事故が発生したと認めたときは、遅滞なく、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）にその旨を通知する。

エ 連合会は、組合等から事故発生通知があつたとき、又は通知がない場合でも共済事故が発生したと認めたときは、遅滞なく、経営局長にその旨を通知する。

(2) 損害通知

損害通知は、半相殺3割超過被害、半相殺2割超過被害、樹園地4割超過被害又は樹園地3割超過被害があつたと認めるときに行う通知であり、次により行う。

ア 組合員等の行う通知

組合等は、組合員等に対し、収穫期において半相殺3割超過被害、半相殺2割超過被害、樹園地4割超過被害又は樹園地3割超過被害があつたと認めるときは、組合等の指定する期日までに、その被害を受けた樹園地のすべてにつき、災害の種類、発生年月日、被害を受けた樹園地その他被害の状況等及びその被害を受けた樹園地ごとの収穫の開始予定年月日を組合等に通知させるものとする（組合員等損害通知書・様式例⑩第1号の1、同号の2又は第5号の2）。なお、半相殺減収総合方式又は樹園地減収総合方式にあつては、組合員等が品種の違いにより収穫期が相違するものを栽培している場合において、早期に収穫されるものに係る品種が被害を受けたときは、その被害を受けた品種については、すべて損害通知を行わるものとする。

ただし、後期に収穫される品種に係る栽培面積が極めて小さく、その被害を見込んで共済金の支払対象とならないと見込まれる場合には、早期に収穫されるものに係る樹園地の被害についての損害通知を行

わせなくとも差し支えない。

イ 特定組合以外の組合等の行う通知

(ア) 速報

特定組合以外の組合等は、半相殺3割超過被害、半相殺2割超過被害、樹園地4割超過被害又は樹園地3割超過被害があると認めるときは、その都度、損害評価会の委員及び損害評価員の協力を求めて、その概況を調査し、災害の種類、発生年月日及び状況、被害面積等の概数、支払共済金見込額、損害防止の概況その他必要な事項を連合会に通知する（組合等損害通知書・様式⑩第8号の1又は同号の2）。

(イ) 定期報告

特定組合以外の組合等は、収穫期において、組合員等から通知のあつた収穫共済の共済目的の種類等について第3章に定めるところにより損害評価を行い、連合会の指定する期日までにその結果（第3章第4節第1の1の（1）の才の組合等当初評価高報告書）を取りまとめ、連合会に通知する（様式⑩第9号の1、同号の2、同号の5又は同号の6）。

ウ 特定組合の行う通知

(ア) 速報

特定組合は、半相殺3割超過被害、半相殺2割超過被害、樹園地4割超過被害又は樹園地3割超過被害があると認めるときは、その都度、損害評価会の委員及び損害評価員の協力を求めて、その概況を調査し、規則第40条の9第4号に掲げる事項を農林水産大臣に通知する（特定組合損害通知書・様式⑩第8号の1又は同号の2）。

(イ) 定期報告

特定組合は、収穫期において、組合員から通知のあつた収穫共済の共済目的の種類等について第3章に定めるところにより損害評価を行い、規則第40条の9第5号に掲げる事項をエの（イ）で定める期日までに第3章第4節第1の1の（1）のカの特定組合当初評価高報告書に取りまとめ、農林水産大臣に通知する（様式⑩第9号の1、同号の2、同号の5又は同号の6）。

エ 連合会の行う通知

(ア) 速報

連合会は、組合等の行う速報に準じて、損害の概況を調査し、規則第37条第4号に掲げる事項を災害発生の都度、農林水産大臣に通知する（様式⑩第13号の1又は同号の2）。

(イ) 定期報告

連合会は、収穫期において、第3章に定めるところにより損害評価を行い、規則第37条第5号に掲げる事項を次に定める期日までに第3章第4節第1の2の（1）のエの連合会当初評価高報告書に取りまとめ、農林水産大臣に通知する（様式⑩第14号の1、同号の2、同号の5若しくは同号の6、同号の7の（1）若しくは同号の7の（2）、同号の7の（3）若しくは同号の7の（4）、同号の8の（1）若しくは同号の8の（2）及び同号の9の（1）若しくは同号の9の（2））。

うんしゅうみかん 当該共済責任期間の終了する年の翌年の2月末日

なつみかん 当該共済責任期間の終了する年の8月末日

いよかん 当該共済責任期間の終了する年の2月末日

指定かんきつ 当該共済責任期間の終了する年の7月末日（当該共済責任期間の終了が7月末日以降12月末日までの場合はその年の翌年の2月末日）

りんご 当該共済責任期間の終了する年の2月末日

ぶどう 当該共済責任期間の終了する年の12月末日

な	し	当該共済責任期間の終了する年の翌年の1月末日
も	も	当該共済責任期間の終了する年の11月末日
お う と う	う	当該共済責任期間の終了する年の9月末日
び	わ	当該共済責任期間の終了する年の9月末日
か	き	当該共済責任期間の終了する年の翌年の1月末日
く	り	当該共済責任期間の終了する年の翌年の1月末日
う	め	当該共済責任期間の終了する年の10月末日
す も も	も	当該共済責任期間の終了する年の11月末日
キウイフルーツ		当該共済責任期間の終了する年の翌年の5月末日
パインアップル		当該共済責任期間の終了する年の9月末日

2 全相殺方式

(1) 事故発生通知

半相殺減収総合方式における事故発生の通知に準じて行う。

(2) 損害通知

損害通知は、全相殺2割超過被害があつたと認めるときに行う通知であり、次により行う。

ア 組合員等の行う通知

組合等は、組合員等に対し、収穫期において、全相殺2割超過被害があつたと認めるときは、組合等の指定する期日までにその共済関係の成立している樹園地のすべての状況について、災害の種類、発生年月日、被害を受けた樹園地その他被害の状況等及び樹園地の収穫開始予定年月日を組合等に通知させるものとする（組合員等損害通知書・様式例⑩第1号の3）。

イ 特定組合以外の組合等の行う通知

(ア) 速報

特定組合以外の組合等は、全相殺2割超過被害があると認めるときは、その都度、損害評価会の委員及び損害評価員の協力を求めて、その概況を調査し、災害の種類、発生年月日及び状況、被害面積等の概数、支払共済金見込額、損害防止の概況その他必要な事項を連合会に通知する（組合等損害通知書・様式⑩第8号の1）。

(イ) 定期報告

特定組合以外の組合等は、収穫期において、組合員等から通知のあつた収穫共済の共済目的の種類等について第3章に定めるところにより損害評価を行い、連合会の指定する期日までにその結果（第3章第4節第1の1の（2）のオの組合等当初評価高報告書）を取りまとめ、連合会に通知する（様式⑩第9号の3）。

ウ 特定組合の行う通知

(ア) 速報

特定組合は、全相殺2割超過被害があると認めるときは、その都度、損害評価会の委員及び損害評価員の協力を求めて、その概況を調査し、規則第40条の9第4号に掲げる事項を農林水産大臣に通知する（特定組合損害通知書・様式⑩第8号の1）。

(イ) 定期報告

特定組合は、収穫期において、組合員から通知のあつた収穫共済の共済目的の種類等について第3章に定めるところにより損害評価を行い、規則第40条の9第5号に掲げる事項をエの（イ）で定める期日までに第3章第4節第1の1の（2）のカの特定組合当初評価高報告書に取りまとめ、農林水産大臣に

通知する（様式~~回~~第9号の3）。

エ 連合会の行う通知

(ア) 速報

連合会は、組合等の行う速報に準じて、損害の概況を調査し、規則第37条第4号に掲げる事項を災害発生の都度、農林水産大臣に通知する（様式~~回~~第13号の1）。

(イ) 定期報告

連合会は、収穫期において、第3章に定めるところにより損害評価を行い、規則第37条第5号に掲げる事項を次に定める期日までに第3章第4節第1の2の（2）のエの連合会当初評価高報告書に取りまとめ、農林水産大臣に通知する（様式~~回~~第14号の3、同号の7の（1）、同号の7の（3）、同号の8の（1）、同号の9の（1））。

うんしゅうみかん	当該共済責任期間の終了する年の翌年の6月末日
なつみかん	当該共済責任期間の終了する年の9月末日
いよかん	当該共済責任期間の終了する年の6月末日
指定かんきつ	当該共済責任期間の終了する年の8月末日（当該共済責任期間の終了が8月末日以降12月末日までの場合はその年の翌年の6月末日）
りんご	当該共済責任期間の終了する年の翌年の6月末日
ぶどう	当該共済責任期間の終了する年の翌年の1月末日
なし	当該共済責任期間の終了する年の翌年の2月末日
もも	当該共済責任期間の終了する年の12月末日
おうとう	当該共済責任期間の終了する年の9月末日
びわ	当該共済責任期間の終了する年の9月末日
かき	当該共済責任期間の終了する年の翌年の1月末日
くり	当該共済責任期間の終了する年の翌年の1月末日
うめ	当該共済責任期間の終了する年の10月末日
すもも	当該共済責任期間の終了する年の11月末日
キウイフルーツ	当該共済責任期間の終了する年の翌年の7月末日
パインアップル	当該共済責任期間の終了する年の9月末日

3 災害収入共済方式

(1) 事故発生通知

半相殺減収総合方式における事故発生の通知に準じて行う。

(2) 損害通知

損害通知は、第4節第1の3の（1）に規定する果実の減収又は品質の低下があると認めるときに行う通知であり、次により行う。

ア 組合員等の行う通知

組合等は、組合員等に対し、収穫期において、第4節第1の3の（1）に規定する果実の減収又は品質の低下があつたと認めるときは、組合等の指定する期日までに、その共済関係の成立している樹園地のすべての状況について、災害の種類、発生年月日、被害を受けた樹園地その他被害の状況等及び樹園地の収穫開始予定年月日を組合等に通知させるものとする（組合員等損害通知書・様式例~~回~~第1号の4）。

イ 特定組合以外の組合等の行う通知

(ア) 速報

特定組合以外の組合等は、第4節第1の3の（1）に規定する果実の減収又は品質の低下があると認めるときは、その都度、損害評価会の委員及び損害評価員の協力を求めてその概況を調査し、災害の種類、発生年月日及び状況、被害面積等の概数、損害防止の概況その他必要な事項を連合会に通知する（組合等損害通知書・様式⑩第8号の1）。

（イ）定期報告

特定組合以外の組合等は、収穫期において、組合員等から通知のあつた収穫共済の共済目的の種類について第3章に定めるところにより損害評価を行い、連合会の指定する期日までにその結果（第3章第4節第1の1の（3）の才の組合等当初評価高報告書）を取りまとめ、連合会に通知する（様式⑩第9号の4）。

ウ 特定組合の行う通知

（ア）速報

特定組合は、第4節第1の3の（1）に規定する果実の減収又は品質の低下があると認めるときは、その都度、損害評価会の委員及び損害評価員の協力を求めて、その概況を調査し、規則第40条の9第4号に掲げる事項を農林水産大臣に通知する（特定組合損害通知書・様式⑩第8号の1）。

（イ）定期報告

特定組合は、収穫期において、組合員から通知のあつた収穫共済の共済目的の種類について第3章に定めるところにより損害評価を行い、規則第40条の9第5号に掲げる事項をエの（イ）で定める期日までに第3章第4節第1の1の（3）のカの特定組合当初評価高報告書に取りまとめ、農林水産大臣に通知する（様式⑩第9号の4）。

エ 連合会の行う通知

（ア）速報

連合会は、組合等の行う速報に準じて、損害の概要を調査し、規則第37条第4号に掲げる事項を災害発生の都度、農林水産大臣に通知する（様式⑩第13号の1）。

（イ）定期報告

連合会は、収穫期において、第3章に定めるところにより損害評価を行い、規則第37条第5号に掲げる事項を第3章第4節第1の2の（3）のエの連合会当初評価高報告書に取りまとめ、農林水産大臣に通知する（様式⑩第14号の4、同号の7の（5）、同号の8の（1）、同号の9の（1）、同号の10、同号の11）。

なお、報告書の提出期日は、全相殺方式の提出期日に同じである。ただし、うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご及びキウイフルーツについては、次のとおりとする。

また、農業協同組合等の販売方法の実態等により農家の生産金額の確定が当該期日後となる場合にあっては、あらかじめ経営局長に報告した期日までに定期報告を行うものとする。

うんしゅうみかん	当該共済責任期間の終了する年の翌年の7月末日
なつみかん	当該共済責任期間の終了する年の11月末日
いよかん	当該共済責任期間の終了する年の翌年の7月末日
指定かんきつ	当該共済責任期間の終了する年の10月末日（当該共済責任期間の終了が10月末日以降12月末日までの場合はその年の翌年の7月末日）
りんご	当該共済責任期間の終了する年の翌年の7月末日
キウイフルーツ	当該共済責任期間の終了する年の翌年の8月末日

第2 樹体共済

1 事故発生通知

半相殺減収総合方式における事故発生の通知に準じて行う。

2 損害通知

損害通知は、第4節第2の1に規定する損害があつたと認めるときに行う通知であり、災害発生の都度行う速報と共に責任期間の終期に行う定期報告の2種類とし、次により行う。

(1) 組合員等の行う通知

組合員等は、組合員等に対し、共済責任期間の終期において、第4節第2の1に規定する損害があつたと認めるときは、災害を受けた果樹の状況につき、その災害の種類、発生年月日、被害を受けた樹園地及び損害の状況等を通知させるものとする（組合員等損害通知書・様式例¹¹第1号、第2号の1又は同号の2）。

なお、共済責任期間の終期前に損害を受けた果樹に伐倒の計画がある場合には、あらかじめ、その予定年月日を通知させるものとする

(2) 特定組合以外の組合等の行う通知

ア 速報

特定組合以外の組合等は、組合員等から損害の通知があつたとき、又は通知がない場合でも第4節第2の1に規定する損害があつたと認めるときは、その都度、損害評価会の委員及び損害評価員の協力を求めて、その概況を調査し、災害の種類、発生年月日及び状況、被害樹体の概数、支払共済金見込額、損害防止の概況その他必要な事項を連合会に通知する（組合等損害通知書・様式¹²第3号）。

イ 定期報告

特定組合以外の組合等は、共済責任期間の終期において、組合員等から通知のあつた樹体共済の共済目的の種類について第3章に定めるところにより損害評価を行い、連合会の指定する期日までにその結果（第3章第4節第2の1の（5）の組合等当初評価高報告書）を取りまとめ、連合会に通知する（様式¹³第4号）。

(3) 特定組合の行う通知

ア 速報

特定組合は、組合員から損害の通知があつたとき、又は通知がない場合でも第4節第2の1に規定する損害があつたと認めるときは、その都度、損害評価会の委員及び損害評価員の協力を求めて、その概況を調査し、規則第40条の9第4号に掲げる事項を農林水産大臣に通知する（特定組合損害通知書・様式¹⁴第3号）。

イ 定期報告

特定組合は、共済責任期間の終期において、組合員から通知のあつた樹体共済の共済目的の種類について第3章に定めるところにより損害評価を行い、規則第40条の9第5号に掲げる事項を（4）のイで定める期日までに第3章第4節第2の1の（6）の特定組合当初評価高報告書に取りまとめ、農林水産大臣に通知する（様式¹⁵第4号）。

(4) 連合会の行う通知

ア 速報

連合会は、組合等の行う速報に準じて、損害の概況を調査し、規則第37条第4号に掲げる事項を農林水産大臣に通知する（様式¹⁶第7号）。

イ 定期報告

連合会は、共済責任期間の終期において第3章に定めるところにより損害評価を行い、規則第37条第5

号に掲げる事項を次に定める期日までに第3章第4節第2の2の(4)の連合会当初評価高報告書に取りまとめ、農林水産大臣に通知する(様式~~第~~第8号の1、同号の2及び同号の3)。

うんしゅうみかん	当該共済責任期間の終了する年の9月末日
なつみかん	当該共済責任期間の終了する年の9月末日
いよかん	当該共済責任期間の終了する年の9月末日
指定かんきつ	当該共済責任期間の終了する年の9月末日(当該共済責任期間の終了が9月末日以降12月末日までの場合はその年の翌年の1月末日)
りんご	当該共済責任期間の終了する年の8月末日
ぶどう	当該共済責任期間の終了する年の7月末日
なし	当該共済責任期間の終了する年の7月末日
もも	当該共済責任期間の終了する年の9月末日
おうとう	当該共済責任期間の終了する年の9月末日
びわ	当該共済責任期間の終了する年の9月末日
かき	当該共済責任期間の終了する年の8月末日
くり	当該共済責任期間の終了する年の8月末日
うめ	当該共済責任期間の終了する年の9月末日
すもも	当該共済責任期間の終了する年の9月末日
キウイフルーツ	当該共済責任期間の終了する年の9月末日

第6節 損害防止

共済目的について、通常すべき管理その他損害防止を行うことは組合員等の義務であるが、組合等及び連合会は、これに関し適切な指導に努めなければならない。

第1 予防措置

1 通常すべき管理の基準の設定その普及指導

防災の基本は共済目的の適切な管理にあるので、組合等及び連合会は、「通常すべき管理の基準」を定め、その普及及び指導に努めるものとする。

2 気象通報と防災措置

組合等及び連合会は、長期予報、気象特報等の気象通報に注意し、災害が予知される場合には、関係機関と連絡して速やかに組合員等の注意を促すとともに必要な防災措置を講ずるものとする。

3 病害虫発生予察の実行と予防駆除等の指導

組合等及び連合会は、病害虫発生予察機関その他関係機関との連絡を密にして、発生予察を適時に的確に行うとともに、予防、駆除等につき組合員等を指導し、必要がある場合には、その方法につき指示するものとする。

4 防除態勢の整備

組合等及び連合会は、独自に又は他の関係機関と協力して損害防止に関して必要な機具、薬剤等の整備に努め、災害発生に備えて防除態勢を整えておくものとする。

第2 善後処置

組合等及び連合会は、災害が発生した場合には、これに対する応急的な処置及び被害のこう進を防止する技術的な対策を講じて組合員等を指導し、必要がある場合は、その処置につき指示するものとする。

なお、この点に関しては、行政機関、研究機関等と密接な連絡を図るものとする。

第7節 分割評価

肥培管理の粗放若しくは不行き届き又は病害虫防除の不適切その他第2節第2の1の各号に掲げる共済事故以外の原因によると認められる果実の減収若しくは品質の低下又は樹体の枯死等（例えば果樹栽培に用いた農薬の使用不適当又は農薬の剤質不適当、せん定、整枝、摘果に適切さを欠いたため生じた隔年結果等による果実の減収若しくは品質の低下又は樹体の枯死若しくは損傷）又は共済責任期間外に発生した災害等による果実の減収若しくは品質の低下（例えば貯蔵管理の不適切による果実の減耗又は品質の低下）がある場合には、これによる損害とそれ以外の損害とを分割して評価（以下「分割評価」という。）を行い、前者の損害（以下収穫共済において果実の減収に係る部分については「分割減収量」、果実の品質の低下に係る部分については「分割品質指數」、樹体共済においては「分割損害額」という。）は、共済事故による共済目的についての損害として取り扱わないものとする。

第8節 損害評価会の委員及び損害評価員

第1 組合等

1 損害評価会の委員の任務

損害評価会（以下「評価会」という。）の委員（以下「評価会委員」という。）は、評価会を構成して組合等の支払うべき共済金に係る損害の額の認定に関して組合等の諮問に応じるほか、組合等の求めに応じて次に掲げる事項を行う。

- (1) 災害が発生した場合に現地において損害を調査すること。
- (2) 災害が発生した場合にその防止及び善後処置等につき組合等に協力すること。
- (3) 現地における損害評価（以下「現地評価」という。）に当たつては、次に掲げる調査を行うものとする。

ただし、アの（ア）の悉皆調査及びイの（ア）の全相殺等樹園地調査については、評価地区（組合等の区域をおおむね2～3日間で損害通知のあつた組合員等の損害について現地評価ができる程度の規模に区分した地区をいう。以下同じ。）を設定しない場合に行うものとする。

ア 半相殺方式、樹園地単位方式及び樹体共済

（ア）悉皆調査（半相殺減収総合方式又は樹園地減収総合方式にあつては損害通知のあつた樹園地について行う共済事故の確認及び収穫量の調査、半相殺特定危険方式又は樹園地特定危険方式にあつては事故発生通知又は損害通知のあつた樹園地について行う共済事故（摘果終了時（その地方において、通常の肥培管理が行われるとすれば通常の収穫量を期待し得るいわゆる仕上げ摘果に係る摘果期間の終了する時をいう。以下同じ。）前にあつては全ての災害の発生）の確認及び減収量の調査、樹体共済にあつては損害通知のあつた組合員等に係る損害通知のあつた樹園地について行う共済事故の確認及び損害の調査をいう。以下同じ。）及び見回り調査

（イ）抜取調査（評価地区ごとに、半相殺減収総合方式又は樹園地減収総合方式にあつては組合等が抽出した樹園地について行う共済事故の確認及び収穫量の調査、半相殺特定危険方式又は樹園地特定危険方式にあつては組合等が抽出した樹園地について行う共済事故（摘果終了時前にあつては全ての災害発生）の確認及び減収量の調査、樹体共済にあつては組合等が抽出した組合員等に係る損害通知のあつた樹園地について行う損害の調査をいう。以下同じ。）

イ 全相殺方式及び災害収入共済方式

- (ア) 全相殺等樹園地調査（損害通知のあつた組合員等に係る樹園地について行う共済事故の確認及び分割評価を行うための調査をいう。以下同じ。）及び見回り調査
- (イ) 全相殺等樹園地抜取調査（評価地区ごとに、組合等が抽出した組合員等に係る樹園地について行う共済事故の確認及び分割評価を行うための調査をいう。以下同じ。）
- (ウ) 出荷数量調査（損害通知のあつた組合員等の全てにつき、当該組合員等が農業協同組合等へ出荷している数量（以下「出荷数量」という。）又は品質若しくは価格に関する資料等（以下「出荷資料等」という。）の確認の方法による収穫量又は果実の生産金額の調査をいう。以下同じ。）
- (エ) 貯蔵場所調査（損害通知のあつた組合員等の果実の貯蔵場所について行う果実の貯蔵状況等の調査をいう。以下同じ。）

(4) その他引受け及び損害評価に関し必要な事項につき、組合等に協力すること。

2 損害評価員の任務

損害評価員（以下「評価員」という。）は、組合等の指示により次に掲げる事項を行う。

- (1) 災害が発生した場合に現地において損害を調査すること。
- (2) 灾害が発生した場合にその防止及び善後処置等につき現地において組合員等の指導に当たること。
- (3) 損害評価に当たつては、次に掲げる調査を行うとともに、必要に応じて抜取調査にも従事すること。
 - ア 半相殺方式、樹園地単位方式及び樹体共済
 - イ 悉皆調査
- (4) その他損害評価に関し必要な事務に従事すること。

第2 連合会

1 評価会委員の任務

- (1) 組合等の評価会委員の任務に準ずる。なお、連合会が必要があると認める場合には、次に掲げる調査を行う。
 - ア 半相殺方式、樹園地単位方式及び樹体共済
 - (ア) 組合等が行つた悉皆調査の対象となつた樹園地の一部につき、当該調査の結果を検定するため組合等の行う抜取調査に準じて行う調査（以下「連合会抜取調査」という。）及び見回り調査
 - (イ) 組合等が評価地区を設定しないで行う悉皆調査に連合会が参加して行う当該調査（以下「悉皆調査の合同調査」という。）
 - イ 全相殺方式及び災害収入共済方式
 - (ア) 連合会が抽出した組合員等について、組合等の行う全相殺等樹園地抜取調査に準じて組合等の区域ごとに行う調査（以下「連合会全相殺等樹園地抜取調査」という。）及び見回り調査
 - (イ) 組合等の行う出荷数量調査に準じて組合等の区域ごとに行う調査（以下「連合会出荷数量抜取調査」という。）
 - (ウ) 組合等の行う貯蔵場所調査に準じて組合等の区域ごとに行う調査（以下「連合会貯蔵場所抜取調査」という。）

- (エ) 組合等が評価地区を設定しないで行う全相殺等樹園地調査に連合会が参加して行う当該調査（以下「全相殺等樹園地調査の合同調査」という。）
- (オ) 組合等が行う出荷数量調査に連合会が参加して行う当該調査（以下「出荷数量調査の合同調査」という。）
- (2) 半相殺減収総合方式及び樹園地減収総合方式において、組合等が設定した収穫共済の共済目的の種類等（法第120条の6第5項の規定により農林水産大臣が特定の収穫共済の共済目的の種類等につきその細区分を定めたときは、その収穫共済の共済目的の種類等については、その定めた細区分。以下「細区分等」という。）ごと及び組合員等の樹園地ごとの基準収穫量設定指標（第2章第1の1の（1）の基準収穫量設定指標表から選択された指標をいう。以下同じ。）の適用状況についての調査（以下「基準収穫量設定指標適用状況調査」という。）を行う。
- 2 評価員の任務
- 組合等の評価員の任務に準ずる。なお、連合会が必要があると認める場合には、次に掲げる調査を行う。
- (1) 半相殺方式、樹園地単位方式及び樹体共済
- 連合会抜取調査、悉皆調査の合同調査、見回り調査及び基準収穫量設定指標適用状況調査
- (2) 全相殺方式及び災害収入共済方式
- 連合会全相殺等樹園地抜取調査、連合会出荷数量抜取調査、連合会貯蔵場所抜取調査、全相殺等樹園地調査の合同調査、出荷数量調査の合同調査及び見回り調査

第9節 地方農政局統計部等に対する連絡等

第1 地方農政局統計部等に対する連絡

1 必要資料の提示

組合等及び連合会は、地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター又は沖縄総合事務局農林水産部（以下「地方農政局統計部等」という。）から果樹共済に係る引受け及び損害評価等の資料について提示を求められたときは、その資料を提示するものとする。

2 損害の通報

組合等及び連合会は、共済事故が発生したときは、速やかに第5節第1及び第2（事故発生通知及び損害通知）に準じて、地方農政局統計部等に事故発生通知及び損害通知を行うものとする。

3 指導及び助言の要請

組合等及び連合会は、地方農政局統計部等その他国の関係機関に対し、損害の調査等に関する指導及び助言を要請することができる。

第2 都道府県知事に対する連絡

組合等及び連合会は、都道府県知事から果樹共済に係る損害評価等の資料について提示を求められたときは、その資料を提示するものとする。

第3 農業協同組合等への協力要請等

- 1 組合等及び連合会は、損害の認定に関し必要があるときは、農業協同組合等に対し、出荷資料等の提示等につき、協力を要請することができる。
- 2 都道府県知事は、組合等及び連合会が農業協同組合等から果樹共済に係る果実の出荷資料等の提示等を円滑

に受けられるよう配慮する。

第2章 基準収穫量等

第1 半相殺方式及び樹園地単位方式の基準収穫量

1 半相殺減収総合方式及び樹園地減収総合方式

組合等が、細区分等ごと及び組合員等の樹園地ごとに定める基準収穫量は、共済責任期間の開始後当該年産の果実に係る開花期までに、次の方法により定めるものとする。

ただし、標準収穫量（引受要綱第2章第1節第1の4の標準収穫量をいう。以下同じ。）を引受要綱第2章第1節第1の4の（3）の規定により定めた標準収穫量設定の基礎となる数量を参照して定めた者については、第2の1に準じて定めるものとする。

（1）基準収穫量設定指数表の作成

組合等は、連合会、農業協同組合等の協力を得て、年産別標準収量表（引受要綱第2章第1節第1の3の（2））により作成した年産別標準収量表をいう。以下同じ。）の適用区分ごとに園地条件、肥培管理及び隔年結果についてその良否の程度又は収穫量の変動の程度を表わす基準収穫量設定指数表（様式例⑩第3号）を作成するものとする。この場合において、指数の幅は組合等の実態に応じて定めるものとする。

ア 園地条件指数：当該標準収量表設定の基礎となつた平均的園地条件の指数を1.0とし、園地条件の良否の程度別に上下各2段階、全体で5段階の指数を作成するものとする。

イ 肥培管理指数：当該標準収量表設定の基礎となつた平均的肥培管理の指数を1.0とし、肥培管理の良否の程度別に上下各2段階、全体で5段階の指数を作成するものとする。

ウ 隔年結果指数：当該標準収量表設定の基礎となつた隔年結果現象による収穫量の状態（隔年結果による収量変動がないものとみなした場合における収穫量の状態）の指数を1.0とし、隔年結果による収穫量の変動の程度別に表年の場合に適用する指数を2段階、裏年の場合に適用する指数を2段階、全体で5段階の指数を作成するものとする。

なお、組合等は実態に応じて必要がある場合は、園地条件指数及び肥培管理指数について上下各2段階、全体で5段階の指数を作成するところ、上下に同じ数だけ段階を追加して差し支えない。また、組合等は実態に応じて必要がある場合は、隔年結果指数について表年の場合に適用する指数を2段階、裏年の場合に適用する指数を2段階、全体で5段階の指数を作成するところ、表年又は裏年の場合に適用する指数の段階として、それぞれ、同じ数だけ段階を追加して差し支えない。

ただし、特定組合以外の組合等が、園地条件指数、肥培管理指数及び隔年結果指数において段階の追加を行う場合にあつては、あらかじめ連合会の同意を得るものとする。

（2）基準収穫量設定指数の設定

組合等は、共済責任期間の開始後当該年産の開花期までに細区分等ごと及び樹園地ごとに、園地条件、肥培管理状況及び隔年結果を調査の上、損害評価実績等を勘案して、（1）で作成した基準収穫量設定指数表からこれらの状況に応じた指数をそれぞれ選択し、これらの指数を当該樹園地の当該細区分等に係る園地条件指数、肥培管理指数及び隔年結果指数とするものとする。

なお、隔年結果現象がないと認められる果樹の栽培を行う樹園地については、当該樹園地の当該細区分等に係る隔年結果指数は1.0とするものとする。

また、当該樹園地の当該細区分等に係る園地条件、肥培管理状況又は隔年結果が、基準収穫量設定指数表に記載された指数のうち最低の指数を更に下回ると認められるときは、基準収穫量の設定指数表の指数を適用せず、当該樹園地の当該細区分等に係る園地条件、肥培管理状況又は隔年結果に応じた指数を設定するも

のとする。

(3) 損害評価実績等による修正係数の設定

組合等は、園地条件、肥培管理状況及び隔年結果のほか、次の事項を参酌して算定した修正係数を設定することができるものとする。

ア　樹園地の細区分等に係る該当する果樹の損害評価実績

イ　組合員等に係る細区分等に係る果樹について高接ぎ、樹体の損傷等があつた場合には、台木の樹齢、高接ぎの方法、高接ぎ後の経過年数、樹体の損傷程度、樹体損傷後の経過年数等

(4) 基準収穫量の設定

組合等は、次式により細区分等ごと及び樹園地ごとの基準収穫量を定めるものとする。

$$\begin{array}{l} \text{基 準} \quad \text{引受要綱第2章第1節第1の4の(1)に} \quad \text{当該年産} \quad \text{当該年産} \quad \text{当該年産} \\ = \text{より算出される数量を同(4)のアの(イ) \times の園地条 \times の肥培管 \times の隔年結 \times 修正係数} \\ \text{収穫量} \quad \text{及び同(5)の事項により修正した数量} \quad \text{件指數} \quad \text{理指數} \quad \text{果指數} \end{array}$$

(5) 評価会による検討

組合等は、(4)により基準収穫量を決定する場合においては評価会の検討を求めるものとする。

(6) 基準収穫量の設定の範囲

(4)により定める細区分等ごと及び樹園地ごとの基準収穫量の収穫共済の共済目的の種類等ごとの当該組合等についての合計数量は、当該樹園地の当該細区分等に係る標準収穫量を同様に合計して得られる数量に100分の110を乗じて得られる数量を超えない範囲内となるようにしなければならない。

2 半相殺特定危険方式及び樹園地特定危険方式

組合等が、細区分等ごと及び組合員等の樹園地ごとに定める基準収穫量は、共済責任期間開始後遅滞なく、次の方法により定めるものとする。

(1) 着果数の決定

ア　着果数の調査

(ア) 組合等は、摘果終了時後、速やかに、すべての組合員等の全樹園地について、検見又は実測の方法により、細区分等ごとに着果数を調査するものとする。

ただし、半相殺特定危険方式及び樹園地特定危険方式による収穫共済に3年以上継続して加入している組合員等の樹園地のうち、共済責任期間の開始後、摘果終了時までに第1章第2節第2の1の各号に掲げる災害により着果数が減少したと認められない場合には、最近3か年以上のイにより決定された着果数及びウにより見直された着果数のうち最大の着果数（以下「基準着果数」という。）を着果数とすることができるものとする。

なお、特定組合以外の組合等がこの方法による場合には、あらかじめ連合会の同意を得るものとする。

(イ) 半相殺特定危険方式にあつては、(ア)にかかわらず、組合等は、組合員等から樹園地ごと及び細区分等ごとに申告着果数を求め、その樹園地のうち1以上について検見又は実測の方法による調査（以下「農家申告着果数抜取調査」という。）を行い、申告着果数を修正することによって当該樹園地の着果数を適正に把握できると認められる場合には、農家申告着果数抜取調査をもつて(ア)の着果数の調査に代えることができるものとする。

ただし、特定危険方式による収穫共済に3年以上継続して加入している組合員等の樹園地のうち、申告着果数が基準着果数を下回らない樹園地については、農家申告着果数抜取調査を省略しても差し支えない。

なお、特定組合以外の組合等がこの方法による場合には、あらかじめ連合会の同意を得るものとする。

(ウ) (ア) 及び (イ) にかかるわらず、特定組合以外の組合等にあつては、連合会の指導する方法により、特定組合にあつてはあらかじめ経営局長と協議して定めた方法により着果数を調査することができるものとする。

なお、連合会は、組合等に対し着果数の調査方法を指導する場合には、当該調査方法についてあらかじめ経営局長と協議するものとする。

ただし、経営局長と協議して定めた方法は、指導着果数（都道府県及び農業協同組合等が指導する着果数を連合会の指導により栽培状況等を勘案して修正した着果数をいう。以下同じ。）又は標準着果数（標準収穫量又は標準収穫量算出過程で用いる数量を（2）の平均果実重で除した数量）を基礎として、一定の調整を加えたものを着果数とする方法に限るものとする。

(エ) 組合等は、共済責任期間の開始後、摘果終了時前までに第1章第2節第2の1の各号に掲げる災害により着果数が減少したと認められる場合には、樹齢、品種、栽培方法、園地条件、肥培管理状況等（以下「栽培状況等」という。）が類似する周辺の無被害樹園地の着果状況等を調査し、当該災害に係る減収果実数を推定して着果数を調整するものとする。

(オ) (エ) にかかるわらず、組合等は、当該災害の状況等により（エ）により着果数を調整することが困難な場合には、基準着果数及び指導着果数により当該災害に係る減収果実数を推定して着果数を調整しても差し支えない。

着果数の調査方法は、特定組合以外の組合等にあつては都道府県及び連合会が指導する方法により、特定組合にあつては都道府県が指導する方法により行うものとする。

イ 着果数の決定

組合等は、アにより調査した着果数と標準収穫量を（2）の平均果実重で除して得た数量とのいずれか大きい数量をもつて着果数とするものとする。

ウ 着果数の見直し

組合等は、収穫期において共済事故の発生の都度調査した落果数（摘果終了時後に共済事故以外の原因により落下した果実がある場合は、当該落下果実の数を含む。）と収穫期に調査した着果数の合計数量が、イにより決定した着果数を超える場合には、その合計数量を着果数とするものとする。

（2）果実重の算定

組合等は、細区分等ごとに代表的な集出荷施設の最近2年間の出荷実績等から、次のいずれかの方法により細区分等ごとの平均果実重（ぶどうについては平均果房重、くりについてはきゅう当たり平均果実重。以下同じ。）を算出するものとする。

ア 出荷重量による算出方法

$$\text{細区分等ごとの平均果実重} = \frac{\sum (\text{階級別出荷量 (kg又は箱)} \times \text{階級別果実重中央値 (g)})}{\text{総出荷量 (kg又は箱)}}$$

イ 階級別出荷量比率による算出方法

$$\text{細区分等ごとの平均果実重} = \frac{\sum (\text{階級別出荷量100分比 (\%)} \times \text{階級別果実重中央値 (g)})}{100\%}$$

ウ 出荷ケース（箱）当たり果実数が明らかな場合の算出方法

$$\text{細区分等ごとの平均果実重} = \frac{\text{総出荷量 (kg)}}{\sum (\text{階級別出荷箱数} \times \text{階級別出荷箱当たり果実数})}$$

ただし、災害等により平均果実重に著しい変動がある場合には、細区分等ごとの平均果実重の最近4か年中中庸2か年平均により算出しても差し支えない。

(3) 基準収穫量の設定

組合等は、次式により細区分等ごと及び樹園地ごとの基準収穫量を定めるものとする。

$$\text{基準収穫量} = (1) \text{ の着果数} \times (2) \text{ の平均果実重}$$

(4) 評価会による検討

組合等は、(3)により基準収穫量を決定する場合においては評価会の検討を求めるものとする。

第2 全相殺方式の基準収穫量

1 減収総合方式

組合等が、細区分等ごと及び組合員等ごとに定める基準収穫量は、当該年産の前年産の当該細区分等に係る出荷実績が明らかになつた時点で、農業協同組合等の協力を得て、次の方法により定めるものとする。

(1) 当該年産の前年産の10アール当たり収穫量の算定

組合等は、細区分等ごと及び組合員等ごとに、当該年産の前年産の出荷資料等から当該年産の前年産の10アール当たり収穫量を算出する。

(2) 基準収穫量の設定

ア 組合等は、(1)及び引受要綱第2章第1節第2の1の(1)で算出した細区分等ごと及び組合員等ごとの10アール当たり収穫量が、最近6か年の10アール当たり収穫量からみて、隔年結果による収穫量の変動がないと認められるときは、引受要綱第2章第1節第2の1で定めた細区分等ごと及び組合員等ごとの標準収穫量を当該組合員等の当該細区分等に係る基準収穫量とする。

イ 組合等は、(1)及び引受要綱第2章第1節第2の1の(1)で算出した細区分等ごと及び組合員等ごとの10アール当たり収穫量が、最近6か年の10アール当たり収穫量からみて、隔年結果による収穫量の変動があると認められるときは引受要綱第2章第1節第2の1で定めた標準収穫量に次の方法により算定した変動係数を乗じて得た数量を当該組合員等の当該細区分等に係る基準収穫量とする。

(ア) 細区分等ごと及び組合員等ごとに、最近5か年の10アール当たり収穫量から、次式により各年産間の収穫量の変動幅を算出する。

$$\text{n 年産と n + 1 年産の10アール当たり 収穫量の変動幅} = \left| \frac{\text{n + 1 年産の10アール}}{\text{当たり 収穫量}} - \frac{\text{n 年産の10アール}}{\text{当たり 収穫量}} \right|$$

(イ) (ア)により算出した変動幅のうち最高及び最低の変動幅を除く2つの変動幅の平均値を2で除して得られる数量を最近4か年中庸2か年の平均10アール当たり収穫量で除して得られる数を当該組合員等の当該細区分等に係る平均変動率とする。

(ウ) (イ)の平均変動率から、次式により変動係数を算定する。

① 当該年産が表年の場合の変動係数 = 1 + 平均変動率

② 当該年産が裏年の場合の変動係数 = 1 - 平均変動率

(3) 基準収穫量の決定

組合等は、(2)により細区分等ごと及び組合員等ごとの基準収穫量を定める場合においては評価会の検討を求めるものとする。

2 品質方式

品質方式の基準収穫量は、引受要綱第2章第1節第2の2の品質方式の標準収穫量を1の減収総合方式の基準収穫量設定方法と同様の方法により調整して定めるものとする。

ただし、品質指数（組合等の区域における果実の品質に対する組合員等の果実の品質の程度の比として組合等が定める数。以下同じ。）の算出について、当該組合等の区域にある農業協同組合等の共同選果施設の区域ごとに算出する方法が引受要綱第2章第1節第2の2の（1）の規定による方法よりも適當と認められる場合には、当該組合等の区域の1キログラム当たり平均評点数に代えて当該共同選果施設の区域の1キログラム当たり平均評点数を用いることができるものとする。

また、品質指数の算出が、引受要綱第2章第1節第2の2の（1）から（3）までの方法により難い場合は、第3の7の（5）の規定を準用する。

第3 災害収入共済方式の基準収穫量

組合等が特定収穫共済に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則第2項の規定により、収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに定める基準収穫量は、当該年産の前年産の当該収穫共済の共済目的の種類に係る出荷実績が明らかになつた時点で、農業協同組合等の協力を得て、次の方法により定めるものとする。

- 1 組合等は、収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、最近5か年の出荷資料等から各年の10アール当たり収穫量を算出する。
- 2 1で算出した各年の10アール当たり収穫量から収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとの最近4か年中中庸2か年の平均10アール当たり収穫量を算出する。
- 3 1で算出した各年の10アール当たり収穫量から、収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、次式により10アール当たり収穫量の伸び率を算出する。

$$10\text{アール当たり収穫量の伸び率} = \frac{\text{最近4か年中中庸2か年の平均10アール当たり収穫量}}{\text{最近年の前年までの4か年中中庸2か年の平均10アール当たり収穫量}}$$

なお、組合等は、最近の収穫量の推移の状況、収穫共済の共済目的の種類ごとの果樹の樹齢構成の変化等を勘案して10アール当たり収穫量の伸び率を調整することができるものとする。

- 4 組合等は、最近5か年の10アール当たり収穫量からみて隔年結果による収穫量の変動があると認められるときは、収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、次の方法により変動係数を算定する。
 - (1) 最近5か年の10アール当たり収穫量から次式により各年産間の収穫量の変動幅を算出する。

$$\frac{n\text{年産と}n+1\text{年産の10アール}}{\text{当たり 収 穫 量 の 変 動 幅}} = \left| \frac{n+1\text{年産の10アール}}{\text{当 た り 収 穫 量}} - \frac{n\text{年産の10アール}}{\text{当 た り 収 穫 量}} \right|$$

- (2) (1)により算出した変動幅のうち最高及び最低の変動幅を除く2つの変動幅の平均値を2で除して得られる数量を最近4か年中中庸2か年の平均10アール当たり収穫量で除して得られる数を当該組合員等の当該収穫共済の共済目的の種類に係る平均変動率とする。

- (3) (2)の平均変動率から、次式により変動係数を算定する。

- ① 当該年産が表年の場合の変動係数 = 1 + 平均変動率
- ② 当該年産が裏年の場合の変動係数 = 1 - 平均変動率

5 2で算出した平均10アール当たり収穫量を基礎として、収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、次の方法により当該年産の推定収穫量（以下「推定収穫量」という。）を算出する。

(1) 最近5か年の10アール当たり収穫量からみて隔年結果による収穫量の変動がないと認められる場合

$$\text{推定収穫量} = \frac{\text{平均10アール}}{\text{当たり収穫量}} \times \frac{10\text{アール当たり}}{\text{収穫量の伸び率}} \times \frac{\text{当該組合員等の当該収穫共済の}}{\text{共済目的の種類に係る引受面積}}$$

(2) 隔年結果による収穫量の変動があると認められる場合

$$\text{推定収穫量} = \frac{\text{平均10アール}}{\text{当たり収穫量}} \times \frac{10\text{アール当たり}}{\text{収穫量の伸び率}} \times \frac{\text{変動係数}}{\text{当該組合員等の当該収穫共済の}} \times \frac{\text{共済目的の種類に係る引受面積}}$$

6 組合等は、5で算出した推定収穫量及び組合員等に係る収穫共済の共済目的の種類たる果樹について高接ぎ、樹体の損傷等があつた場合における台木の樹齢、高接ぎの方法、高接ぎ後の経過年数、樹体の損傷程度、損傷後の経過年数等を参照して当該収穫共済の共済目的の種類に係る当該組合員等の推定収穫量を決定するものとする。

7 組合等は、6で決定した推定収穫量に、次の方法により算出される当該組合員等の当該収穫共済の共済目的の種類に係る品質指数を乗じて得た数量を、当該組合員等の当該収穫共済の共済目的の種類に係る基準収穫量とするものとする。

(1) 品質指数

品質指数は、組合員等ごと及び収穫共済の共済目的の種類ごとに次式により算出する。

$$\text{品質指数} = \frac{\text{組合員等の1キログラム当たり平均価格}}{\text{組合等の区域の1キログラム当たり平均価格}}$$

ただし、この式により算出された品質指数を数区分に区分し、それぞれの区分ごとに、その区分の中央値（当該区分の上限と下限の中央値）をもつて当該組合員等の当該収穫共済の共済目的の種類に係る品質指数とすることができる。この場合において、各区分は0.1以内の等間隔とし、かつ、その中央値が1となる区分を含むようにするものとする。また、当該組合等の区域の全組合員等ごとの当該収穫共済の共済目的の種類に係る品質指数の全てが0.95～1.05の範囲内におさまる場合は、当該組合等の区域の組合員等の全てにつき当該収穫共済の共済目的の種類に係る品質指数を1とすることができるものとする。

(2) 組合等の区域の平均価格

(1) の組合等の区域の1キログラム当たり平均価格は、収穫共済の共済目的の種類ごとに、当該収穫共済の共済目的の種類に係る最近2か年（以下「基準年次」という。）の出荷資料等に基づき、次式により算出する。

$$\text{組合等の区域の1キログラム当たり平均価格} = \frac{\text{当該組合等の区域の基準年次の総生産金額}}{\text{当該組合等の区域の基準年次の総出荷数量}}$$

ただし、当該組合等の区域にある農業協同組合等の共同選果施設の区域ごとに1キログラム当たり平均価格を算出する方法が上記の数式により算出する方法よりも適當と認められる場合には、当該組合等の区域の1キログラム当たり平均価格に代えて当該共同選果施設の区域の1キログラム当たり平均価格を用いることができるものとする。

(3) 組合員等の平均価格

(1) の組合員等の1キログラム当たり平均価格は、収穫共済の共済目的の種類ごとに、当該組合員等に係る基準年次における出荷資料等に基づき、次式により算出する。

$$\text{組合員等の1キログラム当たり平均価格} = \frac{\text{当該組合員等の基準年次の総生産金額}}{\text{当該組合員等の基準年次の総出荷数量}}$$

(4) (1)～(3)により算出した組合員等ごと及び共済目的の種類ごとの品質指数は、通常2年ごとに算出し直すものとする。ただし、組合員等の栽培技術、肥培管理状況等が変わり、当該組合員等の生産する果実の品質の程度に著しい変動があると認められるときは、その年ごとに当該組合員等の当該収穫共済の共済目的の種類に係る品質指数を算出し直すものとする。

(5) 組合員等ごと及び共済目的の種類ごとの品質指数の算出方法が(1)～(3)により難い場合は、特定組合以外の組合等につては、連合会の指導する方法により、特定組合につては、あらかじめ経営局長と協議して定めた方法により品質指数の算出を行うことができるものとする。

なお、連合会は、組合等に対し品質指数の算出方法を指導する場合には、当該算出方法についてあらかじめ経営局長と協議するものとする。

また、(4)に準じて算出し直すものとする。

第4 連合会への報告

特定組合以外の組合等は、第1、第2及び第3により基準収穫量を定めた場合には、遅滞なく設定結果を基準収穫量設定結果報告書（様式⑩第4号の1、同号の2又は同号の3）に取りまとめ、連合会に報告するものとする。

第5 連合会による基準収穫量の検討

連合会は、果樹関係機関の協力を得て、第4により組合等から報告された基準収穫量設定結果報告書及びその他の資料に基づき、基準収穫量の設定方法及び設定結果について審査するものとする。

第6 農林水産省への報告

1 特定組合

特定組合は、第1、第2及び第3により基準収穫量を定めた場合には、遅滞なく設定結果を基準収穫量設定結果報告書（様式⑩第4号の1、同号の2又は同号の3）に取りまとめ、経営局長に報告するものとする。

2 連合会

連合会は、第5により基準収穫量の設定方法及び設定結果について審査した結果を、遅滞なく基準収穫量設定結果報告書（様式⑩第12号の1、同号の2又は同号の3）に取りまとめ、第4の組合等ごとの基準収穫量設定結果報告書を添えて経営局長に報告するものとする。

第3章 損害評価

第1節 損害評価の時期及び損害評価の単位

第1 損害評価の時期

損害評価は、通常、現地評価については収穫期（半相殺特定危険方式及び樹園地特定危険方式にあつては共済事故の発生の都度（摘要終了時前にあつてはすべての災害の発生の都度）及び収穫期）に、出荷数量調査については出荷終了後の適当な時期に、樹体共済にあつては共済責任期間の終期に行う。

ただし、損害が判然としているとき又は損害を受けた果樹が伐倒されることとなるときは、災害発生後適当な時期に行う。

第2 損害評価の単位

損害評価の単位は、引受要綱第1章第4節の引受けの単位と同様であり、収穫共済にあつては収穫共済の共済目的の種類等（災害収入共済方式にあつては収穫共済の共済目的の種類）ごと及び組合員等ごと、樹体共済にあつては樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごととする。

第2節 損害評価の準備

第1 半相殺方式、樹園地単位方式及び樹体共済における損害評価並びに全相殺方式及び災害収入共済方式における全相殺等樹園地調査による損害評価

1 組合等

（1）評価地区の設定と評価担当者の指定等

ア 組合等は、悉皆調査又は全相殺等樹園地調査を行うため、現地評価を開始するときまでに、評価地区を設定し、各評価地区を担当する評価員を3名を標準として指定して評価班を編成し、評価班ごとに班長を置き、評価班ごとの現地評価日程を計画する。評価地区には通し番号をつけておくものとする。

評価地区の設定単位は、原則として共済目的の種類等ごと及び共済事故等による種別（法第120条の7第1項の収穫共済の共済事故等による種別をいう。以下同じ。）ごととするが、複数の共済事故等による種別を実施する組合等にあつては、被害の発生状況等から、評価地区の設定単位を、共済事故等による種別ごととする必要がないと認められるときは、共済事故を同一とする共済事故等による種別については、半相殺方式と樹園地単位方式を併せて組合等の区域を区分し、評価地区を設定することができるものとする。

ただし、損害通知のあつた組合員等に係る損害が僅少であるため評価地区を設けなくてもおむね2～3日間で現地評価ができると見込まれる場合には、評価地区を設定する必要はない。この場合の現地評価は、評価会委員、評価員及び組合等の職員のうちから評価担当者を指定して合同評価班を編成し（3名以上）、これに班長を置き、悉皆調査又は全相殺等樹園地調査による現地評価日程を計画する。

イ 組合等は、評価地区を設定して現地評価を行う場合には、評価班ごとの評価の均衡調査を行うため評価会委員及び組合等の職員（必要に応じて評価員を含めるものとする。）のうちから、評価担当者を指定して抜取調査班を編成し（3名以上）、これに班長を置き、抜取調査又は全相殺等樹園地抜取調査による現地評価日程を計画する。

ただし、組合等の区域に離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄

美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島のいづれかに該当する離島（組合等の事務所が所在する離島を除く。）をいう。以下同じ。）が含まれる場合においての当該離島における抜取調査は、評価会委員及び評価員により行うことができるものとする。

（2）現地評価日程の通知

組合等は、悉皆調査又は全相殺等樹園地調査の現地評価日程を定めたときは、現地評価の前に共済連絡員を通じて所定の様式による組合員等損害通知書用紙を組合員等に配布するとともに、評価担当者に悉皆調査又は全相殺等樹園地調査の現地評価日程を通知する。

なお、特定組合以外の組合等が悉皆調査又は全相殺等樹園地調査の現地評価日程を定めるときは、連合会と連絡の上行うものとする。

（3）損害評価野帳の準備

組合等は、組合員等損害通知書が提出された組合員等について、組合員等損害通知書と申込書を照合したうえ、損害評価野帳（以下「野帳」という。）（様式例⑩第1号の1、同号の2、同号の2の（1）、同号の2の（2）、第5号の1、同号の2、同号の3、様式例⑪第2号の1又は同号の2）に申込書から必要な事項を転記した後、評価地区内の現地評価の道順又は地番順等により野帳に通し番号を付するものとする。

2 連合会

（1）損害評価区域の設定と評価担当者の指定等

ア 連合会は、連合会抜取調査又は連合会全相殺等樹園地抜取調査を行うため、現地評価を開始するときまでに、組合等ごとに連合会抜取調査又は連合会全相殺等樹園地抜取調査ができる規模（例えば連合会出張所等の区域）に連合会の区域内を区分して損害評価区域（以下「評価区域」という。）を設定する。

ただし、共済目的が僅少等のため、評価区域を設定する必要がないと認める場合には、評価区域を設定しなくても差し支えない。

イ 連合会は、連合会抜取調査又は連合会全相殺等樹園地抜取調査を行うため、現地評価を開始するときまでに評価区域ごとに、評価員及び連合会の職員（連合会が必要があると認める場合には、評価会委員、評価員及び連合会の職員）のうちから評価担当者を指定して評価班を編成し（2名以上）、これに班長を置き、連合会抜取調査又は連合会全相殺等樹園地抜取調査の現地評価日程を計画する。

ただし、悉皆調査の合同調査の場合には、評価員又は連合会の職員のうちから1名以上（連合会が必要があると認める場合には、評価員又は連合会の職員のうちからいづれか1名以上及び評価会委員1名以上）を評価担当者として指定して、組合等と協議の上、現地評価日程を計画する。

ウ 連合会は、評価班ごとの評価等の均衡調整を行うため、必要に応じて、評価会委員及び連合会の職員（必要に応じて評価員を含めるものとする。）のうちから評価担当者を指定して調整班を編成し（1班3名以上）、これに班長を置き、見回り調査による現地評価日程を計画する。

（2）現地評価日程の通知

連合会は、組合等と連絡の上、連合会抜取調査又は連合会全相殺等樹園地抜取調査の現地評価日程を定め、評価担当者に通知する。

第2 全相殺方式及び災害収入共済方式における出荷数量調査又は貯蔵場所調査による損害評価

1 組合等

（1）評価担当者の指定等

組合等は、出荷数量調査又は貯蔵場所調査を行うため、現地評価を開始するときまでに、評価会委員、評

価員及び組合等の職員(出荷数量調査を農業協同組合等から提供を受けた出荷資料等に基づき行う場合には、評価会委員及び組合等の職員)のうちから評価担当者を指定して評価班を編成し(2名以上)、これに班長を置き、出荷数量調査又は貯蔵場所調査の現地評価日程を計画する。

(2) 現地評価日程の通知

組合等は、出荷数量調査又は貯蔵場所調査の現地評価日程を定めたときは、現地評価の前に、評価担当者に出荷数量調査又は貯蔵場所調査の現地評価日程を通知する。

なお、特定組合以外の組合等が、出荷数量調査又は貯蔵場所調査の現地評価日程を定めるときは、連合会と連絡の上行うものとする。

(3) 野帳の準備

組合等は、組合員等損害通知書が提出された組合員等についての野帳(様式例第1号の3又は同号の4)を組合員等名簿による番号(以下「共済番号」という。)により整理し直すものとする。

2 連合会

(1) 評価担当者の指定等

連合会は、連合会出荷数量抜取調査又は連合会貯蔵場所抜取調査を行うため、現地評価を開始するときまでに、評価会委員、評価員及び連合会の職員のうちから評価担当者を指定して評価班を編成し(2名以上)、これに班長を置き、連合会出荷数量抜取調査又は連合会貯蔵場所抜取調査の現地評価日程を計画する。

ただし、連合会出荷数量抜取調査を農業協同組合等から提供を受けた出荷資料等に基づき行う場合には、評価会委員及び連合会の職員のうちから2名以上(連合会が必要があると認める場合には、評価会委員又は連合会の職員のうちからいづれか1名以上及び評価員から1名以上)を評価担当者として指定する。

また、出荷数量調査の合同調査の場合の評価担当者については、第1の2の(1)のただし書の規定を準用する。

(2) 現地評価日程の通知

連合会は、組合等と連絡の上、連合会出荷数量抜取調査又は連合会貯蔵場所抜取調査の現地評価日程を定め、評価担当者に通知する。

第3節 現 地 評 価

第1 収穫共済

1 半相殺方式及び樹園地単位方式

(1) 半相殺減収総合方式及び樹園地減収総合方式

ア 組合等

組合等は、収穫期に損害通知のあつた樹園地について、(ア)の悉皆調査による現地評価を行う。また、評価地区を設定して当該調査を行つた組合等にあつては(ウ)の抜取調査による現地評価を行う。なお、必要があると認める場合には、見回り調査による現地評価を行うものとする。

ただし、半相殺減収総合方式において、損害通知のあつた樹園地の数が著しく多いこと等の理由により悉皆調査を適期に行うことが困難であると見込まれる場合には、(イ)の組合員等から樹園地ごと及び細区分等ごとに申告収穫量を求め、その樹園地のうち1樹園地以上について検見又は実測の方法による調査(以下「農家申告収穫量抜取調査」という。)を行い、申告収穫量を修正することによつて当該通知のあつた樹園地の収穫量を適正に把握できると認められる場合に限り、農家申告収穫量抜取調査をもつて悉皆調査に代えることができるものとする。

この場合には、特定組合以外の組合等にあつてはあらかじめ当該組合等の属する連合会の同意を、特定組合にあつてはあらかじめ農林水産大臣の同意を得るものとする。

また、特定組合以外の組合等が悉皆調査を実測の方法により行う場合には、抜取調査を省略することができるものとする。

(ア) 悉皆調査

⑦ 組合等は、悉皆調査に先立つて評価員を現地に参集させ、評価上の諸注意を与え、評価方法の統一を図つた後、それぞれの担当する評価地区の野帳を配布する（様式例^回第1号の1又は第5号の1）。

なお、評価方法の統一に当たつては、災害の種類、損害の程度、品種、樹齢等を考慮して標準園地を選定し、これについて検見及び実測を行う等により見込収穫量及び分割評価についての評価眼の統一を図るものとする。

① 悉皆調査においては、細区分等ごと及び組合員等ごとに、損害通知のあつた樹園地について共済事故を確認するとともに検見又は実測の方法により見込収穫量を調査するものとする。この場合、特定組合において、収穫適期以前に果実重の調査を行つた場合には、果樹共済損害評価現地調査要領（以下「現地調査要領」という。）第2章第2節第4の1に規定する別表6「果実重肥大推定指數による平均果実重の修正方法」により修正するものとする。

また、共済事故以外の原因により生じたと認められる減収量がある場合は、必ず分割評価をするものとする。

見込収穫量は、検見による場合は評価員の合議又は投票により決定された数量とし、実測による場合には実測値とする。

検見及び実測の方法は、特定組合以外の組合等にあつては都道府県及び連合会が指導する方法により、特定組合にあつては都道府県が指導する方法により行うものとする。この場合、都道府県及び連合会は、樹園地において研修会等を行い組合等の評価技術の向上及びその統一に努めるものとする。

⑦ 班長は、現地において野帳に見込収穫量の算出基礎等の必要事項並びに分割評価を行つた場合には分割事由及び分割減収量を記録し、押印又は署名を行うものとする。その担当の評価地区の悉皆調査が終了したときは、速やかに野帳を組合等に提出する。

⑨ 特定組合以外の組合等は、悉皆調査が終了したときは、速やかに評価地区別に評価対象の組合員等数及び悉皆調査対象樹園地数を連合会に報告する。

ただし、収穫期が相違する等の理由で悉皆調査を2回以上に分けて行う場合には、各回の悉皆調査の終了ごとに連合会に報告する。

⑩ 評価地区を設定しないで合同評価班によつて悉皆調査を行う場合には、⑦～⑨に準じてこれを行うものとする。

ただし、悉皆調査の合同調査の場合には、⑩の押印又は署名を連合会の評価担当者も行い、⑩の報告は省略することができる。

⑪ 組合等の地域に係る農業協同組合等の最近2～3か年の実績からみて、当該農業協同組合等へ出荷している数量が、その地域の生産量のおおむね70%以上であるときは、当該農業協同組合等において組合員等ごとの出荷している数量を調査し、悉皆調査の結果の検証の資料とするものとする。

⑫ 特定組合以外の組合等が悉皆調査を実測の方法により行い、抜取調査を省略する場合において、収穫皆無樹園地については、必要があると認める場合には、悉皆調査終了後に評価会委員又は組合等の職員が全ての収穫皆無樹園地を確認することができるものとする。

⑬ 組合等は、評価会の審議の参考にするため、必要に応じ、評価会委員に見回り調査を行わせるもの

とする。

見回り調査は、評価地区を設定して悉皆調査又は農家申告収穫量抜取調査を行つている場合は評価地区ごと、評価地区を設定しないで行つている場合は組合等の区域ごとに甚、中、軽等の被害程度の区分を行い、その区分ごとに被害中庸と認められる樹園地を適宜に抽出し、検見等の方法により作柄状況等の調査を行うものとし、その結果を記録しておくものとする。

(イ) 農家申告収穫量抜取調査

農家申告収穫量抜取調査を採用することとした組合等にあつては、次により行う。

- ⑦ 農家申告収穫量抜取調査は、組合員等ごとに悉皆調査の対象樹園地の1以上上の樹園地を任意に抽出し、その抽出樹園地につき（ア）の⑦～⑨に準じて現地評価を行うものとする。
- ① 収穫皆無樹園地については、すべての樹園地について現地評価を行うものとし、⑦の任意抽出の対象からは除くものとする。
- ⑨ 農家申告収穫量抜取調査の結果、申告収穫量又は分割減収量が組合員等ごとの樹園地の相互間において均衡がとれていないと認められる場合には、その組合員等のすべての樹園地について評価員が調査する。
- ⑤ 組合等は、農家申告収穫量抜取調査が終了したときは、組合員等ごとに農家申告収穫量抜取調査対象樹園地について、農家申告収穫量抜取調査による収穫量と申告収穫量との比率を算定し、その比率に基づき、当該組合員等の損害通知に係る樹園地（収穫皆無樹園地を除く。）の申告収穫量を修正する。

なお、農家申告収穫量抜取調査を2回以上に分けて行つた場合には、各回ごとにこれを行うものとする。

(ウ) 抜取調査

- ⑦ 組合等は、原則として悉皆調査又は農家申告収穫量抜取調査（以下「減収総合悉皆調査等」という。）終了後、評価地区ごとに、減収総合悉皆調査等を行つた樹園地のうちから、調査樹園地を抽出して抜取調査を行うものとし、抜取調査に先立つて評価担当者に対する評価上の諸注意及び評価方法の統一を（ア）の⑦に準じて行うものとする。

特定組合にあつては、評価会委員及び組合の職員をもつて調整班を編成して（1班3名以上）、抜取調査班の調査した地域ごとに更に抜取調査を行い、抜取調査班間の均衡調整を図るものとする。なお、悉皆調査が全て実測の方法により行われている場合又は抜取調査がおおむね全樹園地にわたり実測の方法により行われている場合は、調整班による抜取調査を行う必要はない。

特定組合以外の組合等は、必要に応じて調整班を編成して（1班3名以上）、抜取調査班の調査した地域ごとに更に抜取調査を行い、抜取調査班間の均衡調整を図るものとする。

- ① 抜取調査は、収穫共済の共済目的の種類等ごとに1評価地区当たり9樹園地を標準として任意に抽出し、検見又は実測の方法により行うものとし、抜取調査野帳（様式例⑨第5号の1）の取扱い等は（ア）の①及び⑨に準ずるものとする。この場合、減収総合悉皆調査等において、収穫皆無樹園地については、抜取調査対象から除外し、その樹園地のすべてを確認するものとする。

ただし、抜取調査を2回以上に分けて行う場合又は減収総合悉皆調査等を行つた樹園地を被害程度、災害の種類等により階層分けをして行う場合は、各回ごと又は各階層ごとに5樹園地を標準として任意に抽出にて行う。

- ⑨ 抜取調査の結果、減収総合悉皆調査等により把握した見込収穫量につき樹園地間の均衡がとれていないと認められる評価地区又は分割評価が適切に行われていないと認められる評価地区については、

当該評価地区担当の抜取調査班長は、直ちにその旨を組合等に通知するものとする。

組合等は、この通知を受けた評価地区について担当評価員にあらためて悉皆調査を行わせるものとする。この場合、原則として当該評価地区については重ねて抜取調査を行うこととする。

イ 連合会

連合会は、収穫期に、原則として組合等の現地評価終了後、組合等ごとに（ア）により連合会抜取調査を行うとともに、必要がある場合には見回り調査を行う。

ただし、組合等の区域に離島が含まれる場合において、当該離島における組合等の抜取調査を全て実測の方法により行つた場合には、連合会抜取調査を省略することができるものとする。

また、組合等が設定した基準収穫量設定指標が樹園地ごとに適正に決められているか否かについて、原則として連合会抜取調査に併せて、組合等ごとに（イ）により基準収穫量設定指標適用状況調査を行うこととする。

（ア）連合会抜取調査

⑦ 連合会は、連合会抜取調査に先立つて評価方法の統一を図り、評価担当者に、それぞれの担当する評価区域の抜取調査野帳を配布する。

① 連合会抜取調査は、組合等ごとに、組合等が減収総合悉皆調査等を行つた樹園地（収穫皆無樹園地を除く。）のうちから一定数の抜取りを行い、当該抜取りに係る樹園地について共済事故の確認、見込収穫量の把握及び分割評価を行うものとする。

なお、連合会抜取調査は、地域、収穫時期、災害状況その他の要素によつて組合等の野帳を階層別に区分し、各階層区分ごとに実測により調査をする樹園地（以下「抜取調査対象樹園地」という。）を抽出して行うものとする。

ただし、被害の程度が比較的均一な組合等については、階層別の区分を行わなくても差し支えない。

また、共済事故による損害が僅少であることを理由に、組合等が評価地区を設定しないで25以下の樹園地を対象として悉皆調査の合同調査を行う場合には、連合会抜取調査を省略することができるものとする。

② 連合会抜取調査の方法（抜取調査対象樹園地数、抜取りの方法、抜取調査対象樹園地の実測又は検見の方法等）は、現地調査要領に定めるところによるものとする。

ただし、あらかじめ経営局長の承認を得た方法により行う場合はこの限りではない。

③ 収穫皆無樹園地については、一部の樹園地を抜き取つて調査するか又はすべての樹園地について調査を行うものとするが、一部の樹園地を抜き取つて調査を行つた場合で組合等の調査が適切でないと認められたときは、組合等に再調査させるか又は連合会がすべての樹園地について調査を行うものとする。

④ 班長は、現地において連合会抜取調査野帳に見込収穫量の算出基礎等の必要事項並びに分割評価を行つた場合には、分割事由及び分割減収量を記録し、押印又は署名を行うものとする。

その担当する評価区域の連合会抜取調査が終了したときは、速やかに連合会抜取調査野帳を連合会に提出する。

⑤ 連合会抜取調査の結果、減収総合悉皆調査等における分割評価が適切に行われていないと認められる組合等については、当該組合等担当の班長は、直ちにその旨を連合会に通知するものとする。

連合会は、この通知を受けた組合等について改めて分割評価に係る悉皆調査を行わせるものとする。

この場合、原則として当該組合等については重ねて連合会抜取調査を行うこととする。

⑥ 連合会は、評価会の審議の参考にするため、必要に応じ、評価会委員、評価員及び連合会の職員に

見回り調査を行わせるものとする。

見回り調査は、評価区域ごとに甚、中、軽等の被害程度の区分を行い、その区分ごとに被害中庸と認められる樹園地を任意に抽出して、検見等の方法により作柄状況等の調査を行うものとし、その結果を記録しておくものとする。

(イ) 基準収穫量設定指標適用状況調査

⑦ 連合会は、基準収穫量設定指標適用状況調査に先立つて、調査の方法の統一を図り、担当者に、それぞれの担当する区域の基準収穫量設定指標適用状況調査の野帳を配布する。

① 基準収穫量設定指標適用状況調査は、検見により行うものとし、検見により確認した園地条件、施肥管理状況及び隔年結果と当該樹園地のものとして既に設定されている指標とを比較検討する。この場合、当該樹園地の過去の損害評価実績を十分勘案して行うものとする。

⑦ 基準収穫量設定指標適用状況調査の方法（抜取調査対象樹園地数、調査方法等）は、現地調査要領に定めるところによるものとする。

ただし、あらかじめ経営局長の承認を得た方法により行う場合はこの限りではない。

⑨ 班長は、現地において基準収穫量設定指標適用状況調査野帳に調査結果を記録し、押印又は署名を行うものとする。

その担当する区域の基準収穫量設定指標適用状況調査が終了したときは、速やかに基準収穫量設定指標適用状況調査野帳を連合会に提出する。

⑩ 調査の結果、基準収穫量設定指標の適用が全般的に見て不適切と認められる組合等の調査担当班長は、直ちにその旨を連合会に通知するものとする。

連合会は、この通知を受けた組合等について、改めて基準収穫量設定指標の適用状況の見直しを行わせるものとする。この場合、原則として当該組合等については、重ねて樹園地を抽出して基準収穫量設定指標適用状況調査を行うこととする。

(2) 半相殺特定危険方式及び樹園地特定危険方式

ア 組合等

組合等は、共済事故の発生の都度（摘果終了時前にあつては全ての災害の発生の都度）及び摘果終了時に当該事故発生通知又は災害の発生に係る樹園地について、また、収穫期に、損害通知のあつた樹園地について（ア）の悉皆調査による現地評価を行う。ただし、事故発生通知による収穫期以前の現地評価において半相殺2割超過被害又は樹園地3割超過被害があると認められる組合員等については損害通知がない場合でも収穫期において、当該調査による現地評価を行う。

また、評価地区を設定して当該調査を行った組合等にあつては、（ウ）の抜取調査による現地評価を行うものとし、必要があると認める場合には、見回り調査による現地評価を行う。

なお、特定組合以外の組合等が悉皆調査を実測の方法により行う場合には、抜取調査を省略することができるものとする。

組合等は、摘果終了時前の災害発生の状況に注意し、災害が発生した場合にはその都度現地調査することにより、その災害による被害の程度を把握することに努めるものとする。

ただし、半相殺特定危険方式において、悉皆調査の対象となつた樹園地の数が著しく多いこと等の理由により悉皆調査を適期に行なうことが困難であると見込まれる場合には、（イ）の組合員等から樹園地ごと及び細区分ごとに申告落果数等（摘果終了時前にあつては申告減収歩合、摘果終了時以後収穫期前にあつては申告落果数並びに摘果終了時及び収穫期にあつては申告着果数をいう。以下同じ。）を求め、その樹園地のうち1樹園地以上について検見又は実測の方法による調査（以下「農家申告落果数等抜取調査」

という。)を行い、申告落果数等を修正することによって当該通知のあつた樹園地の減収果実数を適正に把握できると認められる場合に限り、農家申告落果数等抜取調査をもつて悉皆調査に代えることができるものとする。

この場合には、特定組合以外の組合等にあつてはあらかじめ当該組合等の属する連合会の同意を、特定組合にあつてはあらかじめ農林水産大臣の同意を得るものとする。

(ア) 悉皆調査

⑦ 組合等は、悉皆調査に先立つて評価員を現地に召集させ、評価上の諸注意を与え、評価方法の統一を図つた後、それぞれの担当評価地区の野帳を配布する（様式例⑩第1号の2、同号の2の（1）、同号の2の（2）又は第5の2）。

なお、評価方法の統一に当たつては、災害の種類、損害の程度、品種、樹齢等を考慮して標準園地を選定し、これについて検見及び実測を行う等により減収に係ると見込まれる果実数（以下「見込減収果実数」という。）及び分割評価についての評価眼の統一を図ることとする。

① 悉皆調査においては、細区分等ごと及び組合員等ごとに、事故発生通知のあつた樹園地について共済事故を確認するとともに、検見又は実測の方法により調査した減収歩合、落果数又は着果数（以下「見込落果数等」という。）から見込減収果実数を把握し、当該見込減収果実数に、第2章第1の2の（2）の平均果実重を乗じて見込減収量を算出するものとする。この場合、特定組合において、現地調査要領に定められていない摘果終了時前の事故に係る減収推定尺度又は共済事故発生時から収穫期までの間の当該事故に係る被害果指数等については、現地調査要領第2章第3節第2の1又は同節第3の4に規定する付録「特定共済損害評価基準モデル園地設定事業」により設定するものとする。

また、共済事故以外の原因により生じたと認められる見込減収果実数がある場合は、必ず分割評価をするものとする。

見込減収果実数は、検見による場合は評価員の合議又は投票により決定された数量とし、実測による場合には実測値とする。

検見及び実測の方法は、特定組合以外の組合等にあつては都道府県及び連合会が指導する方法により、特定組合にあつては都道府県が指導する方法により行うものとする。この場合、都道府県及び連合会は、樹園地において研修会等を行い組合等の評価技術の向上及びその統一に努めるものとする。

⑦ 班長は、現地において野帳に見込減収果実数の算出基礎等の必要事項並びに分割評価を行つた場合には分割事由及び分割減収量を記録し、押印又は署名を行うものとする。その担当の評価地区の悉皆調査が終了したときは、速やかに野帳を組合等に提出する。

⑨ その他、（1）のアの（ア）の②、④及び⑦の規定を準用する。

(イ) 農家申告落果数等抜取調査

農家申告落果数等抜取調査を採用することとした組合等にあつては、次により行う。

⑦ 農家申告落果数等抜取調査は、組合員等ごとに悉皆調査の対象樹園地の1以上の樹園地を任意に抽出し、その抽出樹園地につき、（ア）の⑦～⑨に準じて現地評価を行うものとする。

① 収穫皆無樹園地については、すべての樹園地について現地評価を行うものとし、⑦の任意抽出の対象からは除くものとする。

⑦ 農家申告落果数等抜取調査の結果、見込減収果実数又は分割減収量が組合員等ごとの樹園地の相互間ににおいて均衡がとれていないと認められる場合には、その組合員等のすべての樹園地について評価員が調査する。

⑨ 組合等は、農家申告落果数等抜取調査が終了したときは、組合員等ごとに農家申告落果数等抜取調

査対象樹園地について、農家申告落果数等抜取調査による見込落果数等と申告落果数等との比率を算定し、その比率に基づき、当該組合員等の事故発生通知又は損害通知に係る樹園地（収穫皆無樹園地を除く。）の申告落果数等を修正する。

なお、農家申告落果数等抜取調査を2回以上に分けて行つた場合には、各回ごとにこれを行うものとする。

(ウ) 抜取調査

⑦ 組合等は、原則として悉皆調査又は農家申告落果数等抜取調査（以下「特定危険悉皆調査等」という。）終了後、評価地区ごとに、特定危険悉皆調査等を行つた樹園地のうちから調査樹園地を抽出して抜取調査を行うものとし、抜取調査に先立つて評価担当者に対する評価上の諸注意及び評価方法の統一を（ア）の⑦に準じて行うものとする。

特定組合にあつては、評価会委員及び組合の職員をもつて調整班を編成して（1班3名以上）、抜取調査班の調査した地域ごとに更に抜取調査を行い、抜取調査班間の均衡調整を図るものとする。なお、悉皆調査が全て実測の方法により行われている場合又は抜取調査がおおむね全樹園地にわたり実測の方法により行われている場合は、調整班による抜取調査を行う必要はない。

特定組合以外の組合等は、必要に応じて調整班を編成して（1班3名以上）、抜取調査班の調査した地域ごとに更に抜取調査を行い、抜取調査班間の均衡調整を図るものとする。

① 抜取調査は、収穫共済の共済目的の種類等ごとに1評価地区当たり9樹園地を標準として任意に抽出し、検見又は実測の方法により行うものとし、抜取調査野帳（様式例⑩第1号の2の（1）、同号の2の（2）又は第5号の2）の取扱い等は（ア）の①及び⑦に準ずるものとする。この場合、特定危険悉皆調査等において、収穫皆無樹園地については、抜取調査対象から除外し、その樹園地のすべてを確認するものとする。

ただし、抜取調査を2回以上に分けて行う場合又は特定危険悉皆調査等を行つた樹園地を被害程度、災害の種類等により階層分けをして行う場合は、各回ごと又は各階層ごとに5樹園地以上を標準として任意に抽出して行う。

② 抜取調査の結果、特定危険悉皆調査等により把握した見込減収果実数につき樹園地間の均衡がとれていないと認められる評価地区、又は分割評価が適切に行われていないと認められる評価地区については、当該評価地区担当の抜取調査班長は、直ちにその旨を組合等に通知するものとする。

組合等は、この通知を受けた評価地区について担当評価員にあらためて特定危険悉皆調査等を行わせるものとする。この場合、原則として当該評価地区については重ねて抜取調査を行うこととする。

イ 連合会

連合会は、共済事故の発生の都度（摘果終了時前にあつては全ての災害の発生の都度）及び摘果終了時に当該事故発生通知又は災害の発生に係る樹園地について、また、収穫期に、原則として組合等の現地評価終了後、組合等ごとに（ア）により連合会抜取調査を行うとともに、必要がある場合には見回り調査を行う。

ただし、組合等の区域に離島が含まれる場合において、当該離島における組合等の抜取調査を全て実測の方法により行つた場合には、連合会抜取調査を省略することができるものとする。

(ア) 連合会抜取調査

⑦ 連合会は、連合会抜取調査に先立つて評価方法の統一を図り、評価担当者に、それぞれの担当する評価区域の抜取調査野帳を配布する。

① 連合会抜取調査は、組合等ごとに、組合等が特定危険悉皆調査等を行つた樹園地（収穫皆無樹園地

を除く。) のうちから一定数の抜取りを行い、当該抜取りに係る樹園地について共済事故の確認、見込減収果実数及び分割評価の調査を行うものとする。

なお、連合会抜取調査は、地域、収穫時期、災害状況その他の要素によって組合等の野帳を階層別に区分し、各階層区分ごとに抜取調査対象樹園地を抽出して行うものとする。

ただし、被害の程度が比較的均一な組合等については、階層別の区分を行わなくても差し支えない。

また、共済事故による損害が僅少であることにより、組合等が評価地区を定めないで25以下の樹園地を対象として悉皆調査の合同調査を行う場合には、連合会抜取調査を省略することができるものとする。

④ 連合会抜取調査の方法（抜取調査対象樹園地数、抜取りの方法、抜取調査対象樹園地の実測又は検見の方法等）は、現地調査要領に定めるところによるものとする。

ただし、あらかじめ経営局長の承認を得た方法により行う場合はこの限りではない。

⑤ 収穫皆無樹園地の調査については、(1) のイの(ア) の④の規定を準用する。

⑥ 班長は、現地において連合会抜取調査野帳に見込減収果実数の算出基礎等の必要事項並びに分割評価を行った場合には、分割事由及び分割減収量を記録し、押印又は署名を行うものとする。

その担当する評価区域の連合会抜取調査が終了したときは、速やかに連合会抜取調査野帳を連合会に提出する。

⑦ 連合会抜取調査の結果、特定危険悉皆調査等における分割評価が適切に行われていないと認められる組合等については、当該組合等担当の班長は、直ちにその旨を連合会に通知するものとする。

連合会は、この通知を受けた組合等について改めて分割評価に係る特定危険悉皆調査等を行わせるものとする。この場合、原則として当該組合等については重ねて分割評価に係る連合会抜取調査を行うこととする。

⑧ 見回り調査を行うに当たつては、(1) のイの(ア) の④の規定を準用する。

2 全相殺方式

(1) 組合等

組合等は、収穫期に損害通知のあつた組合員等の樹園地について、アの全相殺等樹園地調査による現地評価を行うとともに、評価地区を設定して当該調査を行つた組合等にあつてはイの全相殺等樹園地抜取調査による現地評価を行う。また、必要があると認める場合には、見回り調査による現地評価を行い、出荷終了後の適当な時期に、当該組合員等についてウの出荷数量調査による現地評価を行う。

なお、貯蔵庫等に貯蔵した後に選果することを通例とする果実にあつて必要があると認める場合には、エの貯蔵場所調査による現地評価を行う。

また、特定組合以外の組合等が全相殺等樹園地調査を実測の方法により行つた場合には、全相殺等樹園地抜取調査を省略することができるものとする。

ア 全相殺等樹園地調査

組合等は、損害通知のあつた組合員等の樹園地について半相殺減収総合方式における組合等の悉皆調査に準じて全相殺等樹園地調査を行う。

また、見回り調査を行うに当たつては、1の(1) のアの(ア) の④の規定を準用する。

イ 全相殺等樹園地抜取調査

(ア) 組合等は、原則として全相殺等樹園地調査終了後、評価地区ごとに、当該調査の対象となつた組合員等のうちから、3組合員等を標準として全相殺等樹園地抜取調査の対象を任意に抽出し、当該調査を1の(1) のアの(ウ) の規定に準じて行うものとする。

(イ) 全相殺等樹園地抜取調査の結果により把握した見込収穫量につき樹園地間の均衡が取れていない又は分割評価が適切に行われていないと認められる評価地区がある場合には、当該評価地区の評価担当班長は、直ちにその旨を組合等に通知するものとする。

組合等は、担当評価員に改めて当該評価地区についての全相殺等樹園地調査を行わせるものとし、原則として全相殺等樹園地抜取調査も併せて行うこととする。

ウ 出荷数量調査

(ア) 組合等は、出荷数量調査に先立つて調査方法の統一を図つたのち、評価担当者に野帳を配布する（様式例⑩第1号の3）。

(イ) 評価担当者は、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに農業協同組合等において記録、保管されている出荷資料等から次の事項を野帳に記入する。また、班長は、出荷数量調査が終了したときは、野帳に押印又は署名を行い、速やかに野帳を組合等に提出する。

⑦ 全相殺減収総合方式にあつては、生食用仕向、加工用仕向等仕向別に区分した出荷数量

① 品質方式にあつては、個人ごとに評点評価又は積点評価により果実の品質格付けが行われている場合においては出荷数量及び総評点数又は総積点数、個人ごとに等級（果実の品位による区分をいう。以下同じ。）・階級（果実の形状による区分をいう。以下同じ。）別に果実の品質格付けが行われている場合においては等級・階級別の出荷数量

(ウ) 評価担当者は、農業協同組合等に出荷したもののはか、自家用又は贈答用に供した数量が見込まれるときは当該数量の調査を行い、出荷数量の補正を行うとともに、出荷計画の変更をした組合員等については、組合等の指示を受けて当該変更に係る出荷仕向先において（イ）に準じて出荷数量調査を行うものとする。

(エ) 組合等は、全相殺減収総合方式にあつては選果開始後の適当な時期に農業協同組合等の協力を得て共同選果施設において選果の実態について調査を行い、調査の結果必要がある場合は、組合員等ごとの出荷数量の補正を行う。なお、特定組合以外の組合等にあつては、連合会と合同で調査を行うものとする。調査方法及び出荷数量の補正の方法は、特定組合以外の組合等にあつては都道府県及び連合会が指導する方法により、特定組合にあつては都道府県が指導する方法により行うものとする。

(オ) 農業協同組合等から（イ）の出荷資料等の写し及びその内容証明（当該写しが原本と相違ないことにつき当該農業協同組合等が証明するものをいう。以下同じ。）が得られる場合には、（ア）及び（イ）を省略することができる。

ただし、（イ）を省略した場合には、当該出荷資料等の写しを野帳に添付するものとする。

(カ) 特定組合以外の組合等は、出荷数量調査が終了したときは、速やかに調査対象の組合員等数を連合会に報告する。

ただし、当該出荷数量調査に連合会が参加する場合には、（イ）の押印又は署名を連合会の評価担当者も行うことにより当該報告は省略することができるものとする。

エ 貯蔵場所調査

組合等は、損害通知のあつた組合員等の貯蔵場所のすべてについて果実の貯蔵状況を調査し、共済事故以外の原因により腐敗した果実、すり下ろした果実等がある場合はこれを見積り、組合員等ごとにこの数量を取りまとめ、分割減収量とする。

(2) 連合会

連合会は、原則として組合等の全相殺等樹園地調査終了後、組合等ごとにアの連合会全相殺等樹園地抜取調査による現地評価を行うとともに、出荷数量調査の対象となつた組合員等の出荷数量について、原則とし

て組合等の出荷数量調査終了後、イの連合会出荷数量抜取調査による現地評価を行う。また、必要があると認める場合には、見回り調査による現地評価を行う。

更に、全相殺減収総合方式にあつては選果開始後の適当な時期に農業協同組合等の協力を得て共同選果施設において選果の実態について組合等と合同で調査を行うものとする。

なお、貯蔵庫等に貯蔵したのちに選果することを例とする果実にあつて必要があると認める場合には、ウの連合会貯蔵場所抜取調査による現地評価を行う。

また、組合等の出荷数量調査が、農業協同組合等から提供を受けた出荷資料等に基づき行われる場合には、連合会出荷数量抜取調査を省略することができるものとする。

ア 連合会全相殺等樹園地抜取調査

(ア) 連合会は、組合等が全相殺等樹園地調査を行つた組合員等のうちから、半相殺減収総合方式における連合会抜取調査に準じて連合会全相殺等樹園地抜取調査を行う。

また、見回り調査を行うに当たつては、(1) のイの(ア)の④の規定を準用する。

(イ) 連合会全相殺等樹園地抜取調査の方法は、現地調査要領第2章第2節の半相殺減収総合方式の現地調査に定める方法に準ずるものとする。

また、共済事故による損害が僅少であることを理由に、組合等が評価地区を定めないで30名以下の組合員等を対象として全相殺等樹園地調査の合同調査を行う場合には、連合会全相殺等樹園地抜取調査を省略することができるものとする。

(ウ) 連合会は、連合会全相殺等樹園地抜取調査の結果からみて、組合等の行つた全相殺等樹園地調査が適切でないと認められるときは、組合等に再調査を行わせ、その結果を報告させるものとする。

イ 連合会出荷数量抜取調査

(ア) 連合会は、連合会出荷数量抜取調査に先立つて調査方法の統一を図つたのち、評価担当者に組合等との連合会出荷数量抜取調査野帳を配布する。

(イ) 評価担当者は、農業協同組合等の協力を得て、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに出荷数量調査の対象となつた組合員等のうちから任意に抽出した組合員等について農業協同組合等の出荷資料等により連合会出荷数量抜取調査を行う。

ただし、農業協同組合等から出荷資料等の写し及びその内容証明が得られる場合には、当該写しと当該野帳とを照合する方法により連合会出荷数量抜取調査を行うことができるものとする。

なお、この場合の連合会出荷数量抜取調査野帳への記録事項は、組合等の出荷数量調査における記録事項と同様とする。

(ウ) 連合会出荷数量抜取調査の調査対象組合員等数は、原則として組合等ごとに15とし、組合等が出荷数量調査を行つた組合員等の数が多い場合には、その組合員等の数に応じて、適宜、調査対象組合員等数を増加するものとする。

なお、15名以下の組合員等を対象として出荷数量調査の合同調査を行う場合には、連合会出荷数量抜取調査を省略することができる。

(エ) 評価担当者は、連合会出荷数量抜取調査が終了したときは、速やかに連合会出荷数量抜取調査野帳を連合会に提出する。

(オ) 連合会は、連合会出荷数量抜取調査の結果、出荷数量調査における出荷数量が適切でないと認められる組合等があるときは、当該組合等に再調査を行わせ、その結果を報告させるものとする。

ウ 連合会貯蔵場所抜取調査

(ア) 連合会は、イの(ウ)の連合会出荷数量抜取調査の調査対象組合員等の貯蔵場所のすべてについて連

合会貯蔵場所抜取調査を行う。

(イ) 連合会は、連合会貯蔵場所抜取調査の結果からみて、組合等の行つた貯蔵場所調査が適切でないと認められるときは、組合等に再調査を行わせ、その結果を報告させるものとする。

3 災害収入共済方式

(1) 組合等

2の(1)の規定を準用する。

ア 全相殺等樹園地調査

2の(1)のアの規定を準用する。

イ 全相殺等樹園地抜取調査

2の(1)のイの規定を準用する。

ウ 出荷数量調査

(ア) 組合等は、出荷数量調査に先立つて調査方法の統一を図つたのち、評価担当者に野帳を配布する（様式例⑩第1号の4）。

(イ) 評価担当者は、収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに農業協同組合等において記録、保管されている出荷資料等から、次の事項を野帳に記入する。また、班長は、出荷数量調査が終了したときは、野帳に押印又は署名を行い、速やかに野帳を組合等に提出する。

⑦ 果実の生産金額

① 個人ごとに評点評価又は積点評価により果実の品質格付けが行われている場合においては出荷数量及び総評点数又は総積点数、個人ごとに等級・階級別に果実の品質格付けが行われている場合においては等級・階級別の出荷数量

(ウ) 評価担当者は、(イ)による野帳への記入と併せ、農業協同組合等が控除した経費の費目が引受時の基準生産金額算出の際の控除費目と同様であるか否かを確認する。

(エ) その他、2の(1)のウの(ウ)、(エ)、(オ)及び(カ)の規定を準用する。

エ 貯蔵場所調査

2の(1)のエの規定を準用する。

(2) 連合会

2の(2)の規定を準用する。

ア 連合会全相殺等樹園地抜取調査

2の(2)のアの規定を準用する。

イ 連合会出荷数量抜取調査

2の(2)のイの調査方法の規定を準用する。この場合において、2の(2)のイの(オ)中「出荷数量」とあるのは「果実の生産金額、出荷数量」と読み替えるものとする。

ウ 連合会貯蔵場所抜取調査

2の(2)のウの調査方法の規定を準用する。

第2 樹体共済

1 組合等

組合等は、共済責任期間の終期に損害通知のあつた樹園地について、(1)の悉皆調査による現地評価を行うとともに、評価地区を設定して悉皆調査を行つた組合等にあつては、(2)の抜取調査による現地評価を行う。また、必要があると認める場合には、見回り調査による現地評価を行う。

(1) 悉皆調査

ア 組合等は、悉皆調査に先立つて評価員を現地に参集させ、評価上の諸注意を与え、評価方法の統一を図った後、それぞれの担当する評価地区の野帳を配布する（様式例~~付~~第2号の1又は同号の2）。なお、評価方法の統一に当たつては、災害の種類、損害の程度、品種、樹齢等を考慮して標準園地を設定し、これについて検見を行うことにより損害の額及び分割評価についての評価眼の統一を図るものとする。

イ 悉皆調査は、樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合員等から損害通知のあつた樹園地の全部について、検見の方法により細区分等及び樹齢区別の果樹ごと及び損害程度別に損害本数を調査するものとするが、この場合、損害程度別の損害本数は評価員の合議又は投票により決定するものとする。

この場合の損害程度別は、全損（枯死、流失、滅失、埋没及び災害発生以後果実を収穫することができないと見込まれる損傷）及び分損の別とし、分損については損害90%以上、90%未満～80%以上、80%未満～70%以上、70%未満～60%以上、60%未満～50%以上の5区分とする。

検見の方法は、特定組合以外の組合等にあつては都道府県及び連合会が指導する方法により、特定組合にあつては都道府県及び連合会が指導する方法により行うものとする。この場合、都道府県及び連合会は、研修会等を行い組合等の評価技術の向上及びその統一に努めるものとする。

ウ 班長は、現地において野帳に、決定された細区分等及び樹齢区別の果樹ごとの損害程度別の損害本数により、全損換算本数を算出するほか、損害判定上の必要事項及び分割評価を行つた場合には、分割事由と分割損害割合等を記録し、押印又は署名を行うものとする。

その担当の評価地区の悉皆調査が終了したときは、速やかに野帳を組合等に提出する。

エ 特定組合以外の組合等は、悉皆調査が終了したときは、速やかに評価地区別に評価対象の組合員等数及び当該組合員等の被害樹園地数を連合会に報告する。

オ 評価地区を設定しないで、合同評価班によつて悉皆調査を行う場合には、ア～エに準じてこれを行うものとする。

ただし、悉皆調査の合同調査の場合には、ウの押印又は署名を連合会の評価担当者も行うことによりエの報告は省略することができるものとする。

カ 組合等は、評価会の審議の参考とするため、必要に応じ、評価会委員に見回り調査を行わせるものとし、その結果を記録しておくものとする。

(2) 抜取調査

ア 組合等は、原則として悉皆調査終了後、評価地区ごとに悉皆調査を行つた組合員等のうちから抜取調査を行うものとし、抜取調査に先立つて評価担当者に評価上の諸注意及び評価方法の統一を（1）のアに準じて行うものとする。

イ 抜取調査は、樹体共済の共済目的の種類ごとに1評価地区当たり3組合員等を標準として任意に抽出し、当該抽出に係る組合員等から損害通知のあつた樹園地の全部について、検見の方法により行うものとし、抜取調査野帳（様式例~~付~~第2号の2）の取扱いは（1）のイ及びウに準ずるものとする。

ウ 抜取調査の結果、悉皆調査により把握した損害程度別の損害本数等につき樹園地間の均衡がとれていないと認められるか又は分割評価が適切に行われていないと認められる評価地区については、当該評価地区担当の抜取調査班長は、直ちにその旨を組合等に通知するものとする。

組合等は、この通知を受けた評価地区について担当評価員にあらためて悉皆調査を行わせるものとする。

この場合、原則として当該評価地区については重ねて抜取調査を行うこととする。

2 連合会

連合会は、共済責任期間の終期に原則として組合等の現地評価終了後、組合等ごとに（1）の連合会抜取調

査による現地評価を行うとともに、必要があると認める場合には見回り調査による現地評価を行う。

ただし、組合等の区域に離島が含まれる場合において、当該離島における組合等の抜取調査を全て実測の方法により行つた場合には、連合会抜取調査を省略することができるものとする。

(1) 連合会抜取調査

ア 連合会は、連合会抜取調査に先立つて評価方法の統一を図り、評価担当者に、それぞれの担当評価区域の抜取調査野帳を配布する。

イ 連合会抜取調査は、組合等ごとに、組合等が悉皆調査を行つた組合員等のうちから一定数の抜取りを行い、当該抜取りに係る組合員等から損害通知のあつた樹園地の全部について、細区分等及び樹齢区分別の果樹ごと及び損害程度別に損害本数を評価するものとする。

なお、共済事故による損害が僅少であることにより、組合等が評価地区を定めないで30名以下の組合員等を対象として悉皆調査の合同調査を行う場合には、連合会抜取調査を省略することができるものとする。

また、連合会抜取調査の方法（抜取調査対象組合員等数、抜取りの方法、抜取調査対象樹園地の検見の方法等）は、現地調査要領に定めるところによるものとする。

ただし、あらかじめ経営局長の承認を得た方法により行う場合はこの限りではない。

ウ 班長は、現地において連合会抜取調査野帳に損害判定上の必要な事項並びに分割評価を行つた場合には、分割事由及び分割損害割合等を記録し、押印又は署名を行うものとする。その担当する評価区域の連合会抜取調査が終了したときは、速やかに連合会抜取調査野帳を連合会に提出する。

エ 連合会抜取調査の結果、悉皆調査における分割評価が適切に行われていないと認められる組合等については、当該組合等担当の班長は、直ちにその旨を連合会に通知するものとする。

連合会は、この通知を受けた組合等についてあらためて分割評価に係る悉皆調査を行わせるものとする。

この場合、原則として当該組合等については重ねて分割評価に係る連合会抜取調査を行うこととする。

オ 連合会は、評価会の審議の参考にするため、必要に応じ、評価会委員、評価員及び連合会の職員に見回り調査を行わせるものとする。

見回り調査は、評価区域ごとに被害樹園地を任意に抽出して、検見等の方法により行うものとし、その結果を記録しておくものとする。

第4節 損害評価高の取りまとめ

第1 収穫共済

1 組合等

(1) 半相殺方式及び樹園地単位方式

ア 減収量（又は減収金額）の取りまとめ

組合等は、第3節の現地評価が終了したときは、半相殺方式にあつては収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、樹園地単位方式にあつては収穫共済の共済目的の種類等ごと及び樹園地ごとに、次により減収量（又は減収金額）の取りまとめを行うものとする。

(ア) 半相殺減収総合方式及び樹園地減収総合方式

⑦ 評価地区を設定しなかつた場合

減収総合悉皆調査等による被害樹園地の見込収穫量を実収穫量として次により、半相殺減収総合方式にあつては組合員等ごと、樹園地減収総合方式にあつては樹園地ごとの減収量（又は減収金額）を取りまとめる。

ただし、分割評価を行つた組合員等の被害樹園地については、見込収穫量に分割減収量を加えた数量をもつて当該被害樹園地の実収穫量とする。

- a 細区分が定められていない収穫共済の共済目的の種類等の場合

減収量 = Σ (被害樹園地の基準収穫量 - 被害樹園地の実収穫量)

- #### b 細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等の場合

$$\text{減収金額} = \Sigma \left(\begin{array}{l} \text{被害樹園地の細区分ごとの} \\ \text{基準収穫金額の合計額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{被害樹園地の細区分ごとの} \\ \text{実収穫金額の合計額} \end{array} \right)$$

$$\text{被害樹園地の細区分ごと } = \sum \left\{ \begin{array}{l} \text{当該被害樹園地の当該細区分} \\ \text{に係る果実の単位当たり価額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{当該被害樹園地の当該細} \\ \text{区分に係る基準収穫量} \end{array} \right\}$$

$$\text{被害樹園地の細区分ごと の実収穫金額の合計額} = \Sigma \left\{ \begin{array}{l} \text{当該被害樹園地の当該細区分} \\ \text{に係る果実の単位当たり価額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{当該被害樹園地の当該細} \\ \text{区分に係る実収穫量} \end{array} \right\}$$

① 評価地区を設定した場合

- a 減収総合悉皆調査等による被害樹園地の見込収穫量に、次により算定される修正率を乗じてこれを修正し、修正した数量をもつて実収穫量とし、これをもとに⑦の「ただし書」を勘案の上、⑦のa又はbの方法により、半相殺減収総合方式にあつては組合員等ごと、樹園地減収総合方式にあつては樹園地ごとの減収量（又は減収金額）を取りまとめる。

ただし、その適用すべき修正率が95%から105%までの範囲内にある場合は、減収総合悉皆調査等の見込収穫量を修正しなくてもよい。

$$\text{評価地区ごとの見込収穫量修正率} = \frac{\text{評価地区ごとの抜取調査の対象となつた樹園地の抜取調査による見込収穫量の合計}}{\text{評価地区ごとの抜取調査の対象となつた樹園地の減収総合悉皆調査等による見込収穫量の合計}} \times 100 \cdots \cdots \text{ (A)}$$

- b 第3節第1の1の(1)のアの(ア)の⑦により見回り調査を行った場合で、その見回り調査結果により見込収穫量修正率を調整する必要がある場合の見込収穫量修正率は、次により算出される率とする。

評価地区ごとの見込収穫量修正率 = (A) × 評価地区別調整率

評価地区別調整率は、見回り調査結果に基づき定める。ただし、評価地区別調整率を定めるに当たつては、評価地区別の、半相殺減収総合方式にあつては3割を超える損害があつた全組合員等の被害樹園地の、樹園地減収総合方式にあつては4割を超える損害があつた全被害樹園地の引受面積を重みとする評価地区別調整率の加重平均値は100%を下回つてはならない。

(イ) 半相殺特定危険方式及び樹園地特定危険方式

② 評価地区を設定しなかつた場合

特定危険悉皆調査等による被害樹園地の見込減収量を実減収量として次により、半相殺特定危険方式にあつては組合員等ごと、樹園地特定危険方式にあつては樹園地ごとの減収量（又は減収金額）を取りまとめる。

ただし、分割評価を行つた組合員等の被害樹園地については、見込減収量から分割減収量を差し引

いて得た数量をもつて当該被害樹園地の実減収量とする。

- a 細区分が定められていない収穫共済の共済目的の種類等の場合

減収量 = 被害樹園地ごとの実減収量の合計

- b 細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等の場合

減収金額 = 被害樹園地ごとの実減収金額の合計額

$$\text{被害樹園地ごとの実減収金額} = \Sigma \left(\frac{\text{当該被害樹園地の当該細区分}}{\text{細区分ごとの実減収量}} \times \frac{\text{当該被害樹園地の当該細区分}}{\text{に係る果実の単位当たり価額}} \right)$$

① 評価地区を設定した場合

- a 特定危険悉皆調査等による被害樹園地の見込減収量に、次により算定される修正率を乗じてこれを修正し、修正した数量をもつて実減収量とし、これをもとに⑦の「ただし書」を勘案の上、⑦のa又はbの方法により、半相殺特定危険方式にあつては組合員等ごと、樹園地特定危険方式にあつては樹園地ごとの減収量（又は減収金額）を取りまとめる。

ただし、その適用すべき修正率が95%から105%までの範囲内にある場合は、特定危険悉皆調査等の見込減収量を修正しなくてもよい。

- b 第3節第1の1の(2)のアの②により見回り調査を行った場合で、その見回り調査結果により見込減収量修正率を調整する必要がある場合の見込減収量修正率は、次により算出される率とする。

評価地区ごとの見込減収量修正率 = (A) × 評価地区別調整率

評価地区別調整率は、見回り調査結果に基づき定める。ただし、評価地区別調整率を定めるに当たつては、評価地区別の、半相殺特定危険方式にあつては2割を超える損害があつた全組合員等の被害樹園地の、樹園地特定危険方式にあつては3割を超える損害があつた全被害樹園地の引受面積を重みとする評価地区別調整率の加重平均値は100%を上回つてはならない。

イ 損害割合の取りまとめ

組合等は、半相殺方式にあつては収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごと、樹園地単位方式にあつては収穫共済の共済目的の種類等ごと及び樹園地ごとに、アにより算定した減収量（又は減収金額）の基準収穫量（又は基準収穫金額）に対する割合（以下イ及びウにおいて「損害割合」という。）の取りまとめを次により行うものとする。

$$\text{損害割合} = \frac{\text{樹園地ごとの減収量（又は減収金額）の合計}}{\text{樹園地ごとの基準収穫量（又は基準収穫金額）の合計}} \times 100$$

この場合において、1%未満の端数は四捨五入するものとするが、1%未満の端数整理を行う前の損害割合が、半相殺減収総合方式及び樹園地特定危険方式にあつては30%を超える30.5%未満は30.25%、半相殺特定危険方式にあつては20%を超える20.5%未満は20.25%、樹園地減収総合方式にあつては40%を超える40.5%未満の範囲は40.25%として取りまとめる。

ウ 評価会に対する諮問

組合等は、収穫共済の共済目的の種類等ごとに、半相殺方式にあつては共済金支払対象組合員等及び当

該組合員等ごとの減収量、樹園地単位方式にあつては共済金支払対象樹園地及び当該樹園地ごとの減収量を認定するため、次の事項を評価会に提出してその意見を求めるものとする。

(ア) 評価地区を設定しなかつた場合

- ⑦ 半相殺方式にあつては共済金支払対象組合員等ごと、樹園地単位方式にあつては共済金支払対象樹園地ごとの減収量（又は減収金額）、分割減収量、損害割合及び支払共済金見込額
- ① 農業協同組合等において組合員等ごとの出荷数量を調査した場合は、その数量
- ② ⑦の事項についての組合等の合計又は平均値
- ③ その他審査に必要な事項

(イ) 評価地区を設定した場合

- ⑦ 評価地区ごとの、半相殺方式にあつては共済金支払対象組合員等数、樹園地単位方式にあつては共済金支払対象樹園地数及び（ア）の⑦の事項の合計又は平均値
- ① 農業協同組合等において組合員等ごとの出荷数量を調査した場合は、評価地区ごとのその数量の合計
- ② 評価地区ごとの見込収穫量修正率（特定危険方式にあつては見込減収量修正率）及び当該修正率の算出経緯並びに⑦の事項に係る修正後の数値

エ 評価会の答申

評価会は、ウの事項について審議し、その結果を組合等に答申する。

オ 特定組合以外の組合等における損害高の当初認定及び組合等当初評価高の報告

特定組合以外の組合等は、エの答申があつた場合は、その内容について検討、参酌した上、半相殺方式にあつては共済金支払対象組合員等及び当該組合員等ごとの減収量、樹園地単位方式にあつては共済金支払対象樹園地及び当該樹園地ごとの減収量を認定し、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び収穫共済区分（法第122条第3項の収穫共済区分をいう。以下同じ。）ごとに、連合会の定める期日までに組合等当初評価高報告書（様式⑩第9号の1、同号の2、同号の5又は同号の6）に取りまとめ、連合会に報告するものとする。

なお、半相殺特定危険方式及び樹園地特定危険方式のうち暴風雨による果実の減収を共済事故とするものにあつては、当該暴風雨の風速を明らかにする書類を組合等当初評価高報告書に添付するものとする。

カ 特定組合における損害高の当初認定

特定組合は、エの答申があつた場合は、その内容について検討、参酌した上、半相殺方式にあつては共済金支払対象組合員及び当該組合員ごとの減収量、樹園地単位方式にあつては共済金支払対象樹園地及び当該樹園地ごとの減収量を認定し、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び収穫共済区分ごとに、第1章第5節第1の1の（2）のエの（イ）に定める期日までに特定組合当初評価高報告書（様式⑩第9号の1、同号の2、同号の5又は同号の6）に取りまとめるものとする。

キ 特定組合における特定組合当初評価高の認定申請及び報告

収穫共済の共済目的の種類ごと及び収穫共済区分ごとに、特定組合が支払うべき共済金の総額が当該収穫共済の共済目的の種類ごと及び収穫共済区分ごとの収穫通常責任共済金額を超える見込みの特定組合（以下「異常災害見込特定組合」という。）にあつては、収穫共済の共済目的の種類ごと及び収穫共済区分ごとに農林水産大臣に対し、半相殺3割超過被害、半相殺2割超過被害、樹園地4割超過被害又は樹園地3割超過被害に係る減収量の認定を特定組合当初評価高報告書により申請する。

ただし、異常災害見込特定組合以外の特定組合（以下「通常災害見込特定組合」という。）にあつては、農林水産大臣に対し、収穫共済の共済目的の種類ごと及び収穫共済区分ごとの、半相殺3割超過被害、半

相殺 2割超過被害、樹園地 4割超過被害又は樹園地 3割超過被害に係る減収量を特定組合当初評価高報告書により報告するものとする。

なお、半相殺特定危険方式及び樹園地特定危険方式のうち暴風雨による果実の減収を共済事故とするものにあつては、当該暴風雨の風速を明らかにする書類を特定組合当初評価高報告書に添付するものとする。

(2) 全相殺方式

ア 減収量（又は減収金額）の取りまとめ

組合等は、第3節の現地評価が終了したときは、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、次により減収量（又は減収金額）の取りまとめを行うものとする。

(ア) 全相殺減収総合方式

出荷数量調査による出荷数量をもつて実収穫量とし、次により組合員等ごとの減収量（又は減収金額）を取りまとめる。

ただし、全相殺等樹園地調査において、分割評価を行った組合員等については、出荷数量に分割減収量を加えた数量をもつて当該組合員等の実収穫量とする。

⑦ 細区分が定められていない収穫共済の共済目的の種類等の場合

$$\text{減収量} = \text{基準収穫量} - \text{実収穫量}$$

① 細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等の場合

$$\text{減収金額} = \text{細区分ごとの基準収穫金額の合計額} - \text{細区分ごとの実収穫金額の合計額}$$

$$\text{細区分ごとの基準収穫金額の合計額} = \Sigma \left[\begin{array}{l} \text{当該細区分に係る果実} \\ \text{の単位当たり価額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{当該細区分に係る基準収穫量} \end{array} \right]$$

$$\text{細区分ごとの実収穫金額の合計額} = \Sigma \left[\begin{array}{l} \text{当該細区分に係る果実} \\ \text{の単位当たり価額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{当該細区分に係る実収穫量} \end{array} \right]$$

(イ) 品質方式

出荷数量調査により確認した出荷数量をもつて実収穫量とし、さらに当該数量に細区分等ごとの次に掲げる品質指数を乗じて得た数量をもつて組合員等ごとの品質を含む実収穫量とし、次により組合員等ごとの減収量（又は減収金額）を取りまとめる。

ただし、全相殺等樹園地調査において分割評価を行った組合員等については出荷数量に分割減収量を加えた数量をもつて当該組合員等の実収穫量とする。

⑦ 細区分が定められていない収穫共済の共済目的の種類等の場合

$$\text{減収量} = \text{基準収穫量} - \text{品質を含む実収穫量}$$

なお、品質を含む実収穫量の算出の基礎となる品質指数は、次により算出するものとする。

ただし、品質指数の算出が次の方法により難い場合には、第2章第3の7の(5)の規定を準用する。

a 個人ごとに評点評価又は積点評価により果実の品質の格付けが行われている場合

$$\text{品質指標} = \frac{\text{評価年の組合員等の1キログラム当たり平均評点数}}{\text{基準年次の組合等の区域の1キログラム当たり平均評点数}} + \text{分割品質指標}$$

(a) 「評価年の組合員等の1キログラム当たり平均評点数」は、収穫共済の共済目的の種類等ごと

及び組合員等ごとに、損害評価年産の出荷実績を用いて次により算出する。

$$\frac{\text{評価年の組合員等の } 1 \text{ キロ}}{\text{グラム当たり平均評点数}} = \frac{\text{評価年の組合員等の総評点数又は総積点数}}{\text{評価年の組合員等の総出荷数量}}$$

なお、特定組合以外の組合等にあつては、評点評価又は積点評価が行われている場合で評価年の評点評価又は積点評価の基礎点数が基準年次と異なるときは、連合会の指導する方法により修正して行うこと。この場合、連合会は、指導する方法についてはあらかじめ経営局長と協議するものとする。

また、特定組合にあつては、評点評価又は積点評価が行われている場合で評価年の評点評価又は積点評価の基礎点数が基準年次と異なるときは、修正して行うこと。この場合、修正の方法についてはあらかじめ経営局長と協議するものとする。

(b) 「基準年次の組合等の区域の 1 キログラム当たり平均評点数」は、引受要綱第 2 章第 1 節第 2 の 2 の (2) の①によって算出された当該組合等の区域の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る 1 キログラム当たり平均評点数である。

ただし、当該組合等の区域にある農業協同組合等の共同選果施設の区域ごとに 1 キログラム当たり平均評点数を算出することによって当該組合員等の品質指数が適正に算出できると認められる場合には、当該組合等の区域の 1 キログラム当たり平均評点数に代えて当該共同選果施設の区域の 1 キログラム当たり平均評点数を用いることができるものとする。

(c) 「分割品質指數」は、分割品質低下割合（損害がないとした場合の品質程度に対する分割事由による品質低下の程度の割合をいう。以下同じ。）に引受要綱第 2 章第 1 節第 2 の 2 の (1) の規定に基づく申込者ごとの品質指数を乗じて得た指数をいう。

[例]

- ④ 分割品質低下割合 (A) 20%
- 全相殺等樹園地調査において分割品質低下割合を 20% とみた。
- ⑤ 引受けに係る申込者ごとの品質指數 (B) 0.70
- ⑥ 分割品質指數 (C) = (A) × (B) = 0.20 × 0.70 = 0.14

b 個人ごとに等級・階級別に果実の品質の格付けが行われている場合

$$\text{品質指數} = \frac{\text{評価年の組合員等の } 1 \text{ キログラム (1粒) 当たり平均評点数}}{\text{基準年次の組合等の区域の } 1 \text{ キログラム (1粒) 当たり平均評点数}} + \text{分割品質指數}$$

(a) 「評価年の組合員等の 1 キログラム (1粒) 当たり平均評点数」は、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、損害評価年産の等級・階級別の出荷実績等を用いて次式により算出する。

$$\frac{\text{評価年の組合員等の } 1 \text{ キログラム (1粒) 当たり平均評点数}}{\text{評価年の組合員等の総出荷数量(粒数又は割合)}} = \Sigma \left[\begin{array}{l} \text{当該組合等の区域の基準年} \\ \text{次の等級・階級別 } 1 \text{ キログラム (1粒) 当たり点数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{評価年の組合員等の} \\ \text{等級・階級別出荷数量(粒数又は割合)} \end{array} \right]$$

「当該組合等の区域の基準年次の等級・階級別 1 キログラム (1粒) 当たり点数」は、引受要綱第 2 章第 1 節第 2 の 2 の (2) の②の組合等の区域の 1 キログラム (1粒) 当たり平均評点数

の算定のために算出された当該組合等の区域の基準年次の等級・階級別の1キログラム(1粒)当たり点数である。

(b) 「基準年次の組合等の区域の1キログラム(1粒)当たり平均評点数」については、aの(b)の規定を準用する。この場合において、「1キログラム」とあるのは「1キログラム(1粒)」と、「引受要綱第2章第1節第2の2の(2)の①」とあるのは「引受要綱第2章第1節第2の2の(2)の②」と読み替えるものとする。

(c) 「分割品質指数」は、aの(c)と同じ。

① 細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等の場合

$$\text{減収金額} = \text{細区分ごとの基準収穫金額の合計額} - \text{細区分ごとの実収穫金額の合計額}$$

$$\frac{\text{細区分ごとの基準}}{\text{収穫金額の合計額}} = \Sigma \left[\frac{\text{当該細区分に係る果実の単位当たり価額}}{\text{当該細区分に係る基準収穫量}} \right]$$

$$\frac{\text{細区分ごとの実収穫金額の合計額}}{\text{}} = \Sigma \left[\frac{\text{当該細区分に係る果実の単位当たり価額}}{\text{当該細区分に係る品質を含む実収穫量}} \right]$$

なお、細区分ごとの品質を含む実収穫量の算出に当たつての品質指数は、細区分ごとに⑦の品質指数の算出の方法により行う。

また、品質指数の算出が⑦の品質指数の算出の方法により難い場合には、⑦の規定を準用する。

イ 損害割合の取りまとめ

組合等は、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、アにより算定した減収量(又は減収金額)の基準収穫量(又は基準収穫金額)に対する割合(以下イ及びウにおいて「損害割合」という。)の取りまとめを次により行うものとする。

$$\text{損害割合} = \frac{\text{組合員等ごとの減収量(又は減収金額)の合計}}{\text{組合員等ごとの基準収穫量(又は基準収穫金額)の合計}} \times 100$$

この場合において、1%未満の端数は四捨五入するものとするが、1%未満の端数整理を行う前の損害割合が20%を超えて20.5%未満の範囲のものにあつては、四捨五入せず、20.25%として取りまとめる。

ウ 評価会に対する諮問

組合等は、収穫共済の共済目的の種類等ごとに共済金支払対象組合員等及び当該組合員等ごとの減収量を認定するため、次の事項を評価会に提出してその意見を求めるものとする。

(ア) 共済金支払対象組合員等ごとの減収量(又は減収金額)、分割減収量、損害割合及び支払共済金見込額(品質方式にあつては、上記事項のほか品質指数及び分割品質指数)。

なお、共済金支払対象組合員等が著しく多数の場合は、共済金支払対象組合員等ごとでなく、字等の地域単位に取りまとめて差し支えない。

(イ) (ア)の事項についての組合等の合計又は平均値。ただし、品質方式における品質指数の平均値は次により算定する。

$$\text{品質指数の平均値} = \frac{\text{共済金支払対象組合員等の品質を含む実収穫量(又は実収穫金額)の合計}}{\text{共済金支払対象組合員等の実収穫量(又は実収穫金額)の合計}}$$

(ウ) その他審査に必要な事項

エ 評価会の答申

評価会は、ウの事項について審議し、その結果を組合等に答申する。

オ 特定組合以外の組合等における損害高の当初認定及び組合等当初評価高の報告

特定組合以外の組合等は、エの答申があつた場合は、その内容について検討、参酌した上、共済金支払対象組合員等及び当該組合員等ごとの減収量を認定し、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び収穫共済区分ごとに、連合会の定める期日までに組合等当初評価高報告書（様式第9号の3）に取りまとめ、連合会に報告するものとする。

カ 特定組合における損害高の当初認定

特定組合は、エの答申があつた場合は、その内容について検討、参酌した上、共済金支払対象組合員等及び当該組合員等ごとの減収量を認定し、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び収穫共済区分ごとに、第1章第5節第1の2の（2）のエの（イ）に定める期日までに特定組合当初評価高報告書（様式第9号の3）に取りまとめるものとする。

キ 特定組合における特定組合当初評価高の認定申請及び報告

異常災害見込特定組合にあつては、収穫共済の共済目的の種類ごとに農林水産大臣に対し、全相殺2割超過被害に係る減収量の認定を特定組合当初評価高報告書により申請するものとする。

ただし、通常災害見込特定組合にあつては、農林水産大臣に対し、収穫共済の共済目的の種類ごとの全相殺2割超過被害に係る減収量を特定組合当初評価高報告書により報告するものとする。

（3）災害収入共済方式

ア 減収量及び生産金額の減少額の取りまとめ

組合等は、第3節の現地評価が終了したときは、収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、次により減収量及び生産金額の減少額の取りまとめを行うものとする。

（ア）減収量の取りまとめ

出荷数量調査による出荷数量をもつて実収穫量とし、さらに当該数量に収穫共済の共済目的の種類ごとの品質指数を乗じて得た数量をもつて組合員等ごとの品質を含む実収穫量とし、次により組合員等ごとの減収量を取りまとめる。

ただし、全相殺等樹園地調査において分割評価を行つた組合員等については出荷数量に分割減収量を加えた数量をもつて当該組合員等の実収穫量とする。

$$\text{減収量} = \text{基準収穫量} - \text{品質を含む実収穫量}$$

なお、品質を含む実収穫量の算定の基礎となる品質指数は収穫共済の共済目的の種類ごとに（2）のアの（イ）の品質指数の算定の方法により行う。

ただし、品質指数の算定の方法が（2）のアの（イ）により難い場合には、特定組合以外の組合等にあつては、連合会の指導する方法により、特定組合にあつては、あらかじめ経営局長と協議した方法により品質指数の算定を行うことができるものとする。

なお、連合会は、組合等に対し品質指数の算定方法を指導する場合には、当該算定方法についてあらかじめ経営局長と協議するものとする。

（イ）生産金額の減少額の取りまとめ

出荷数量調査による果実の生産金額（自家用又は贈答用等に供した数量がある場合は、当該数量に係る価格（価格が不明の場合は、相当するものとして推定した価格）を加算した額）をもつて組合員等ごとの果実の生産金額とし、次により組合員等ごとの生産金額の減少額を取りまとめる。

$$\text{生産金額の減少額} = \text{特定収穫共済限度額} - \text{果実の生産金額}$$

ただし、全相殺等樹園地調査により、分割評価を行った組合員等については、果実の生産金額に次により算出した分割減収金額を加えた額をもつて果実の生産金額とする。

⑦ 分割減収金額 = 1 キログラム当たり果実の生産金額 × 分割減収量

$$\textcircled{1} \quad 1 \text{ キログラム当たり果実の生産金額} = \frac{\text{果実の生産金額}}{\text{出荷数量}}$$

ただし、全相殺等樹園地調査において、分割事由による品質の低下が認められる場合は、次により算出する。

$$1 \text{ キログラム当たり果実の生産金額} = \frac{\text{当該組合等の区域の果実の総生産金額}}{\text{当該組合等の区域の総出荷数量}} \times \frac{\text{当該組合員等の品質指數} (\textcircled{※})}{\text{当該組合員等の品質指數} (\textcircled{※})}$$

(※) 第2章第3の7の(1)から(3)までの規定により算出した品質指數を適用する。

なお、当該組合員等の品質指數が1より大きい場合は1とする。

なお、当該組合員等において、出荷計画を変更して他の出荷仕向先に出荷したものがある場合で当該出荷に係る販売金額が判明しているものはその額を、判明していないものは、1キログラム当たり果実の生産金額（当該組合員等の販売金額が判明していない場合は、上記ただし書きの1キログラム当たり果実の生産金額）に当該出荷数量を乗じて得た金額を当該組合員等の果実の生産金額に加算する。

イ 損害割合の取りまとめ

組合等は、収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとにアにより算定した生産金額の減少額の特定収穫共済限度額に対する割合（以下イ及びウにおいて「損害割合」という。）の取りまとめを行うものとする。この場合において、1%未満の端数は、四捨五入するものとする。

ただし、損害割合が0.5%未満のものにあつては、当該数値の最初の0以外の数字の次位の数字を四捨五入して取りまとめる。

ウ 評価会に対する諮問

組合等は、収穫共済の共済目的の種類ごと及び共済金支払対象組合員等ごとに当該組合員等に係る減収量及び生産金額の減少額を認定するため、次の事項を評価会に提出してその意見を求めるものとする。

(ア) 共済金支払対象組合員等ごとの減収量、分割減収量、生産金額の減少額、分割減収金額、品質指數、損害割合及び支払共済金見込額

なお、共済金支払対象組合員等が著しく多数の場合は、共済金支払対象組合員等ごとでなく、字等の地域単位に取りまとめて差し支えない。

(イ) (ア)の事項についての組合等の合計又は平均値

ただし、この場合の品質指數の平均値は次により算定する。

$$\text{品質指數の平均値} = \frac{\text{共済金支払対象組合員等の品質を含む実収穫量（又は実収穫金額）の合計}}{\text{共済金支払対象組合員等の実収穫量（又は実収穫金額）の合計}}$$

(ウ) その他審査に必要な事項

エ 評価会の答申

評価会は、ウの事項について審議し、その結果を組合等に答申する。

オ 特定組合以外の組合等における損害高の当初認定及び組合等当初評価高の報告

特定組合以外の組合等は、エの答申があつた場合は、その内容について検討、参酌した上、共済金支払対象組合員等及び当該組合員等ごとの減収量及び生産金額の減少額を認定し、収穫共済の共済目的の種類

ごとに、連合会の定める期日までに組合等当初評価高報告書（様式⑩第9号の4）に取りまとめ、連合会に報告するものとする。

カ 特定組合における損害高の当初認定

特定組合は、エの答申があつた場合は、その内容について検討、参酌した上、共済金支払対象組合員及び当該組合員等ごとの減収量及び生産金額の減少額を認定し、収穫共済の共済目的の種類ごとに、第1章第5節第1の3の（2）のエの（イ）に定める期日までに特定組合当初評価高報告書（様式⑩第9号の4）に取りまとめるものとする。

キ 特定組合における特定組合当初評価高の認定申請及び報告

異常災害見込特定組合にあつては、収穫共済の共済目的の種類ごとに農林水産大臣に対し、第1章第4節第1の3の（1）に規定する損害に係る減収量及び生産金額の減少額の認定を特定組合当初評価高報告書により申請するものとする。

ただし、通常災害見込特定組合にあつては、農林水産大臣に対し、収穫共済の共済目的の種類ごとの第1章第4節第1の3の（1）に規定する損害に係る減収量及び生産金額の減少額を特定組合当初評価高報告書により報告するものとする。

2 連合会

（1）半相殺方式及び樹園地単位方式

ア 評価会に対する諮問

連合会は、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合等ごとに共済金支払対象となる損害に係る減収量を認定するため、組合等ごとに次の事項を評価会に提出してその意見を求めるものとする。

（ア）修正率

修正率は、半相殺減収総合方式及び樹園地減収総合方式にあつては見込収穫量修正率、半相殺特定危険方式及び樹園地特定危険方式にあつては見込減収量修正率とし、その算定は、現地調査要領の規定に基づき行うこととする。

（イ）組合等別の基準収穫量設定指針適用状況調査の調査結果

（ウ）組合等別の果実生産状況

果実生産状況は、組合等ごと及び収穫共済の共済目的の種類等ごとに、当該年産及び前2年産の果実生産状況（栽培農家戸数、栽培面積、収穫量、10アール当たり収量、その他被害概況等）について**地方農政局統計部等**、都道府県及び果実出荷団体等の資料に基づき取りまとめる。

（エ）組合等別の組合等当初評価高

（オ）連合会が（ア）～（ウ）の資料を用いて算出した減収量等の概数

（カ）その他審査に必要な事項

イ 評価会の答申

評価会は、アの事項につき審議し、その結果を連合会に答申する。

ウ 組合等別の連合会当初評価高の取りまとめ

連合会は、イの答申があつた場合には、その内容について検討、参酌し、次により収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合等ごとの共済金支払対象となる損害に係る減収量について取りまとめる。

（ア）修正の必要がない場合

連合会は、組合等当初評価高をそのまま連合会当初評価高とする。

（イ）修正の必要がある場合

連合会は、アの（ア）の修正率を組合等ごとに示して、組合等に組合員等の被害樹園地ごとの見込収

穫量又は見込減収量を修正させるとともに、組合等ごとの連合会当初評価高の取りまとめを行わせるものとする。

この場合の修正率の適用については、第1の1の(1)のアの(ア)の①のa又は同アの(イ)の①のaの「ただし書」に準じて行うものとする。

エ 連合会における損害高の当初認定

連合会は、ウにより取りまとめた損害評価の結果に基づき組合等ごとに、半相殺3割超過被害、半相殺2割超過被害、樹園地4割超過被害又は樹園地3割超過被害に係る減収量を認定し、第1章第5節第1の1の(2)のエの(イ)に定める期日までに、連合会の損害高を連合会当初評価高報告書(様式⑩第14号の1、同号の2、同号の5若しくは同号の6、同号の7の(1)若しくは同号の7の(2)、同号の7の(3)若しくは同号の7の(4)、同号の8の(1)若しくは同号の8の(2)及び同号の9の(1)若しくは同号の9の(2))に取りまとめるものとする。

オ 連合会当初評価高の認定(承認)申請及び報告

連合会は、組合等ごと、収穫共済の共済目的の種類ごと及び収穫共済区分ごとの連合会当初評価高における支払共済金見込額が、当該収穫共済の共済目的の種類ごと及び収穫共済区分ごとの収穫通常責任共済金額を超える見込み組合等(以下「異常災害見込組合等」という。)と、異常災害見込組合等以外の組合等(以下「通常災害見込組合等」という。)とに区分して、組合等ごと、収穫共済の共済目的の種類ごと及び収穫共済区分ごとに農林水産大臣に対し、異常災害見込組合等に関する、半相殺3割超過被害、半相殺2割超過被害、樹園地4割超過被害又は樹園地3割超過被害に係る減収量の認定及び通常災害見込組合等に関する、半相殺3割超過被害、半相殺2割超過被害、樹園地4割超過被害又は樹園地3割超過被害に係る減収量の承認を連合会当初評価高報告書により申請するものとする。

ただし、収穫共済の共済目的の種類ごと及び収穫共済区分ごとにすべての組合等が通常災害見込組合等であるときは、農林水産大臣に対し、組合等ごと、収穫共済の共済目的の種類ごと及び収穫共済区分ごとの、半相殺3割超過被害、半相殺2割超過被害、樹園地4割超過被害又は樹園地3割超過被害に係る減収量を連合会当初評価高報告書により報告するものとする。

なお、半相殺特定危険方式及び樹園地特定危険方式のうち暴風雨による果実の減収を共済事故とするものにあつては、組合等から提出のあつた暴風雨の風速を明らかにする書類を連合会当初評価高報告書に添付するものとする。

(2) 全相殺方式

ア 評価会に対する諮問

連合会は、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合等ごとに共済金支払対象となる損害に係る減収量を認定するため、組合等ごとに次の事項を評価会に提出してその意見を求めるものとする。

(ア) 全相殺減収総合方式又は品質方式の組合等の区域内の農業協同組合等ごとの出荷実績

出荷実績は、収穫共済の共済目的の種類等ごとに、当該年産及び前5年産の出荷状況等(栽培農家戸数、栽培面積、出荷数量、その他出荷の状況等)について農業協同組合等の出荷資料等に基づき取りまとめる。

(イ) 組合等別の組合等当初評価高

(ウ) 連合会が(ア)の資料を用いて算出した減収量等の概数

(エ) その他審査に必要な事項

イ 評価会の答申

評価会は、アの事項につき審議し、その結果を連合会に答申する。

ウ 組合等別の連合会当初評価高の取りまとめ

連合会は、イの答申があつた場合には、その内容について検討、参酌し、次により収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合等ごとの共済金支払対象となる損害に係る減収量について取りまとめる。

(ア) 検討のための指示の必要がない場合

連合会は、組合等当初評価高をそのまま連合会当初評価高とする。

(イ) 検討のための指示の必要がある場合

連合会は、評価会の意見をもとに組合等当初評価高につき、農業協同組合等の出荷実績等からみて検討を要すると思われる場合は、組合等に対しその旨の指示を行い、当該組合等に係る組合等当初評価高の見直しを行わせるものとする。

エ 連合会における損害高の当初認定

連合会は、ウにより取りまとめた損害評価の結果に基づき組合等ごとに全相殺2割超過被害に係る減収量を認定し、第1章第5節第1の2の(2)のエの(イ)に定める期日までに、連合会の損害高を連合会当初評価高報告書(様式⑩第14号の3、同号の7の(1)、同号の7の(3)、同号の8の(1)及び同号の9の(1))に取りまとめるものとする。

オ 連合会当初評価高の認定(承認)申請及び報告

連合会は、組合等ごと及び収穫共済の共済目的の種類ごとに組合等を異常災害見込組合等と通常災害見込組合等とに区分して、組合等ごと及び収穫共済の共済目的の種類ごとに農林水産大臣に対し、異常災害見込組合等に関する全相殺2割超過被害に係る減収量の認定及び通常災害見込組合等に関する全相殺2割超過被害に係る減収量の承認を連合会当初評価高報告書により申請するものとする。

ただし、収穫共済の共済目的の種類ごとにすべての組合等が通常災害見込組合等であるときは、農林水産大臣に対し、組合等ごと及び収穫共済の共済目的の種類ごとの全相殺2割超過被害に係る減収量を連合会当初評価高報告書により報告するものとする。

(3) 災害収入共済方式

ア 評価会に対する諮問

連合会は、収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合等ごとに共済金支払対象となる損害に係る減収量及び生産金額の減少額を認定するため、組合等ごとに次の事項を評価会に提出してその意見を求めるものとする。

(ア) 災害収入共済方式の組合等の区域内の農業協同組合等との出荷実績

出荷実績は、収穫共済の共済目的の種類ごとに、当該年産及び前5年産の出荷状況等(栽培農家戸数、栽培面積、出荷数量、果実の生産金額、その他出荷の状況等)について農業協同組合等の出荷資料等に基づき取りまとめる。

(イ) 組合等別の組合等当初評価高

(ウ) 連合会が(ア)の資料を用いて算出した減収量、生産金額の減少額等の概数

(エ) その他審査に必要な事項

イ 評価会の答申

評価会は、アの事項につき審議し、その結果を連合会に答申する。

ウ 組合等別の連合会当初評価高の取りまとめ

連合会は、イの答申があつた場合には、その内容について検討、参酌し、次により収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合等ごとの共済金支払対象となる損害に係る減収量及び生産金額の減少額(以下「生産金額の減少額等」という。)について取りまとめる。

(ア) 検討のための指示の必要がない場合

連合会は、組合等当初評価高をそのまま連合会当初評価高とする。

(イ) 検討のための指示の必要がある場合

連合会は、評価会の意見をもとに組合等当初評価高につき、農業協同組合等の出荷実績等からみて検討を要すると思われる場合は、組合等に対しその旨の指示を行い、当該組合等に係る組合等当初評価高の見直しを行わせるものとする。

エ 連合会における損害高の当初認定

連合会は、ウにより取りまとめた損害評価の結果に基づき、組合等ごとに第1章第4節第1の3の(1)に規定する損害に係る生産金額の減少額等を認定し、第1章第5節第1の3の(2)のエの(イ)に定める期日までに、連合会の損害高を連合会当初評価高報告書(様式⑩第14号の4、同号の7の(5)、同号の8の(1)、同号の9の(1)、同号の10及び同号の11)に取りまとめるものとする。

オ 連合会当初評価高の認定(承認)申請及び報告

連合会は、組合等ごと及び収穫共済の共済目的の種類ごとに組合等を異常災害見込組合等と通常災害見込組合等とに区分して、組合等ごと及び収穫共済の共済目的の種類ごとに農林水産大臣に対し、異常災害見込組合等に関する生産金額の減少額等の認定及び通常災害見込組合等に関する生産金額の減少額等の承認を連合会当初評価高報告書により申請するものとする。

ただし、収穫共済の共済目的の種類ごとにすべての組合等が通常災害見込組合等であるときは、農林水産大臣に対し、組合等ごと及び収穫共済の共済目的の種類ごとの生産金額の減少額等を連合会当初評価高報告書により報告するものとする。

第2 樹体共済

1 組合等

(1) 損害の額の取りまとめ

組合等は、第3節の現地評価が終了したときは、樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、次により損害の額の取りまとめを行うものとする。

ア 評価地区を設定しなかつた場合

悉皆調査の損害程度別の損害本数を基にした全損換算本数から、次により組合員等ごとの損害の額を取りまとめる。

なお、分割評価を行った組合員等については、損害の額から分割損害額を差し引いた額をもつて当該組合員等の損害の額とする。

$$\text{損害の額} = \Sigma \left[\begin{array}{c} \text{細区分等及び樹齢区分別の} \\ \text{果樹ごとの全損換算本数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{細区分等及び樹齢区分別の} \\ \text{果樹ごとの1本当たり価額} \end{array} \right]$$

$$\begin{array}{rcl} \text{細区分等及び樹齢区分別の} & = & \text{細区分等及び樹齢区分別の果樹ごとの} \\ \text{果樹ごとの全損換算本数} & = & \Sigma (\text{損害程度別本数} \times \text{損害程度別}) \end{array}$$

「損害程度別」は、全損及び分損の別とし、全損については100%、分損については分損90%以上は95%、90%未満~80%以上は85%、80%未満~70%以上は75%、70%未満~60以上は65%、60%未満~50%以上は55%を用いる。

$$\frac{\text{細区分等及び樹齢区別の} \\ \text{果樹ごとの 1 本当たり価額}}{\text{当該細区分等及び樹齢区別の} \\ \text{果樹の引受本数}} = \frac{\text{当該細区分等及び樹齢区別の価額}}{\text{当該細区分等及び樹齢区別の果樹ごとの価額}}$$

$$\text{当該細区分等及び樹齢区分別の果樹ごとの価額} = \frac{\text{当該細区分等及び樹齢区分別}}{\text{の果樹ごとの標準収穫金額}} \times \text{当該樹齢区分に係る換算係数}$$

ただし、樹体共済の共済目的の種類たる果樹を災害収入共済方式に付した場合には、細区分等及び樹齢区分別の果樹ごとの価額は次により算定する。

$$\text{当該細区分等及び樹齢区分} \times \text{当該樹齢区分に係る換算係数} \\ \text{別の果樹ごとの価額} = \text{別の果樹の基準生産金額}$$

この場合の当該細区分等及び樹齢区分別の果樹の基準生産金額とは、組合員等ごとの基準生産金額を当該細区分等及び当該樹齢区分に属する果樹の品種、栽培面積等を勘案して細区分等及び樹齢区分別の果樹ごとに配分して得た金額とする。

イ 評価地区を設定した場合

悉皆調査の損害程度別の損害本数を基にした全損換算本数から、アの方法に準じて算定した損害の額に当該評価地区に係る修正率を乗じて組合員等ごとの損害の額（分割評価を行った組合員等については、修正率を乗じた後、損害の額から分割損害額を差し引いた額をもって当該組合員等の損害の額とする。）を取りまとめる。この場合の修正率の適用については、第1の1の(1)のアの(ア)の④のaの「ただし書」を準用する。

評価地区ごとの修正率は次により算定する。

(ア) (イ) の場合以外の場合

なお、上記の式の損害の額において、分割評価を行った組合員等については分割損害額を差し引かない損害額とする。

(イ) 第3節第2の1の(1)の力により見回り調査を行った場合で、その見回り調査結果により評価地区別の修正率を調整する必要がある場合

評価地区ごとの修正率 = (A) × 評価地区別調整率

評価地区別調整率は、見回り調査結果に基づき定める。ただし、評価地区別調整率を定めるに当たっては、評価地区別の第1章第4節第2の1に規定する損害があつた全組合員等の被害樹園地の引受面積を重みとする評価地区別調整率の加重平均値は100%を上回つてはならない。

(2) 損害額の割合の取りまとめ

組合等は、樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、(1)により取りまとめた損害の額の引受要綱第4章第2節第2により算定された当該組合員等に係る共済価額に対する割合(以下「損害額の割合」という。)を算定してこれを取りまとめる。この場合において1%未満の端数は、四捨五入するものとする。

ただし、損害の額が10万円を超える、損害額の割合が0.5%未満のものにあつては、当該数値の最初の0以外の数字の次位の数字を四捨五入して取りまとめる。

(3) 評価会に対する諮問

組合等は、樹体共済の共済目的の種類ごと及び共済金支払対象組合員等ごとに、当該組合員等に係る損害の額を認定するため、次の事項を評価会に提出して、その意見を求めるものとする。

ア 評価地区を設定しなかつた場合

(ア) 組合員等ごとの損害の額、分割損害額、細区分等及び樹齢区分別の果樹ごとの損害本数及び全損換算本数、損害額の割合並びに支払共済金見込額

(イ) (ア) の事項についての組合等の合計値又は平均値

(ウ) その他審査に必要な事項

イ 評価地区を設定した場合

(ア) 評価地区ごとのアに掲げる事項の合計値又は平均値

(イ) 評価地区別の損害額修正率及び当該修正率の算出経緯並びに(ア)の事項に係る修正後の数値

(ウ) その他審査に必要な事項

(4) 評価会の答申

評価会は、(3)の事項について審議し、その結果を組合等に答申する。

(5) 特定組合以外の組合等における損害高の当初認定及び組合等当初評価高の報告

特定組合以外の組合等は、(4)の答申があつた場合は、その内容について検討、参酌した上、共済金支払対象組合員等及び当該組合員等ごとの損害の額を認定し、樹体共済の共済目的の種類ごとに、連合会が定める期日までに組合等当初評価高報告書(様式¹³第4号)に取りまとめ、連合会に報告するものとする。

(6) 特定組合における損害高の当初認定

特定組合は、(4)の答申があつた場合は、その内容について検討、参酌した上、共済金支払対象組合員等及び当該組合員等ごとの損害の額を認定し、樹体共済の共済目的の種類ごとに、第1章第5節第2の2の(4)のイに定める期日までに特定組合当初評価高報告書(様式¹³第4号)に取りまとめるものとする。

(7) 特定組合における特定組合当初評価高の認定申請及び報告

異常災害見込特定組合にあつては、樹体共済の共済目的の種類ごとに農林水産大臣に対し、第1章第4節第2の1に規定する損害に係る損害の額を特定組合当初評価高報告書により申請するものとする。

ただし、通常災害見込特定組合にあつては、農林水産大臣に対し、樹体共済の共済目的の種類ごとの第1章第4節第2の1に規定する損害に係る損害の額を特定組合当初評価高報告書により報告するものとする。

2 連合会

(1) 評価会に対する諮問

連合会は、樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合等ごとに共済金の支払対象となる損害に係る損害の額を認定するため、組合等ごとに次の事項を整理して評価会に提出し、その意見を求めるものとする。

ア 損害額修正率

損害額修正率の算定は、現地調査要領の規定に基づき行うこととする。

イ 組合等別の組合等当初評価高

ウ アの資料を用いて算出した損害の額の概数

エ その他審査に必要な事項

(2) 評価会の答申

評価会は、(1)の事項について審議し、その結果を連合会に答申する。

(3) 組合等ごとの連合会当初評価高の取りまとめ

連合会は、(2)の答申があつた場合には、その内容について検討、参酌し、次により組合等ごとの第1章第4節第2の1に規定する損害に係る損害の額について取りまとめる。

ア 修正の必要がない場合

連合会は、組合等当初評価高をそのまま連合会当初評価高とする。

イ 修正の必要がある場合

連合会は、損害額修正率を組合等ごとに示して、組合等に組合員等ごとの損害の額を修正させるとともに、組合等ごとの連合会当初評価高の取りまとめを行わせるものとする。

この場合の損害額修正率の適用は、第1の1の(1)のアの(ア)の①のaの「ただし書」に準じて行うものとする。

(4) 連合会における損害高の当初認定

連合会は、(3)の取りまとめにより組合等ごとの第1章第4節第2の1に規定する損害に係る損害の額を認定し、第1章第5節第2の2の(4)のイに定める期日までに、連合会の損害高を連合会当初評価高報告書（様式⑩第8号の1、同号の2及び同号の3）に取りまとめるものとする。

(5) 連合会当初評価高の認定（承認）申請及び報告

連合会は、組合等ごと及び樹体共済の共済目的の種類ごとに組合等を異常災害見込組合等と通常災害見込組合等とに区分して、組合等ごと及び樹体共済の共済目的の種類ごとに農林水産大臣に対し、異常災害見込組合等に関する第1章第4節第2の1に規定する損害に係る損害の額の認定及び通常災害見込組合等に関する第1章第4節第2の1に規定する損害に係る損害の額の承認を連合会当初評価高報告書により申請するものとする。

ただし、樹体共済の共済目的の種類ごとにすべての組合等が通常災害見込組合等であるときは、農林水産大臣に対し、組合等ごと及び樹体共済の共済目的の種類ごとの第1章第4節第2の1に規定する損害に係る損害の額を連合会当初評価高報告書により報告するものとする。

第5節 損害評価高の決定

第1 収穫共済

1 連合会

連合会は、次により第1章第2節第1の1に定める収穫共済の別ごと及び組合等ごとの共済金支払対象となる損害に係る減収量（災害収入共済方式にあつては生産金額の減少額等。以下同じ。）を最終的に認定する。

(1) 通常災害見込組合等については、収穫共済の共済目的の種類ごと及び収穫共済区分ごとに農林水産大臣の承認を得て、次のように組合等ごとに認定する。

ただし、収穫共済の共済目的の種類ごと及び収穫共済区分ごとにすべての組合等が通常災害見込組合等であるときは、連合会当初評価高のとおり組合等ごと、収穫共済の共済目的の種類等（災害収入共済方式にあつては収穫共済の共済目的の種類）ごと及び第1章第2節第1の1に定める収穫共済の別ごとに共済金支払対象となる損害に係る減収量を認定し、その旨を評価会に報告するとともに組合等に通知する。

ア 連合会当初評価高のとおり農林水産大臣の承認を得た場合には、組合等ごと、収穫共済の共済目的の種類等（災害収入共済方式にあつては収穫共済の共済目的の種類）ごと及び第1章第2節第1の1に定める収穫共済の別ごとに共済金支払対象となる損害に係る減収量を認定し、その旨を評価会に報告するとともに組合等に通知する。

イ 農林水産大臣の承認を得るため連合会当初評価高を修正する必要がある場合には、原則として通常災害見込組合等ごと、収穫共済の共済目的の種類ごと及び収穫共済区分ごとの連合会当初評価高を一律に修正し、評価会に諮つて改めて農林水産大臣の承認を求める。

ただし、一律に修正することが妥当でないと認められるときは、評価会に諮つて適宜の修正方法を定めて修正することとしても差し支えない。

ウ 連合会は、イにより修正した連合会当初評価高につき農林水産大臣の承認を得た場合には、これを評価会に報告するとともに組合等に通知する。

(2) 農林水産大臣が収穫共済の共済目的の種類ごと及び収穫共済区分ごとに異常災害見込組合等と認めた組合等については、農林水産大臣の認定した数量のとおり組合等ごと、収穫共済の共済目的の種類等（災害収入共済方式にあつては収穫共済の共済目的の種類）ごと及び第1章第2節第1の1に定める収穫共済の別ごとに共済金支払対象となる損害に係る減収量を認定し、これを評価会に報告するとともに組合等に通知する。

なお、連合会が収穫共済の共済目的の種類ごと及び収穫共済区分ごとに異常災害見込組合等として共済金支払対象となる損害に係る減収量の認定を求めた組合等であつて、農林水産大臣が収穫共済の共済目的の種類ごと及び収穫共済区分ごとに異常災害見込組合等と認めなかつたものについての取扱いは、(1) のイに準ずるものとする。

2 特定組合以外の組合等

(1) 樹園地単位方式以外の方式

特定組合以外の組合等は、次により組合員等ごとの共済金支払対象となる損害を最終的に認定する。

ア 特定組合以外の組合等は、連合会から通知があつた共済金支払対象となる損害に係る減収量を当該組合等に係る連合会当初評価高と対比して修正をする必要がない場合は、当該連合会当初評価高における共済金支払対象となる損害に係る減収量により共済金支払対象組合員等及び当該組合員等に係る減収量を認定し、その旨を評価会に報告する。

イ 特定組合以外の組合等は、連合会から通知があつた共済金支払対象となる損害に係る減収量を当該組合等に係る連合会当初評価高と対比して修正をする必要がある場合は、評価会に諮つて連合会から通知があつた数量又は金額を超えないように組合員等に係る減収量を修正し、共済金支払対象組合員等及び当該組合員等に係る減収量を認定するものとする。

この場合の修正は、連合会当初評価高に係る組合員等ごとの減収量について、連合会から通知のあつた減収量を連合会当初評価高に係る減収量で除して得た比率により一律に行うことを原則とするが、一律に修正することが適当でないと認めるときは、評価会に諮つたうえ、連合会当初評価高における組合員等ごとの損害割合の大きさ等を基礎として、組合員等ごとの修正率に差をつけても差し支えない。

(2) 樹園地単位方式

特定組合以外の組合等は、次により樹園地ごとの共済金支払対象となる損害を最終的に認定する。

ア 特定組合以外の組合等は、連合会から通知があつた共済金支払対象となる損害に係る減収量を当該組合等に係る連合会当初評価高と対比して修正をする必要がない場合は、当該連合会当初評価高における共済金支払対象となる損害に係る減収量により共済金支払対象樹園地及び当該樹園地に係る減収量を認定し、その旨を評価会に報告する。

イ 特定組合以外の組合等は、連合会から通知があつた共済金支払対象となる損害に係る減収量を当該組合等に係る連合会当初評価高と対比して修正をする必要がある場合は、評価会に諮つて連合会から通知があつた数量又は金額を超えないように樹園地に係る減収量を修正し、共済金支払対象樹園地及び当該樹園地に係る減収量を認定するものとする。

この場合の修正は、連合会当初評価高に係る樹園地ごとの減収量について、連合会から通知のあつた減収量を連合会当初評価高に係る減収量で除して得た比率により一律に行うことを原則とするが、一律に修正することが適当でないと認めるときは、評価会に諮つたうえ、連合会当初評価高における樹園地ごとの

損害割合の大きさ等を基礎として、樹園地ごとの修正率に差をつけても差し支えない。

3 特定組合

特定組合は、次により第1章第2節第1の1に定める収穫共済の別ごとの共済金支払対象となる損害に係る減収量を最終的に認定する。

- (1) 通常災害見込特定組合については、収穫共済の共済目的の種類等（災害収入共済方式にあつては収穫共済の共済目的の種類）ごと及び第1章第2節第1の1に定める収穫共済の別ごとに、特定組合当初評価高における共済金支払対象となる損害に係る減収量により、樹園地単位方式以外の方式にあつては共済金支払対象組合員及び当該組合員に係る減収量、樹園地単位方式にあつては共済金支払対象樹園地及び当該樹園地に係る減収量を認定し、その旨を評価会に報告する。
- (2) 農林水産大臣が収穫共済の共済目的の種類ごと及び収穫共済区分ごとに異常災害見込特定組合と認めたものについては、収穫共済の共済目的の種類等（災害収入共済方式にあつては収穫共済の共済目的の種類）ごと及び第1章第2節第1の1に定める収穫共済の別ごとに、特定組合当初評価高における共済金支払対象となる損害に係る減収量により、樹園地単位方式以外の方式にあつては共済金支払対象組合員及び当該組合員に係る減収量、樹園地単位方式にあつては共済金支払対象樹園地及び当該樹園地に係る減収量を認定し、その旨を評価会に報告する。

なお、特定組合が収穫共済の共済目的の種類ごと及び収穫共済区分ごとに異常災害見込特定組合として共済金支払対象となる損害に係る減収量の認定を求めた場合であつて、農林水産大臣が収穫共済の共済目的の種類ごと及び収穫共済区分ごとに異常災害見込特定組合と認めなかつたものについては、特定組合は評価会に諮つて特定組合当初評価高を一律に修正し、樹園地単位方式以外の方式にあつては共済金支払対象組合員及び当該組合員に係る減収量、樹園地単位方式にあつては共済金支払対象樹園地及び当該樹園地に係る減収量を認定するものとする。

ただし、一律に修正することが妥当でないと認められるときは、評価会に諮つて適宜の修正方法を定めて修正することとしても差し支えない。

第2 樹体共済

1 連合会

連合会は、次により組合等ごとの第1章第4節第2の1に規定する損害に係る損害の額を最終的に認定する。

- (1) 通常災害見込組合等については、樹体共済の共済目的の種類ごとに農林水産大臣の承認を得て、次のように組合等ごとに認定する。

ただし、樹体共済の共済目的の種類ごとにすべての組合等が通常災害見込組合等であるときは、連合会当初評価高のとおり組合等ごと及び樹体共済の共済目的の種類ごとに第1章第4節第2の1に規定する損害に係る損害の額を認定し、その旨を評価会に報告するとともに組合等に通知する。

ア 連合会当初評価高のとおり農林水産大臣の承認を得た場合には、組合等ごと及び樹体共済の共済目的の種類ごとに第1章第4節第2の1に規定する損害に係る損害の額を認定し、その旨を評価会に報告するとともに組合等に通知する。

イ 農林水産大臣の承認を得るため連合会当初評価高を修正する必要がある場合には、原則として通常災害見込組合等ごと及び樹体共済の共済目的の種類ごとの連合会当初評価高を一律に修正し、評価会に諮つて改めて農林水産大臣の承認を求める。

ただし、一律に修正することが妥当でないと認められるときは、評価会に諮つて適宜の修正方法を定めて修正することとしても差し支えない。

ウ 連合会は、イにより修正した連合会当初評価高につき農林水産大臣の承認を得た場合には、これを評価会に報告するとともに組合等に通知する。

(2) 農林水産大臣が樹体共済の共済目的の種類ごとに異常災害見込組合等と認めた組合等については、農林水産大臣の認定した損害の額のとおり組合等ごと及び樹体共済の共済目的の種類ごとに第1章第4節第2の1に規定する損害に係る損害の額を認定し、これを評価会に報告するとともに組合等に通知する。

なお、連合会が樹体共済の共済目的の種類ごとに異常災害見込組合等として第1章第4節第2の1に規定する損害に係る損害の額の認定を求めた組合等であつて農林水産大臣が樹体共済の共済目的の種類ごとに異常災害見込組合等と認めなかつたものについての取扱いは、(1) のイに準ずるものとする。

2 特定組合以外の組合等

特定組合以外の組合等は、次により組合員等ごとの第1章第4節第2の1に規定する損害に係る損害の額を最終的に認定する。

(1) 特定組合以外の組合等は、連合会から通知があつた第1章第4節第2の1に規定する損害に係る損害の額を当該組合等に係る連合会当初評価高と対比して修正をする必要がない場合は、当該連合会当初評価高どおり、共済金支払対象組合員等及び当該組合員等に係る損害の額を認定し、その旨を評価会に報告するものとする。

(2) 特定組合以外の組合等は、連合会から通知があつた第1章第4節第2の1に規定する損害に係る損害の額を当該組合等に係る連合会当初評価高と対比して修正をする必要がある場合は、評価会に諮つて連合会から通知があつた損害の額を超えないよう組合員等に係る損害の額を修正し、共済金支払対象組合員等及び当該組合員等に係る損害の額を認定するものとする。

この場合の修正は、第1の2の(1)のイに準じて行うこととする。

3 特定組合

特定組合は、次により第1章第4節第2の1に規定する損害に係る損害の額を最終的に認定する。

(1) 通常災害見込特定組合については、樹体共済の共済目的の種類ごとに、特定組合当初評価高どおり、共済金支払対象組合員及び当該組合員に係る損害の額を認定し、その旨を評価会に報告する。

(2) 農林水産大臣が樹体共済の共済目的の種類ごとに異常災害見込特定組合と認めたものについては、樹体共済の共済目的の種類等ごとに、特定組合当初評価高どおり、共済金支払対象組合員及び当該組合員に係る損害の額を認定し、その旨を評価会に報告する。

なお、特定組合が樹体共済の共済目的の種類ごとに異常災害見込特定組合として第1章第4節第2の1に規定する損害に係る損害の額の認定を求めた場合であつて、農林水産大臣が樹体共済の共済目的の種類ごとに異常災害見込特定組合と認めなかつたものについては、特定組合は評価会に諮つて特定組合当初評価高を一律に修正し、共済金支払対象組合員及び当該組合員に係る損害の額を認定するものとする。

ただし、一律に修正することが妥当でないと認められるときは、評価会に諮つて適宜の修正方法を定めて修正することとしても差し支えない。

第6節 特定組合以外の組合等及び連合会が共済金及び保険金の仮渡しを行う場合の損害評価

第1 収穫共済

1 再保険金の概算払を受けない場合

(1) 特定組合以外の組合等

ア 特定組合以外の組合等は、共済金の仮渡しをしようとするときは、その旨を連合会に連絡し、その同意

を得て、仮渡しの対象とする収穫共済の共済目的の種類等ごとの仮渡実施被害割合（第1章第4節第1の損害認定の対象となる損害割合以上の割合であつて、組合等が共済金の仮渡しの支払開始損害割合として任意に定めたものをいう。以下同じ。）を組合員等に通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員等から組合員等損害通知書（様式例⑩第1号の1、同号の2又は同号の3）を提出させる。

当該通知書の提出を受けた後、第3節に準じた現地評価及び第4節に準じた損害評価高の取りまとめを行う。

なお、全相殺方式において出荷数量が把握できない組合員等については、半相殺減収総合方式に準じて現地評価及び損害評価高の取りまとめを行うこととするが、この場合の悉皆調査及び抜取調査は、仮渡しをしようとする組合員等の全樹園地を対象として行う。

イ アにかかわらず、あらかじめ連合会が経営局長の承認を得て別に現地評価及び損害評価高の取りまとめの方法を定めた場合は、当該方法によることができる。

(2) 連合会

ア 連合会は、組合等に保険金の仮渡しをしようとするときは、(1)のアの組合等の組合員等について、組合員等（樹園地単位方式にあつては樹園地）ごとに第3節に準じた現地評価及び第4節に準じた損害評価高の取りまとめを行う。

なお、全相殺方式にあつて出荷数量が把握できない組合員等については、半相殺減収総合方式の現地評価及び損害評価高の取りまとめに準じて行うこととするが、この場合の連合会抜取調査は、仮渡しをしようとする損害割合以上の組合員等の全樹園地を対象として行う。

イ アにかかわらず、あらかじめ経営局長の承認を得て別に現地評価及び損害評価高の取りまとめの方法を定めた場合は、当該方法によることができる。

2 再保険金の概算払を受ける場合

連合会は、樹園地単位方式以外の方式にあつては収穫共済の共済目的の種類等ごとの損害割合が、組合員等ごとに5割（半相殺減収総合方式にあつては6割）以上、樹園地単位方式にあつては収穫共済の共済目的の種類等ごとの損害割合が、樹園地ごとに7割（樹園地減収総合方式にあつては8割）以上となる見込みである場合について、再保険金の概算払を受けることができる。

(1) 特定組合以外の組合等

ア 特定組合以外の組合等は、共済金の仮渡しをしようとするときは、その旨を連合会に連絡し、その同意を得て、組合員等に仮渡しの対象とする収穫共済の共済目的の種類等ごとの仮渡実施被害割合を通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員等から組合員等損害通知書を提出させる。

当該通知等の提出を受けた後、1の(1)に準じて現地評価を行うとともに、当該収穫共済の共済目的の種類等と同一の果樹共済再保険区分（規則第19条第5項の果樹共済再保険区分をいう。以下同じ。）に属するすべての収穫共済の共済目的の種類等について、第1章第4節第1に定める損害があつたと認められる組合員等（樹園地単位方式にあつては樹園地）の被害の概況を調査し、その結果を第4節第1の1に準じて仮損害評価書（様式⑩第17号の1又は同号の2）に定める事項について取りまとめる。

イ (2)のイにより連合会から損害の概況報告を求められた組合等は、評価会委員及び評価員の協力を得て組合等内の損害の概況を調査し、必要な事項を連合会に報告する。

(2) 連合会

ア 連合会は、組合等に保険金の仮渡しをしようとするときは、(1)のアの組合等の組合員等（樹園地単位方式にあつては樹園地）について、1の(2)に準じて現地評価を行うとともに、当該収穫共済の共済目的の種類等と同一の果樹共済再保険区分に属するすべての収穫共済の共済目的の種類等について、第1

章第4節第1に定める損害があつたと認められる組合員等（樹園地単位方式にあつては樹園地）の被害の概況を調査し、その結果を第4節第1の2に準じて組合等ごとに（1）のアと同様の事項について取りまとめる。

なお、保険金の仮渡しを行わない組合等については、果樹共済再保険区分ごとの共済金及び再保険金の総額を把握するため、共済金の仮渡しの対象とする収穫共済の共済目的の種類等と同一の果樹共済再保険区分に属するすべての収穫共済の共済目的の種類等について、第1章第4節第1に定める損害があつたと認められる組合員等又は組合員等の耕地の被害の状況を調査させ、その結果を第4節に準じて仮損害評価書に定める事項について取りまとめ、連合会に提出させる。

イ 連合会は、地方農政局統計部等と連絡を密にして、概算払を受けようとする組合等の被害樹園地についての災害と同一の災害があつた組合等につき、概算払を受けようとする時点の損害の概況報告（（1）のアと同様の被害程度区分ごとに報告する。）を求めるとともに、必要に応じ、評価会委員及び評価員の協力を得て見回り調査を行い、評価会に諮つて組合等ごとの被害の概数を（1）のアと同様の被害程度の区分ごとに取りまとめる。

第2 樹体共済

1 再保険金の概算払を受けない場合

（1）特定組合以外の組合等

ア 特定組合以外の組合等は、共済金の仮渡しをしようとするときは、その旨を連合会に連絡し、その同意を得て、仮渡しの対象とする樹体共済の共済目的の種類ごとの仮渡実施被害割合を組合員等に通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員等から組合員等損害通知書（様式例~~第~~第1号、第2号の1又は同号の2）を提出させる。

当該通知書の提出を受けた後、第3節に準じた現地評価及び第4節に準じた損害評価高の取りまとめを行う。

イ アにかかわらず、あらかじめ連合会が経営局長の承認を得て別に現地評価及び損害評価高の取りまとめの方法を定めた場合は、当該方法によることができる。

（2）連合会

ア 連合会は、組合等に保険金の仮渡しをしようとするときは、（1）のアの組合等の組合員等について、組合員等の被害樹園地ごとに第3節に準じた現地評価及び第4節に準じた損害評価高の取りまとめを行う。

この場合において、連合会抜取調査は、仮渡しの対象となる損害を受けた組合等の被害樹園地について行う。

イ アにかかわらず、あらかじめ経営局長の承認を得て別に現地評価及び損害評価高の取りまとめの方法を定めた場合は、当該方法によることができる。

2 再保険金の概算払を受ける場合

連合会は、樹体共済の共済目的の種類ごとの損害割合が、組合員等ごとに5割以上となる見込みである場合について、再保険金の概算払を受けることができる。

（1）特定組合以外の組合等

ア 特定組合以外の組合等は、共済金の仮渡しをしようとするときは、その旨を連合会に連絡し、その同意を得て、組合員等に仮渡しの対象とする樹体共済の共済目的の種類ごとの仮渡実施被害割合を通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員等から組合員等損害通知書を提出させる。

当該通知等の提出を受けた後、1の（1）に準じて現地評価を行うとともに、第1章第4節第2に定める損害があつたと認められる組合員等の損害については、被害の概況を調査し、その結果を第4節第2の1に準じて仮損害評価書（様式¹⁰第11号）に定める事項について取りまとめる。

イ （2）のイにより連合会から損害の概況報告を求められた組合等は、評価会委員及び評価員の協力を得て組合等内の損害の概況を調査し、必要な事項を連合会に報告する。

（2）連合会

ア 連合会は、組合等に保険金の仮渡しをしようとするときは、（1）のアの組合等の組合員等について、1の（2）に準じて現地評価を行うとともに、第1章第4節第2に定める損害があつたと認められる組合員等の被害の概況を調査し、その結果を第4節第2の2に準じて組合等ごとに（1）のアと同様の事項について取りまとめる。

なお、保険金の仮渡しを行わない組合等については、果樹共済再保険区分ごとの共済金及び再保険金の総額を把握するため、共済金の仮渡しの対象とする樹体共済の共済目的の種類と同一の果樹共済再保険区分に属するすべての樹体共済の共済目的の種類について、第1章第4節第2に定める被害があつたと認められる組合員等の被害樹園地の状況を調査させ、その結果を第4節に準じて仮損害評価書に定める事項に準じて被害の状況の取りまとめを行う。

イ 連合会は、地方農政局統計部等と連絡を密にして、概算払を受けようとする組合等の被害樹園地についての災害と同一の災害があつた組合等につき、概算払を受けようとする時点の損害の概況報告（（1）のアと同様の被害程度区分ごとに報告する。）を求めるとともに、必要に応じ、評価会委員及び評価員の協力を得て見回り調査を行い、評価会に諮つて組合等ごとの被害の概数を（1）のアと同様の被害程度の区分ごとに取りまとめる。

第7節 特定組合が共済金の仮渡しを行う場合の損害評価

第1 収穫共済

1 保険金の概算払を受けない場合

ア 特定組合は、共済金の仮渡しをしようとするときは、組合員に仮渡しの対象とする収穫共済の共済目的の種類等ごとの仮渡実施被害割合を通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員から組合員等損害通知書（様式例¹⁰第1号の1、同号の2又は同号の3）を提出させる。

当該通知書の提出を受けた後、第3節に準じた現地評価及び第4節に準じた損害評価高の取りまとめを行う。

なお、全相殺方式において出荷数量が把握できない組合員については、半相殺減収総合方式に準じて現地評価及び損害評価高の取りまとめを行うこととするが、この場合の悉皆調査及び抜取調査は仮渡しをしようとする組合員の全樹園地について行う。

イ アにかかわらず、あらかじめ経営局長の承認を得て別に現地評価及び損害評価高の取りまとめの方法を定めた場合は、当該方法によることができる。

2 保険金の概算払を受ける場合

特定組合は、樹園地単位方式以外の方式にあつては収穫共済の共済目的の種類等ごとの損害割合が、組合員ごとに5割（半相殺減収総合方式にあつては6割）以上、樹園地単位方式にあつては収穫共済の共済目的の種類等ごとの損害割合が、樹園地ごとに7割（樹園地減収総合方式にあつては8割）以上となる見込みである場合について、保険金の概算払を受けることができる。

特定組合は、共済金の仮渡しをしようとするときは、組合員に仮渡しの対象とする収穫共済の共済目的の種類ごとの仮渡実施被害割合を通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員から組合員等損害通知書を提出させる。

当該通知書の提出を受けた後、1に準じて現地評価を行うとともに、当該収穫共済の共済目的の種類等と同一の果樹共済再保険区分に属するすべての収穫共済の共済目的の種類等について、第1章第4節第1に定める損害があつたと認められる組合員（樹園地単位方式にあつては樹園地）の被害の概況を調査し、その結果を第4節第1の1に準じて仮損害評価書（様式~~17~~第17号の1又は同号の2）に定める事項について取りまとめる。

第2 樹体共済

1 保険金の概算払を受けない場合

(1) 特定組合は、共済金の仮渡しをしようとするときは、仮渡しの対象とする樹体共済の共済目的の種類ごとの仮渡実施被害割合を組合員に通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員から組合員等損害通知書（様式例~~17~~第1号、第2号の1又は同号の2）を提出させる。

当該通知等の提出を受けた後、第3節に準じた現地評価及び第4節に準じた損害評価高の取りまとめを行う。

(2) (1)にかかわらず、あらかじめ経営局長の承認を得て別に現地評価及び損害評価高の取りまとめの方法を定めた場合は、当該方法によることができる。

2 保険金の概算払を受ける場合

特定組合は、樹体共済の共済目的の種類ごとの損害割合が、組合員ごとに5割以上となる見込みである場合について、保険金の概算払を受けることができる。

特定組合は、共済金の仮渡しをしようとするときは、組合員に仮渡しの対象とする樹体共済の共済目的の種類ごとの仮渡実施被害割合を通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員から組合員等損害通知書を提出させる。

当該通知書の提出を受けた後、1に準じて現地評価を行うとともに、第1章第4節第2に定める損害があつたと認められる組合員の損害についての被害の概況を調査し、その結果を第4節第2の1に準じて仮損害評価書（様式~~11~~第11号）に定める事項について取りまとめる。

第4章 請 求 の 手 続

第1節 特定組合以外の組合等及び連合会による保険金又は再保険金の請求の手続

第1 保険金の請求の手続

1 支払共済金の算定と免責の額の決定

特定組合以外の組合等（以下この節において「組合等」という。）は、収穫共済のうち樹園地単位方式以外の方式にあつては組合員等ごとの減収量、樹園地単位方式にあつては樹園地ごとの減収量、また、樹体共済にあつては組合員等ごとの損害の額が決定したときは、組合員等（樹園地単位方式にあつては樹園地）ごとに支払うべき共済金を次により算定し、支払共済金の額を決定する。この場合、円未満の端数は切り捨てるものとする。また、免責すべき事由がある組合員等（樹園地単位方式にあつては樹園地）については検討の上、免責の額を決定し、これを差し引くものとする。

（1）収穫共済

ア 半相殺方式

収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに第1章第4節第1の1の（2）に基づいて算定する。

この場合において、共済金支払割合の1%未満の端数は四捨五入するが、半相殺減収総合方式について損害割合が30.25%に相当する共済金支払割合については0.4%、半相殺特定危険方式について損害割合が20.25%に相当する共済金支払割合については0.3%として取り扱うものとする。

イ 全相殺方式

収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに第1章第4節第1の2の（2）に基づいて算定する。

この場合において、共済金支払割合については、アの取扱いのうち半相殺特定危険方式に係るものに準ずる。

ウ 災害収入共済方式

収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに第1章第4節第1の3の（2）に基づいて算定する。

エ 樹園地単位方式

収穫共済の共済目的の種類等ごと及び樹園地ごとに第1章第4節第1の4の（2）に基づいて算定する。

この場合において、共済金支払割合の1%未満の端数は四捨五入するが、樹園地減収総合方式について損害割合が40.25%に相当する共済金支払割合については0.4%、樹園地特定危険方式について損害割合が30.25%に相当する共済金支払割合については0.4%として取り扱うものとする。

（2）樹体共済

樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに第1章第4節第2の2に基づいて算定する。

2 損害評価書の作成と保険金の請求

組合等は、組合員等（樹園地単位方式にあつては樹園地）ごとに支払共済金が決定したときは、これを収穫共済の共済目的の種類等（災害収入共済方式にあつては収穫共済の共済目的の種類）ごと又は樹体共済の共済目的の種類ごとに集計して、損害評価書（収穫共済は様式⑩第10号の1、同号の2、同号の3、同号の4、同号の5又は同号の6、樹体共済は様式⑪第5号）を作成し、支払を受けるべき保険金の額を算定して連合会に保険金の請求を行う（収穫共済は様式⑩第11号の（1）、樹体共済は様式⑪第6号の（1））。

ただし、保険金を算定する場合、その基礎となる支払共済金には免責した額を含めないものとする。

3 保険金請求の添付書類

組合等は、保険金の請求に当たつては、損害評価書及び第3章第5節第1の2の（1）のイ、（2）のイ又は第3章第5節第2の2の（2）により修正を行つた場合はその最終決定の損害評価高報告書（収穫共済は様式~~Ⅺ~~第9号の1、同号の2、同号の3、同号の4、同号の5又は同号の6、樹体共済は様式~~Ⅺ~~第4号）を添付するものとする。

第2 再保険金の請求の手続等

1 保険金算定等の検討と免責の額の決定

連合会は、組合等から保険金請求書の提出があつたときは、損害評価高及び保険金の算定等につき検討を行つたうえ、免責すべき事由がある組合等については免責の額を決定する。

2 損害評価書の作成

連合会は、組合等ごとの保険金請求額及び損害評価高等に誤りがないことを確認したときは、これを収穫共済にあつては収穫共済の共済目的の種類等（災害収入共済方式にあつては収穫共済の共済目的の種類）ごと、また、樹体共済にあつては、樹体共済の共済目的の種類ごとに集計して損害評価書（収穫共済は様式~~Ⅺ~~第15号の1、同号の2、同号の3、同号の4、同号の5又は同号の6、樹体共済は様式~~Ⅺ~~第9号）を作成する。この場合、1により免責した額は含めないものとする。

3 支払再保険金の算定及び請求

連合会は、収穫共済にあつては収穫共済の共済目的の種類ごと及び収穫共済区分ごとに、樹体共済にあつては樹体共済の共済目的の種類ごとに、異常災害組合等については、支払を受けるべき再保険金の額（ただし、災害収入共済方式において当該再保険金の金額が法第137条第4号イの農林水産大臣が定める金額を超える場合は、当該金額を限度とする。）を計算し、収穫共済にあつては収穫共済の共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及び組合等ごとの、樹体共済にあつては樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合等ごとの保険金請求書及び損害評価書を添付して、農林水産大臣に再保険金の請求を行う。なお、再保険金を算出する場合は、その基礎となる支払保険金には免責した保険金は含めないものとする（収穫共済は様式~~Ⅺ~~第16号、第11号の（1）及び第10号の1、同号の2、同号の3、同号の4、同号の5若しくは同号の6、樹体共済は様式~~Ⅺ~~第10号、第6号の（1）及び第5号）。

4 通常災害組合等の損害評価書の提出

連合会は、再保険金の請求と併せて、収穫共済にあつては収穫共済の共済目的の種類ごと及び収穫共済区分ごとに、樹体共済にあつては樹体共済の共済目的の種類ごとに通常災害組合等についての収穫共済にあつては収穫共済の共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及び組合等ごとの、樹体共済にあつては樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合等ごとの損害評価書を取りまとめて経営局長に提出するものとする（収穫共済は様式~~Ⅺ~~第10号の1、同号の2、同号の3、同号の4、同号の5又は同号の6、樹体共済は様式~~Ⅺ~~第5号）。

第2節 特定組合による保険金の請求の手続

第1 支払共済金の算定と免責の額の決定

第1節第1の1に定めるところに準じて行う。

第2 損害評価書の作成

特定組合は、組合員（樹園地単位方式にあつては樹園地）ごとに支払共済金が決定したときは、これを収穫

共済にあつては収穫共済の共済目的の種類等（災害収入共済方式にあつては収穫共済の共済目的の種類）ごと、また、樹体共済にあつては樹体共済の共済目的の種類ごとに集計して、損害評価書（収穫共済は様式⑩第10号の1、同号の2、同号の3、同号の4、同号の5又は同号の6、樹体共済は様式⑪第5号）を作成する。この場合、第1により免責した額は含めないものとする。

第3 支払保険金の算定及び請求

異常災害特定組合は、収穫共済にあつては収穫共済の共済目的の種類ごと及び収穫共済区分ごとに、樹体共済にあつては樹体共済の共済目的の種類ごとに、支払を受けるべき保険金の額（ただし、災害収入共済方式において当該保険金の金額が法第141条の7第3号イの農林水産大臣が定める金額を超える場合は、当該金額を限度とする。）を計算し、収穫共済にあつては収穫共済の共済目的の種類ごと及び収穫共済区分ごとの、樹体共済にあつては樹体共済の共済目的の種類ごとの損害評価書を添付して、農林水産大臣に保険金の請求を行う。なお、保険金を算出する場合は、その基礎となる支払共済金には免責した共済金は含めないものとする（収穫共済は様式⑩第11号の（2）及び第10号の1、同号の2、同号の3、同号の4、同号の5若しくは同号の6、樹体共済は様式⑪第6号の（2）及び第5号）。

第4 通常災害特定組合の損害評価書の提出

通常災害特定組合は、収穫共済にあつては収穫共済の共済目的の種類ごと及び収穫共済区分ごと、樹体共済にあつては樹体共済の共済目的の種類ごとの損害評価書を取りまとめて経営局長に提出するものとする（収穫共済は様式⑩第10号の1、同号の2、同号の3、同号の4、同号の5又は同号の6、樹体共済は様式⑪第5号）。

第3節 共済金又は保険金の支払

第1 保険金の支払

1 異常災害組合等の場合

連合会は、再保険金の支払を受けたときは、速やかに、保険金を組合等に支払うものとする。

2 通常災害組合等の場合

連合会は、損害評価書を経営局長に提出したときは、速やかに、保険金を組合等に支払うものとする。

第2 組合等による共済金の支払

- 1 特定組合以外の組合等は、保険金の支払を受けたときは、速やかに、共済金を組合員等に支払うものとする。
- 2 異常災害特定組合は、保険金の支払を受けたときは、速やかに、共済金を組合員に支払うものとする。
- 3 通常災害特定組合は、損害評価書を経営局長に提出したときは、速やかに、共済金を組合員に支払うものとする。

第4節 保険金の仮渡し及び再保険金の概算払の請求の手続等

第1 保険金の仮渡し及び再保険金の概算払の請求の手続

1 保険金仮渡請求額の算定と保険金仮渡請求書の提出

特定組合以外の組合等は、連合会から保険金の仮渡しを受けようとするときは、現地評価等の結果を収穫共済については第3章第6節第1に、樹体共済については第3章第6節第2に準じて仮損害評価高として取りま

とめ、第1節第1に準じて組合員等（樹園地単位方式にあつては樹園地）ごとに共済金支払見込額及び支払を受けるべき保険金の額を算出するとともに、保険金仮渡請求書（収穫共済は様式⑩第18号の（1）、樹体共済は様式⑩第12号の（1））を作成し、連合会に提出する。

当該請求書を提出する際には、別に作成した仮損害評価書（収穫共済は様式⑩第17号の1又は同号の2、樹体共済は様式⑩第11号）その他必要な事項を記載した資料を添付する。

2 保険金仮渡額の決定

連合会は、組合等から保険金の仮渡しの請求があつたときには、連合会の仮損害評価高により組合等ごとの保険金仮渡額を決定する。

3 保険金仮渡しの条件

連合会は、保険金の仮渡しを行うに当たつて、必要がある場合は、組合等に対し、共済金の仮渡し方法につき条件を付することができる。

4 再保険金の概算払の請求

連合会は、農林水産大臣に再保険金の概算払の請求をするときは、現地評価等の結果を収穫共済については第3章第7節第1、樹体共済については第3章第7節第2の損害評価の結果に基づき、仮損害評価高として取りまとめ、第2節第1及び第3に準じて保険金の額を算出するとともに、再保険金概算払請求書（収穫共済は様式⑩第21号の1、同号の2及び第20号の1若しくは同号の2、樹体共済は様式⑩第15号の1、同号の2及び第14号）を作成し、農林水産大臣に提出する。

当該請求書を提出する際には、別に作成した仮損害評価書（収穫共済は様式⑩第17号の1又は同号の2、樹体共済は様式⑩第11号）その他当該組合等から提出された保険金仮渡請求書、仮損害評価書及び次の資料を添付する。

（1）収穫共済

ア 樹園地単位方式以外の方式にあつては収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとの損害割合が2割超過5割未満の組合員等（半相殺減収総合方式にあつては3割超過6割未満の組合員等）、樹園地単位方式にあつては収穫共済の共済目的の種類等ごと及び樹園地ごとの損害割合が3割超過7割未満の樹園地（樹園地減収総合方式にあつては4割超過8割未満の樹園地）の減収量

イ 樹園地単位方式以外の方式にあつては収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとの損害割合が5割以上の組合員等（半相殺減収総合方式にあつては6割以上の組合員等）、樹園地単位方式にあつては収穫共済の共済目的の種類等ごと及び樹園地ごとの損害割合が7割以上の樹園地（樹園地減収総合方式にあつては8割以上の樹園地）の減収量

ウ 支払共済金見込額

エ その他様式⑩第17号の1又は同号の2に定める事項

（2）樹体共済

ア 樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとの損害額の割合が5割未満の共済金支払対象見込組合員等の損害の額

イ 樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとの損害額の割合が5割以上の組合員等の損害の額

ウ 支払共済金見込額

エ その他様式⑩第11号に定める事項

5 保険金仮渡結果の報告

連合会は、保険金の仮渡し（再保険金の概算払を受けない場合を含む。）をしたときは、速やかに仮渡し組合等別に災害名、災害発生年月日、仮渡し年月日、仮渡し対象被害の割合（○割以上の被害）、仮渡し対象組

合員等数（樹園地単位方式にあつては仮渡しに係る樹園地数）及び仮渡保険金の額並びに仮渡保険金の連合会合計額を経営局長に報告する。

第2 保険金又は再保険金の追加請求

保険金の仮渡しを受けた組合等又は再保険金の概算払を受けた連合会は、損害評価高が確定した場合には、第1節第1又は第2に基づき損害評価書を作成し、保険金の追加請求（収穫共済は様式⑩第19号の（1）、樹体共済は様式⑩第13号の（1））又は再保険金の追加請求（収穫共済は様式⑩第22号、樹体共済は様式⑩第16号）を行う。

第5節 特定組合による保険金の概算払の請求の手続等

第1 保険金概算払請求の手続

1 保険金概算払請求額の算定と保険金概算払請求書の提出

特定組合は、農林水産大臣に保険金の概算払の請求をするときは、現地評価等の結果を、収穫共済については第3章第7節第1に、樹体共済については第3章第7節第2に準じて仮損害評価高として取りまとめ、第2節第1及び第3に準じて組合員等（樹園地単位方式にあつては樹園地）ごとに共済金支払見込額及び支払を受けるべき保険金の額を算出するとともに、保険金概算払請求書（収穫共済は様式⑩第18号の（2）、樹体共済は様式⑩第12号の（2））を作成し、農林水産大臣に提出する。

当該請求書を提出する際には、別に作成した仮損害評価書（収穫共済は様式⑩第17号の1又は同号の2、樹体共済は様式⑩第11号）及び次の資料を添付する。

（1）収穫共済

ア 樹園地単位方式以外の方式にあつては収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員ごとの損害割合が2割超過5割未満の組合員（半相殺減収総合方式にあつては3割超過6割未満の組合員）、樹園地単位方式にあつては収穫共済の共済目的の種類等ごと及び樹園地ごとの損害割合が3割超過7割未満の樹園地（樹園地減収総合方式にあつては4割超過8割未満の樹園地）の減収量

イ 樹園地単位方式以外の方式にあつては収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員ごとの損害割合が5割以上の組合員（半相殺減収総合方式にあつては6割以上の組合員）、樹園地単位方式にあつては収穫共済の共済目的の種類等ごと及び樹園地ごとの損害割合が7割以上の樹園地（樹園地減収総合方式にあつては8割以上の樹園地）の減収量

ウ 支払共済金見込額

エ その他様式⑩第17号の1又は同号の2に定める事項

（2）樹体共済

ア 樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合員ごとの損害額の割合が5割未満の共済金支払対象見込組合員の損害の額

イ 樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合員ごとの損害額の割合が5割以上の組合員の損害の額

ウ 支払共済金見込額

エ その他様式⑩第11号に定める事項

2 共済金仮渡結果の報告

特定組合は、共済金の仮渡し（保険金の概算払を受けない場合を含む。）をしたときは、速やかに災害名、災害発生年月日、仮渡年月日、仮渡対象損害の割合（○割以上の損害）、仮渡しに係る組合員数（樹園地単位

方式にあつては仮渡しに係る樹園地数) 及び仮渡共済金の額を経営局長に報告するものとする。

第2 保険金の追加請求

保険金の概算払を受けた特定組合は、損害評価高が確定した場合には、第2節第2に準じて損害評価書を作成し、保険金の追加請求（収穫共済は様式⑩第19号の（2）、樹体共済は様式⑪第13号の（2））を行うものとする。

附則（平成27年3月9日26経営第2993号）

平成27年3月9日から適用する。なお、第1章第3節第1に係る部分以外の改正規定は、平成27年4月1日以降に共済責任期間の開始する果樹共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する果樹共済の共済関係については、なお従前の例による。